

第2次 津山市地域福祉計画(案)

平成31年2月

津 山 市

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
第1節 地域福祉とは.....	1
第2節 計画策定の背景.....	2
第3節 計画の位置づけ.....	5
第4節 計画の期間.....	6
第5節 計画策定の体制.....	7
第2章 津山市の地域福祉を取り巻く現状と課題.....	10
第1節 統計からみる津山市の現状.....	10
第2節 アンケート調査結果から見た地域福祉の現状と課題.....	16
第3節 地域懇談会等の結果から見た地域福祉の現状と課題.....	39
第4節 第1次計画の課題と第2次計画で取り組むべきことの整理.....	40
第3章 計画の基本的な考え方.....	44
第1節 基本理念.....	44
第2節 基本目標.....	44
第3節 施策体系.....	44
第4章 地域福祉の推進方策.....	46
基本目標1 みんなで支え合うまちづくり.....	46
基本目標2 安全・安心なまちづくり.....	53
基本目標3 活力あふれるまちづくり.....	59
基本目標4 福祉サービスが充実したまちづくり.....	67
第5章 計画の推進に向けて.....	76
第1節 計画の周知.....	76
第2節 計画の評価・管理.....	76
第3節 津山市社会福祉協議会の地域福祉活動計画との連携.....	76
第4節 成果目標の設定と評価.....	77
第5節 市の取組目標.....	78
資料編.....	80
1 計画の策定経過.....	80
2 地域懇談会等の結果概要.....	81
3 津山市地域福祉計画策定懇話会設置要綱.....	89
4 津山市地域福祉計画策定懇話会委員名簿.....	90
5 津山市地域福祉計画策定・推進会議設置要領.....	91
6 用語解説.....	92

第1章 計画の策定にあたって

第1節 地域福祉とは

(1) 地域福祉の考え方について

毎日の暮らしの中で、私たち一人ひとはさまざまな不安やストレスを抱えて暮らしています。たとえば「健康や老後の不安」「災害時の不安」「子育ての不安」といった問題です。このようなさまざまな問題を解決するためには、公的支援を整えることはもちろんのこと、地域においては「つながり」「支え合う」ことが重要になります。誰もが自分らしくいきいきと暮らしていくために人と人が「つながり」「支え合う」、これが地域福祉の考え方です。

これまでは、「福祉は、一部の困っている人を助け、支えること」と考えられてきましたが、少子高齢化の進行や、核家族化、単身世帯の増加等により生活形態が多様化する中、誰もが支える立場や支えてもらう立場になりうる時代となっています。互いに支え合いそれぞれの問題を解決するため、「つながり」「支え合い」の仕組みをつくる計画が、地域福祉計画です。

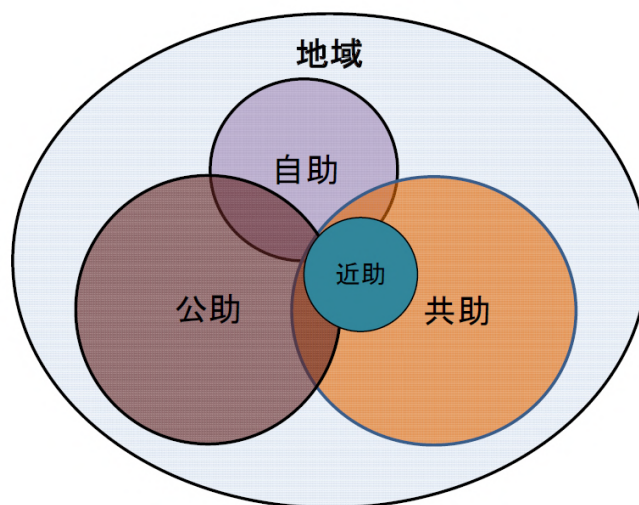
(2) 自助・近助・共助・公助で進める地域福祉について

地域福祉の推進は、住民、地域で活動する団体等及び行政がそれぞれの役割を果たしながら、連携・協力することにより初めて可能となります。

それは、「市民一人ひとりの主体的な活動(自助)」「お隣近所のお互い様、なじみの助け合い(近助)」「地域の助け合いやボランティア活動等による住民同士の支え合い(共助)」「行政の責任による公的支援(公助)」により、日常生活の課題を解決していこうとする取組です。

この考え方は、地域に暮らす多様な人々が、周囲の人や行政等に過度に依存せず自立した生活を送ることができ、その上で、個性を尊重しつつ、お互いに協力して不足部分を補い合いながら協力できる地域社会をつくるということが背景となっています。

■ 自助・近助・共助・公助のイメージ



※「公助」については医療・福祉サービス事業者等も含む考えもありますが、本計画では「公助」を行政の責任による公的支援と位置づけて分類しています。

第2節 計画策定の背景

近年、少子高齢・人口減少社会への突入、さらには先行きの不透明な経済状況や人間関係の希薄化などを背景に、生活不安やストレスが増大し、家庭内暴力、虐待、ひきこもり、青少年や働き盛り世代の自殺、高齢者等の孤独死等、かつては想像もできなかったような社会問題が発生しています。

このように複雑・多様・重複化している社会問題や生活上の諸課題に対応するには、行政による福祉サービスの充実だけでは難しく、また、住民相互の助け合いだけでも対応することはできません。そのため、行政による福祉サービスの充実と、住民相互の助け合い、支え合い活動の促進を両輪として、地域福祉の推進に取り組むことが求められています。

国では、平成28年7月に『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部を設置し、平成28年10月から「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会(地域力強化検討会)」において、地域共生社会の実現に向けた方向性などの議論が進められました。

また、平成29年6月には「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等を改正する法律」が成立し、社会福祉法が一部改正されました。改正社会福祉法では、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進に向けて、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨の規定が明確にされるとともに、地域福祉計画は、高齢者、障害者、児童等の福祉の各分野における共通的な事項を横断的に記載する上位計画として位置づけられました。

さらに、平成29年9月には地域力強化検討会の「最終とりまとめ」が公表され、市町村が包括的な支援体制づくりに向け、以下の3点が必要な要素として掲げられました。

- 他人事を「我が事」に変えていくような働きかけをする機能
- 「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める場
- 市町村における包括的な相談支援体制

本市では、平成26年3月に「つくりあげよう やさしさとぬくもりあふれる まちをちいきを しみみんなのちえとちからで」を基本理念に掲げ、平成26年度から30年度の5か年を計画期間とする「津山市地域福祉計画」(以下、「第1次計画」という。)を策定しました。

第1次計画においては、基本目標として①みんなで支え合うまちづくり、②安全・安心なまちづくり、③活力あふれるまちづくり、④福祉サービスが充実したまちづくりを掲げ、地域での連携強化に向けた環境整備、基盤の充実に取り組んできました。

一方、第1次計画の策定後には、国において福祉に関する各種法制度の整備・施行が進み、社会福祉法の改正など、地域福祉を取り巻く状況が大きく動いています(表1、表2)。

このような中、本市では、第1次計画が平成30年度に終了するため、本市の地域福祉を取り巻く現状・課題や国等の動向を踏まえ、平成31年度からの5か年を計画期間とした「第2次津山市地域福祉計画」(以下、「本計画」または「第2次計画」という。)を策定します。

■表1:「地域共生社会」の実現に向けた改革工程

「地域共生社会」の実現に向けて

「地域共生社会」とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて、『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- ✓ 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- ✓ 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的 サービス提供の支援

『我が事』『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- ✓ 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- ✓ 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築
- 地域福祉計画の充実

地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化:高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

地域丸ごとのつながりの強化

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用 の 推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源(耕作放棄地、環境保全など)と丸ごとつながること で 地域 に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

専門人材の機能強化・最大活用

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

出典:厚生労働省資料をもとに作成

■表2:「地域共生社会」の実現に向けた厚生労働省の取組(まとめ)

平成27年9月「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」公表 これまで取り組んできた地域包括ケアシステムの概念を、高齢者に限らない仕組みとして深めていく方向性が示された。
平成28年6月2日「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定 地域共生社会を実現するためには、福祉分野のみならず、あらゆる分野において共通認識のもと取り組んでいくことが不可欠となる。そこで、厚生労働省の方針から政府全体の方針とするため、同プランに「地域共生社会の実現」が位置づけられた。
平成28年7月15日「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」設置 厚生労働大臣を本部長とし、実現本部の下には3つのワーキンググループが設置され、地域共生社会の実現に向けた検討が始まった。
平成28年10月「地域力強化検討会」設置 実現本部の検討に資するため、有識者や福祉関連の現場で先駆的な取り組みを実践している方々から構成される地域力強化検討会が設置された。
平成28年12月「地域力強化検討会中間取りまとめ」公表 市町村における包括的な支援体制の構築に向けた提言が取りまとめられた。
平成29年2月7日「『地域共生社会』の実現に向けた当面の改革工程』公表 地域共生社会を実現するための「改革の骨格」として、次の4点が示された。 ①地域課題の解決力の強化 ②地域丸ごとのつながりの強化 ③地域を基盤とする包括的支援の強化 ④専門人材の機能強化・最大活用
平成29年6月2日「社会福祉法の一部改正」公布 [平成30年4月1日施行] 社会福祉法が一部改正された。主な改正内容は、次の3点。 ①「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定 ②地域福祉推進の理念実現のため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定 ・地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備 ・住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制 ・主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制 ③地域福祉計画の充実
平成29年9月「地域力強化検討会最終取りまとめ」公表 地域共生社会の実現に向け、次の3つの事項等についての提言が取りまとめられた。 ①市町村における包括的な支援体制の構築 ②地域福祉(支援)計画 ③自治体・国の役割
平成29年12月「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」公表 地域力強化検討会において、中間取りまとめで示した「我が事・丸ごと」の体制の具体的展開及び地域福祉計画の策定ガイドラインが示された。

第3節 計画の位置づけ

(1) 法令の根拠

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき策定する市町村地域福祉計画です。

社会福祉法[平成30年4月改正](抜粋)

【第107条】(市町村地域福祉計画)

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

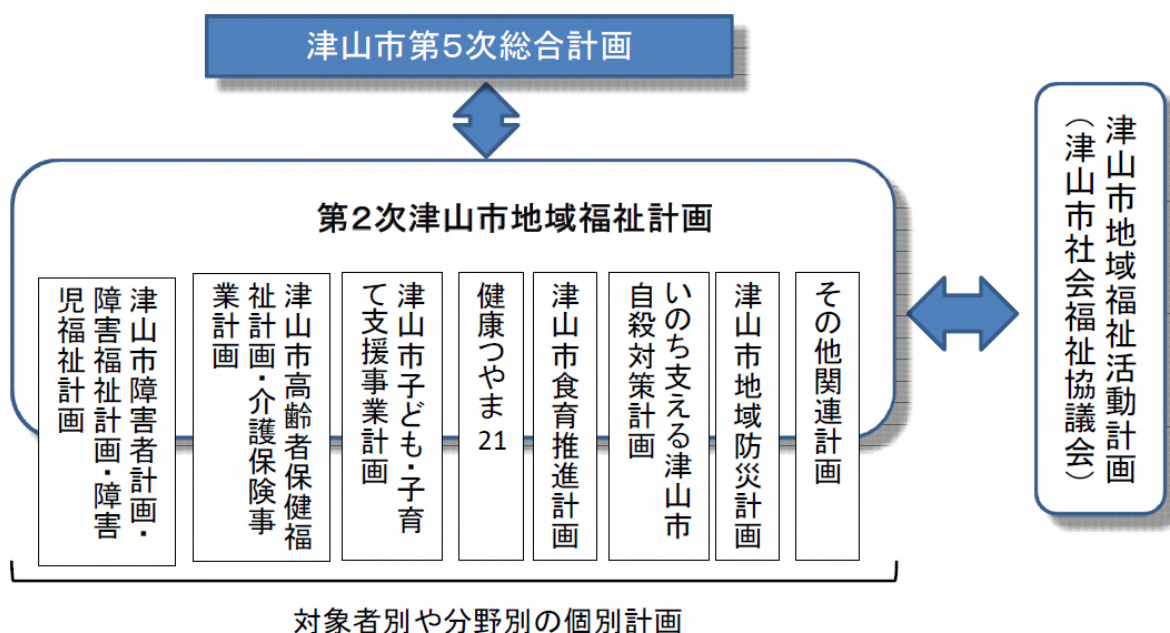
- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合に、同項各号に掲げる事業に関する事項

(2) 関連計画との関係

本計画は、津山市第5次総合計画を最上位計画とし、「津山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「津山市障害者計画」「つやまっ子にこにこプラン(津山市子ども・子育て支援事業計画)」「健康つやま21」等の福祉分野の個別計画との整合・連携を図りつつ、それらの共通的な事項を横断的に記載する上位計画として位置付けられています。

また、その他の関連計画や、津山市社会福祉協議会が策定する「第5次地域福祉活動計画」とも整合・連携を図ります。

【津山市地域福祉計画と各計画との関係】



第4節 計画の期間

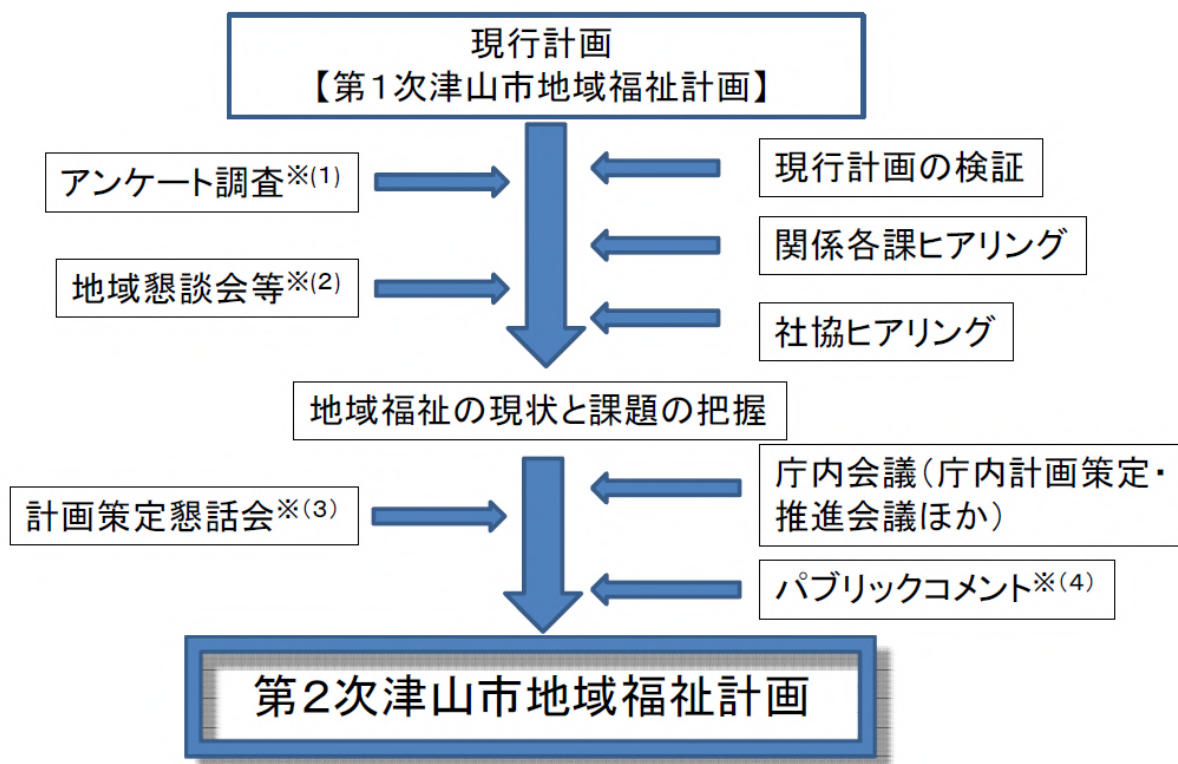
本計画の期間は、平成31(2019)年度から平成35(2023)年度の5か年とします。

また、福祉をはじめとする様々な生活関連分野における社会情勢の変化や福祉ニーズなどに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

【各計画の期間】													
	平成 25年度 (2013)	平成 26年度 (2014)	平成 27年度 (2015)	平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	平成 31年度 (2019)	平成 32年度 (2020)	平成 33年度 (2021)	平成 34年度 (2022)	平成 35年度 (2023)		
津山市総合計画	第4次計画			第5次計画(平成37年度まで)									
津山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第5期計画	第6期計画				第7期計画			次期計画				
津山市障害者計画	第2期計画					第3期計画							
津山市障害福祉計画	第3期計画	第4期計画				第5期計画			次期計画				
津山市障害児福祉計画						第1期計画			次期計画				
津山市子ども・子育て支援事業計画			第1期計画					次期計画					
健康つやま21	第2次計画										次期計画		
津山市食育推進計画	第2次計画										次期計画		
いのち支える津山市自殺対策計画							第1次計画			次期計画			
地域福祉活動計画 (津山市社会福祉協議会)	第4次計画			第5次計画					次期計画				
津山市地域福祉計画			第1次計画				第2次計画						

第5節 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、以下の取組により、現状把握及び課題の抽出と計画内容の協議を進めました。



(1) アンケート調査

地域福祉の現状認識や地域で活動していく上での問題・課題を把握し、地域福祉の取組を計画的に進めるための基礎資料とするため、市民、町内会長、愛育委員、民生委員・児童委員を対象としたアンケート調査を実施しました。

①市民対象

調査対象者	市内在住の18歳以上の男女(住民基本台帳より無作為抽出)
調査期間	平成30年7月4日～7月20日
調査方法	郵送配布、郵送回収
配布・回収数	2,000件配布、693件回収(有効回収率34.7%)

②町内会長対象

調査対象者	全町内会長
調査期間	平成30年7月4日～7月20日
調査方法	郵送配布、郵送回収
配布・回収数	365件配布、267件回収(有効回収率73.2%)

③愛育委員対象

調査対象者	愛育委員(役員)
調査期間	平成30年6月～7月
調査方法	定例会議での配布・回収
配布・回収数	300件配布、196件回収(有効回収率65.3%)

④民生委員・児童委員対象

調査対象者	全民生委員・児童委員
調査期間	平成30年6月～7月
調査方法	定例会議での配布・回収
配布・回収数	280件配布、222件回収(有効回収率79.3%)

(2) 地域懇談会等

①小地域ケア会議における地域懇談会

広く市民から地域の課題や解決アイデア等の意見を収集し、本計画策定の検討材料とすることを目的として、小地域ケア会議における懇談会を実施しました。この懇談会は、市民に地域福祉の必要性を理解していただくとともに、日常生活における福祉的な課題を出し合い、地域福祉の推進に向けての共通認識を深めるきっかけづくりとすることも実施の目的としています。

支部名	開催日	開催場所	参加人数
城南	平成30年10月31日(水)	アルネ津山さんさん	14
西加茂	平成30年11月6日(火)	加茂中原会館	17
城西	平成30年11月8日(木)	城西公民館	22
広野	平成30年11月12日(月)	広野公民館	21
新加茂	平成30年11月15日(木)	加茂町公民館	10
林田	平成30年11月16日(金)	津山東公民館	22
高倉	平成30年11月17日(土)	高倉公民館	30
佐良山	平成30年11月18日(日)	佐良山公民館	30
勝加茂西	平成30年11月18日(日)	上村公会堂	40
田邑	平成30年11月19日(月)	田邑公民館	18

②PTA役員懇談会

PTA役員を対象に地域の課題や、連携の必要性などを把握し、本計画策定の基礎資料として活用するため、懇談会を実施しました。

対 象	開催日	参加人数
津山市PTA連合会役員	平成30年9月18日(火)	4

(3)計画策定懇話会

計画に関する調査・研究を行い、計画の策定に関して意見を反映させるため、学識経験者、市民団体代表者、保健・福祉関係者、学校教育関係者などからなる「津山市地域福祉計画策定懇話会」を4回開催しました。

(4)パブリックコメント

計画に市民の意見を反映させるため、窓口での閲覧やホームページなどの手法により、計画に対する市民の意見を募集しました。

実施期間：

閲覧場所：

第2章 津山市の地域福祉を取り巻く現状と課題

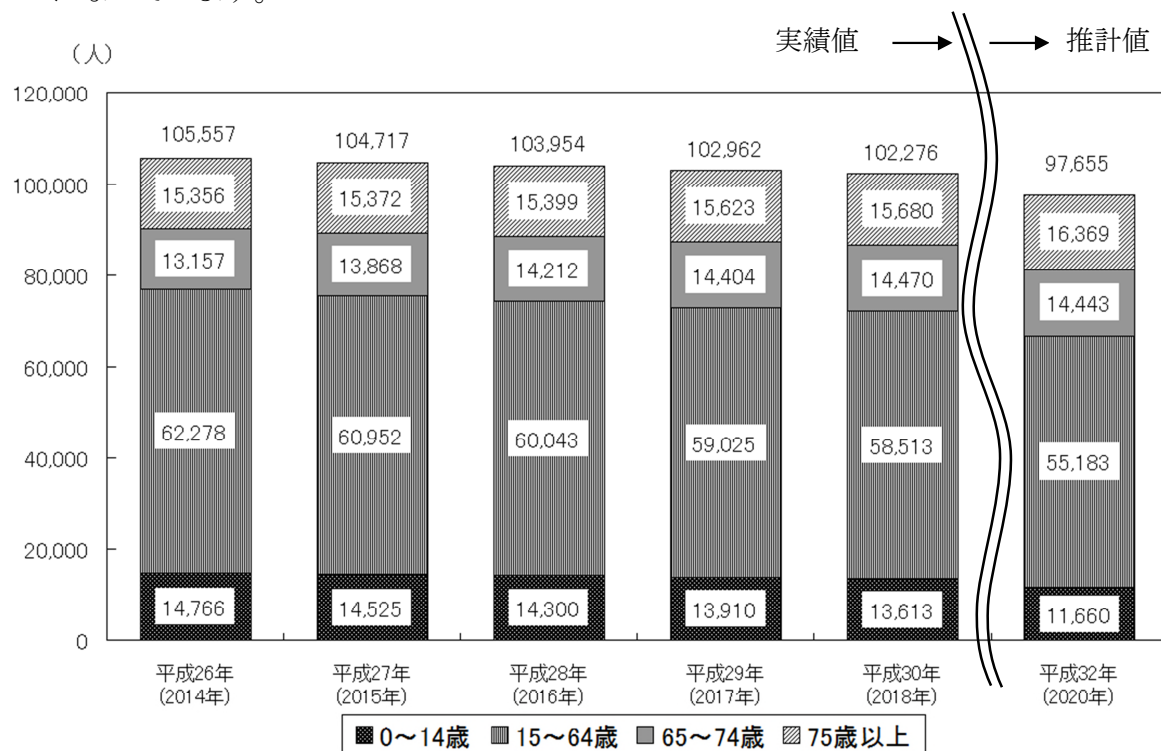
第1節 統計からみる津山市の現状

1. 人口の推移

■総人口と年齢4区分別人口の推移

本市の総人口の推移をみると、年々減少傾向となっており、平成 30(2018)年では 102,276 人と、平成 26(2014)年から 3,281 人の減少となっています。

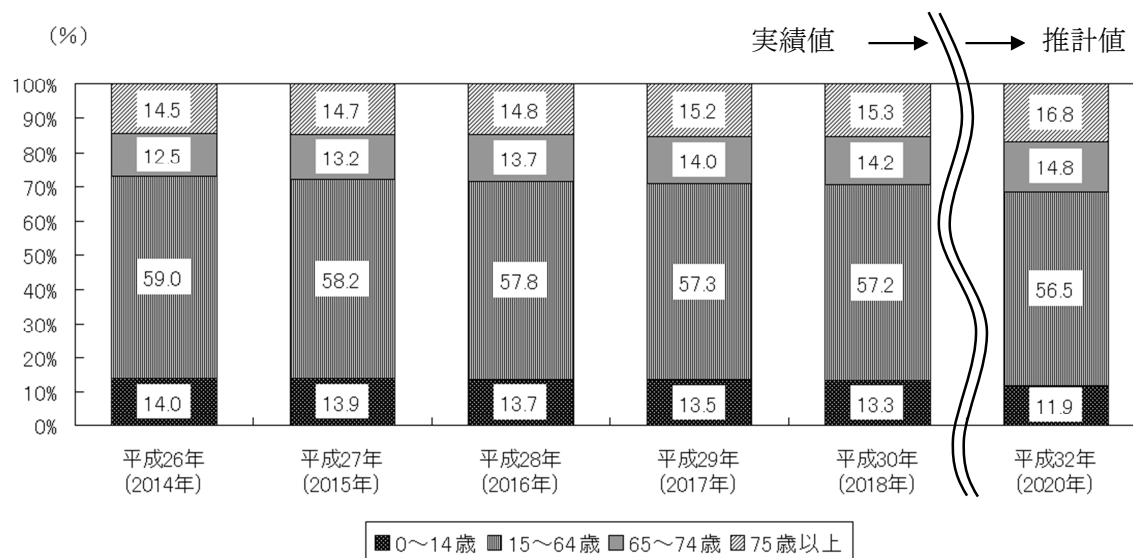
今後も減少傾向が続き、平成 32(2020)年には、総人口は 10 万人を切る見通しになっています。



資料:住民基本台帳(各年1月1日現在)、津山市人口等将来推計(平成 27 年)

■年齢4区分別人口比の推移

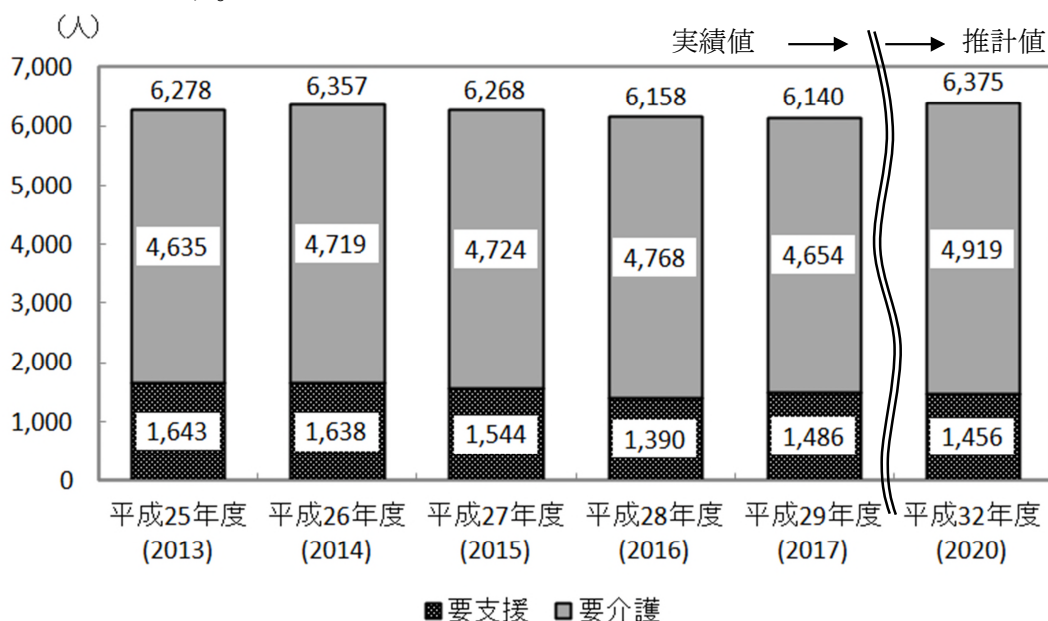
年齢4区分別に見ると、0～14歳と15～64歳の割合が減少しているのに対し、65～74歳と75歳以上の割合が増加しており、平成30(2018)年の高齢化率は29.5%となっています。平成32(2020)年には、高齢者人口の割合は31.6%に達し、逆に年少者人口は11.9%に低下すると見込まれ、少子高齢化が進行すると推測されます。



資料:住民基本台帳(各年1月1日現在)、津山市人口等将来推計(平成27年)

2. 要支援・要介護認定者の推移

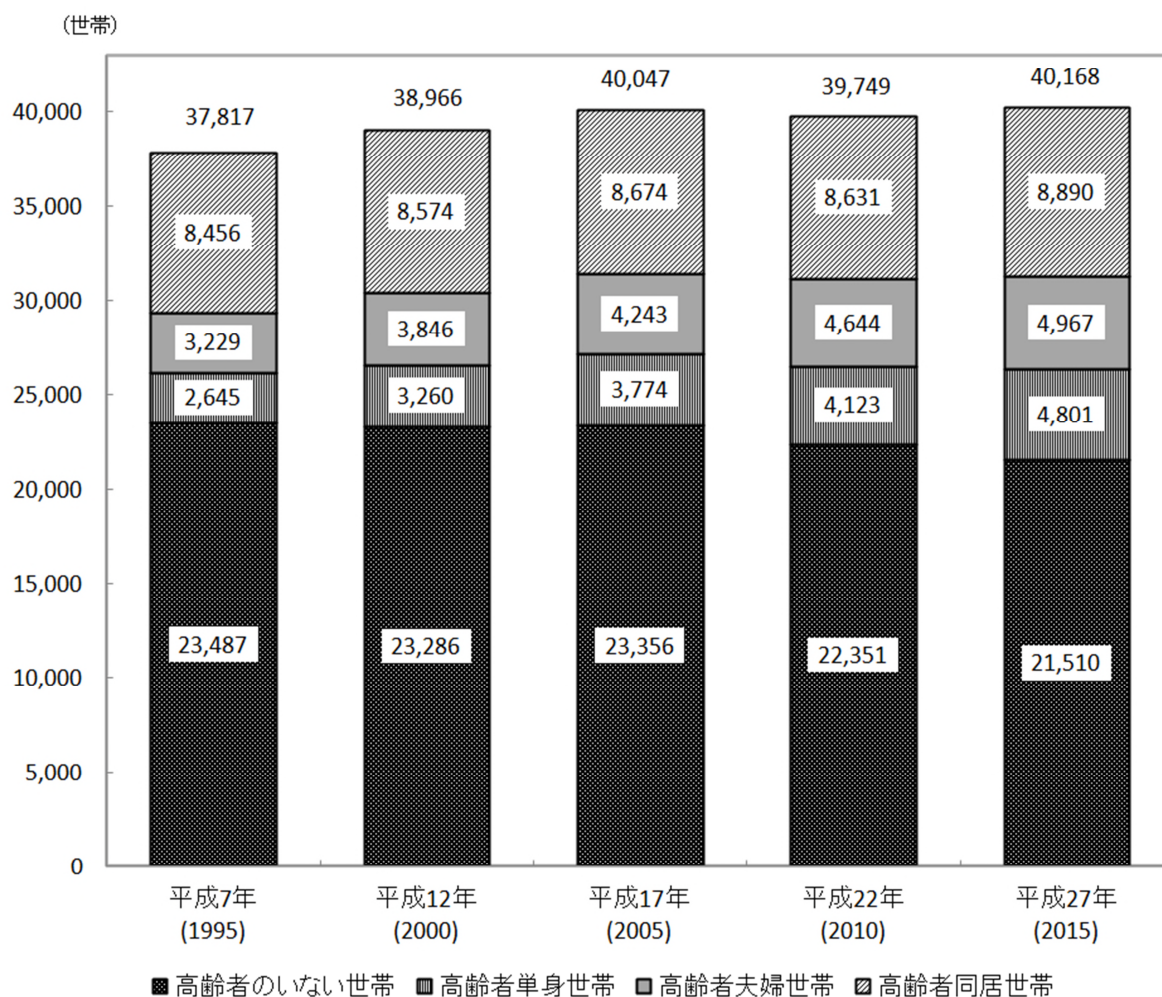
要支援認定・要介護認定者の推移をみると、平成27(2015)年度から減少傾向にあり、平成29(2017)年度では6,140人と、平成25(2013)年から138人の減少になっていますが、将来推計では再び増加に転じ、平成32(2020)年では6,375人となっています。



資料:高齢介護課

3. 高齢者のいる世帯の推移

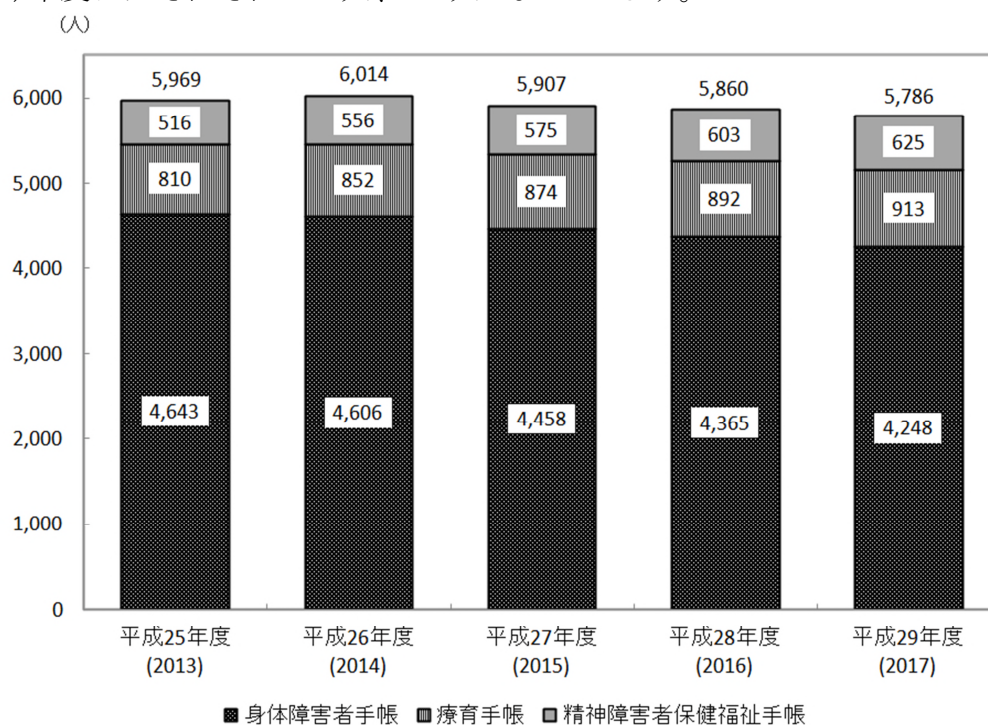
高齢者単身世帯・高齢者夫婦世帯の推移をみると、ともに増加傾向となっており、平成27(2015)年時点では、平成22(2010)年より、高齢者単身世帯数は678世帯、高齢者夫婦世帯数は323世帯増加しています。



資料: 高齢介護課

4. 障害者手帳等保有者数

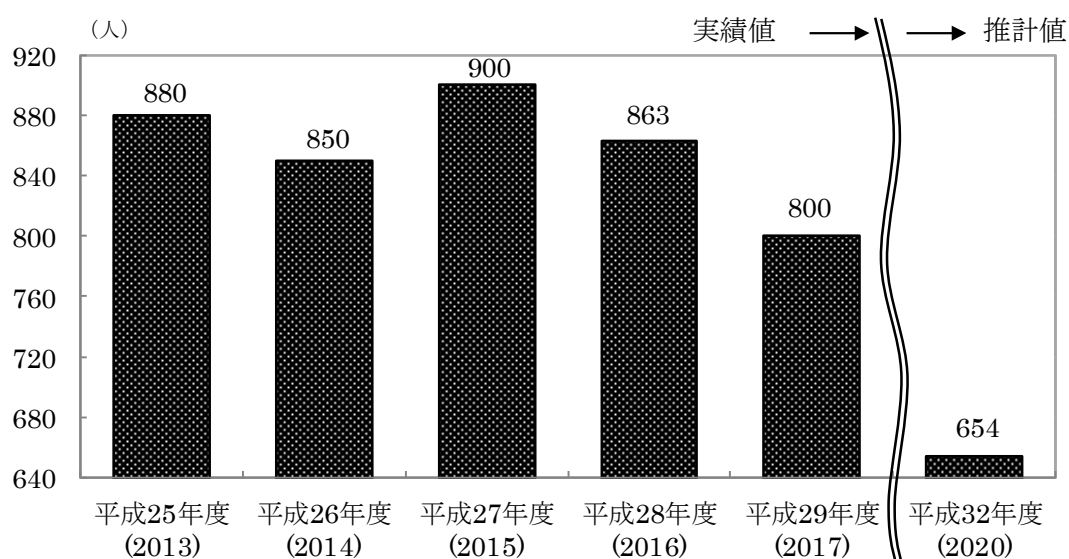
各障害者手帳所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者が最も多く、次いで、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者が多くなっています。身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあり、平成 29(2017)年度には 4,248 人となっています。一方、療育手帳所持者数と精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、平成 29(2017)年度にはそれぞれ 913 人、625 人となっています。



資料:障害福祉課

5. 出生数の推移

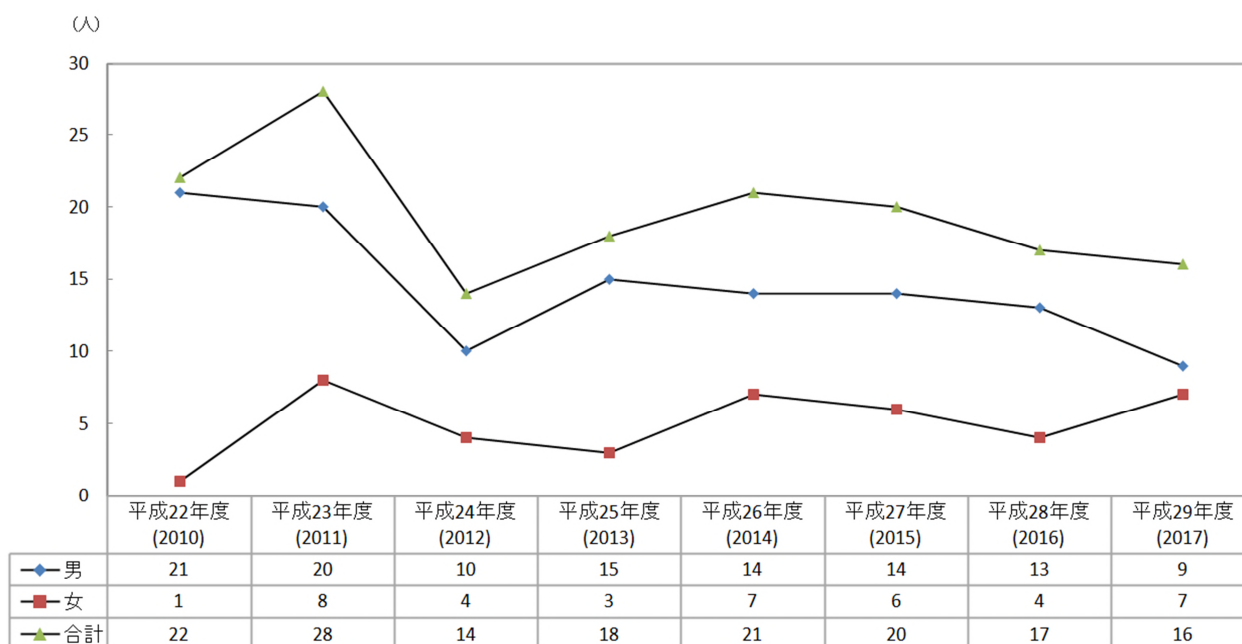
出生数の推移をみると、平成 28(2016)年度から減少傾向にあり、平成 29(2017)年度の出生数は 800 人になっています。平成 32(2020)年の推計では 654 人となっています。



資料:市民課、津山市人口等将来推計(平成 27 年)

6. 自殺死亡者数の推移

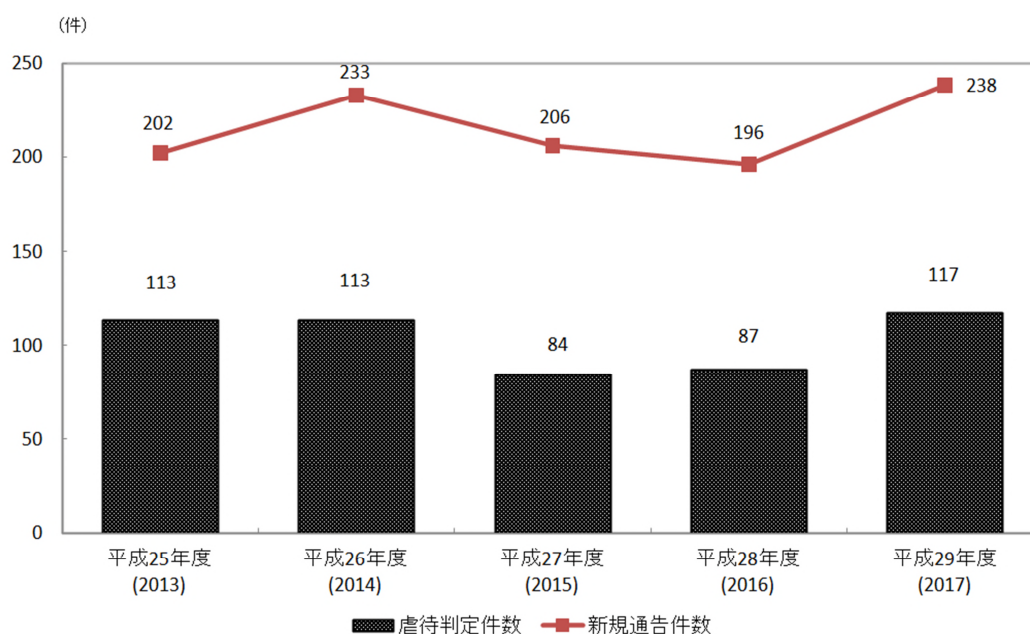
本市の自殺死亡者数は、近年、減少傾向にあります。また、自殺者数は、男性が多い状況です。平成 29(2017)年度の自殺死亡者数の合計は 16 人になっています。



資料:健康増進課

7. 児童虐待通告件数の推移

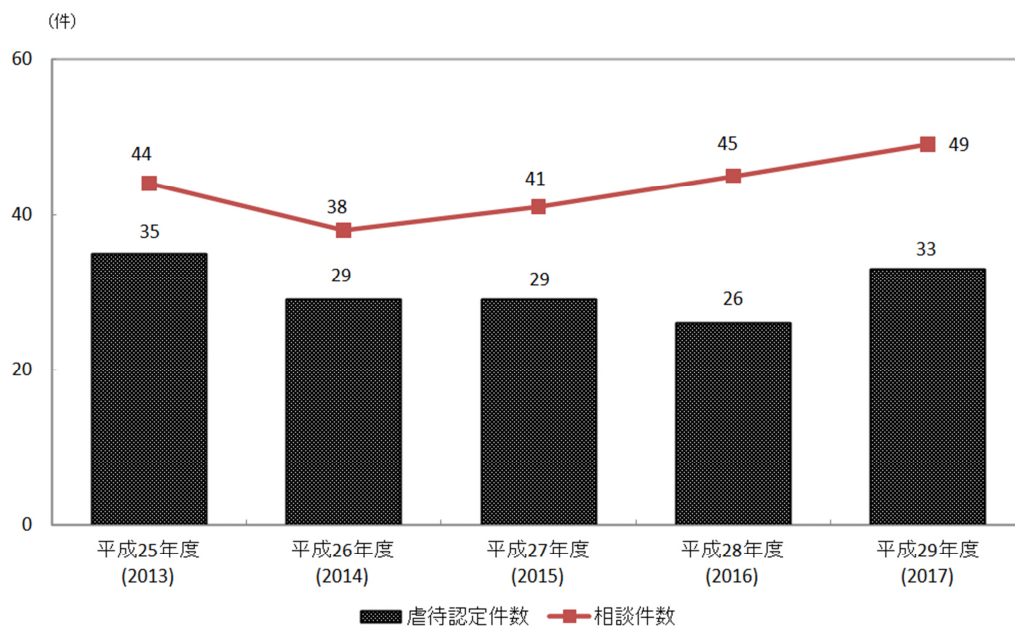
本市への児童虐待通告件数の推移をみると、年間約 200 件の新規通告があり、通告の約半分が児童虐待と判定されています。



資料:こども子育て相談室

8. 高齢者虐待相談件数の推移

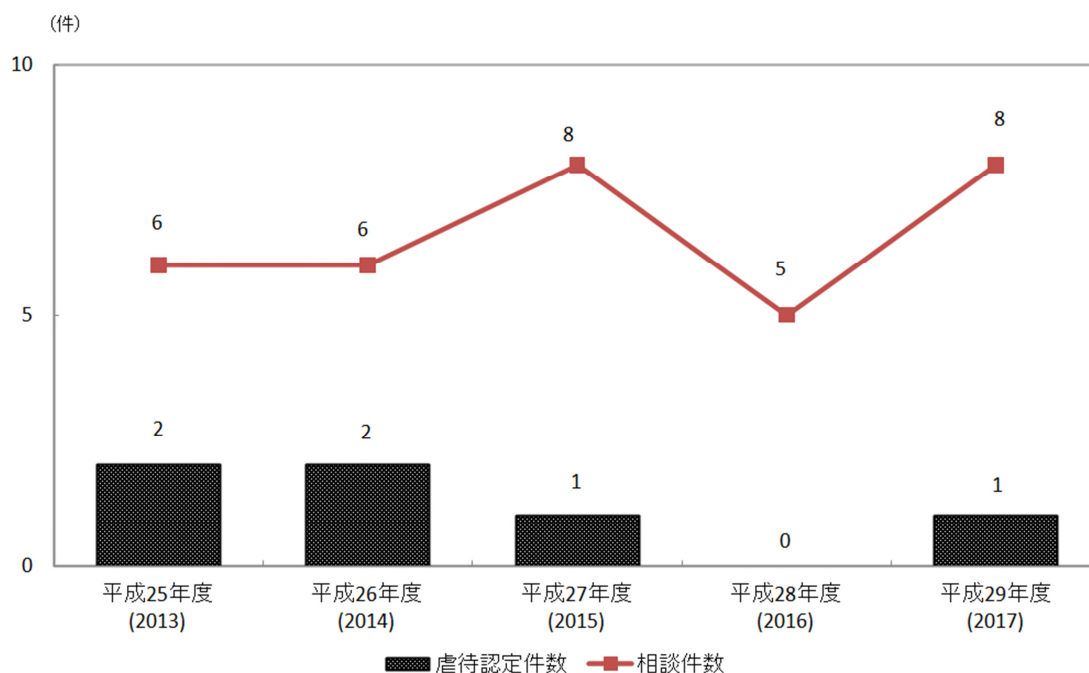
本市への高齢者虐待相談件数の推移をみると、相談件数は平成 27(2015)年度から増加傾向にあり、平成 29(2017)年度の相談件数は 49 件で、そのうち虐待認定件数は 33 件になっています。



資料:高齢介護課

9. 障害者虐待相談件数の推移

本市への障害者虐待相談件数の推移をみると、相談件数は横ばいになっています。平成 29(2017)年度の相談件数は 8 件で、そのうち虐待認定件数は 1 件になっています。



資料:障害福祉課

第2節 アンケート調査結果から見た地域福祉の現状と課題

集計方法について

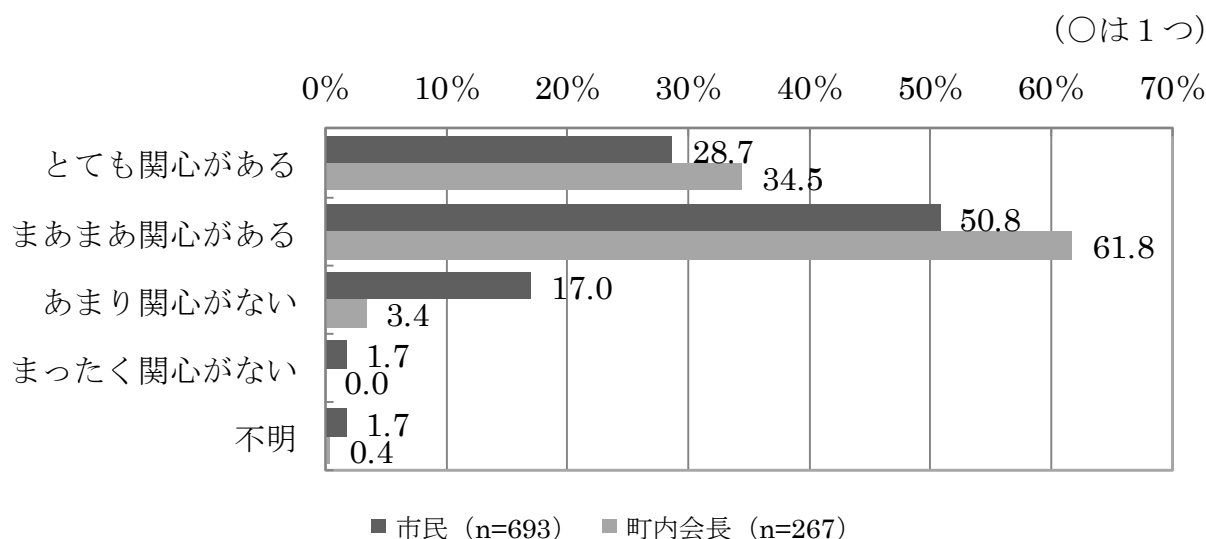
1. 比率は全て、各設問の無回答を含む集計対象者数に対する百分比(%)を表しています。1人の対象者に2つ以上の回答を求める設問では、百分比(%)の合計は、100.0%を超えます。
2. 百分比(%)は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを表示しています。四捨五入の結果、各回答の百分比(%)の合計は100.0%に一致しない場合があります。
3. 図表中の「n」とは集計対象者総数(あるいは、分類別の該当対象者数)を示し、比率は「n」を100.0%として算出しています。
4. 「前回調査」は、平成25年度に実施した「津山市地域福祉計画策定のためのアンケート調査の結果」を示しています。
5. 各対象のアンケート結果は次のとおり表記しています。
 - 市民・・・市民対象アンケート結果
 - 町内会長・・・町内会長アンケート結果
 - 愛育委員・・・愛育委員アンケート結果
 - 民生委員・・・民生委員・児童委員アンケート結果

※アンケート調査の方法等については、7・8ページに記載しています。

1. 福祉に対する意識について 【市民、町内会長アンケート】

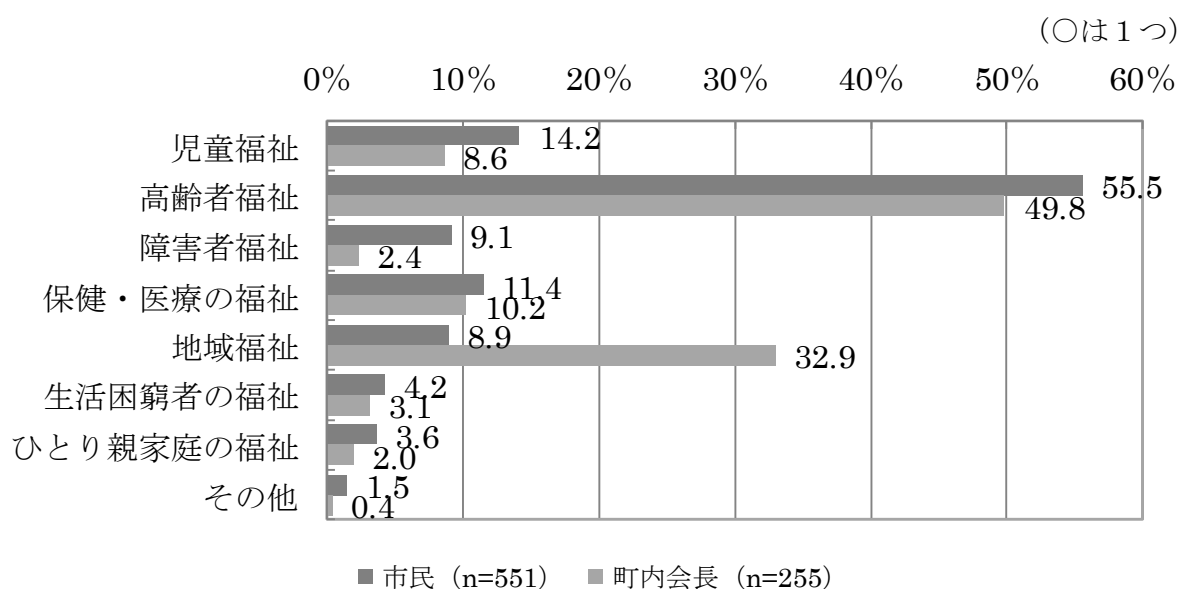
① 福祉への関心

福祉への関心については、「とても関心がある」と「まあまあ関心がある」を合わせた『関心がある』が市民の79.5%、町内会長の96.3%、「まったく関心がない」と「あまり関心がない」を合わせた『関心がない』が市民の18.7%、町内会長の3.4%となっており、『関心がある』が『関心がない』を大きく上回っています。



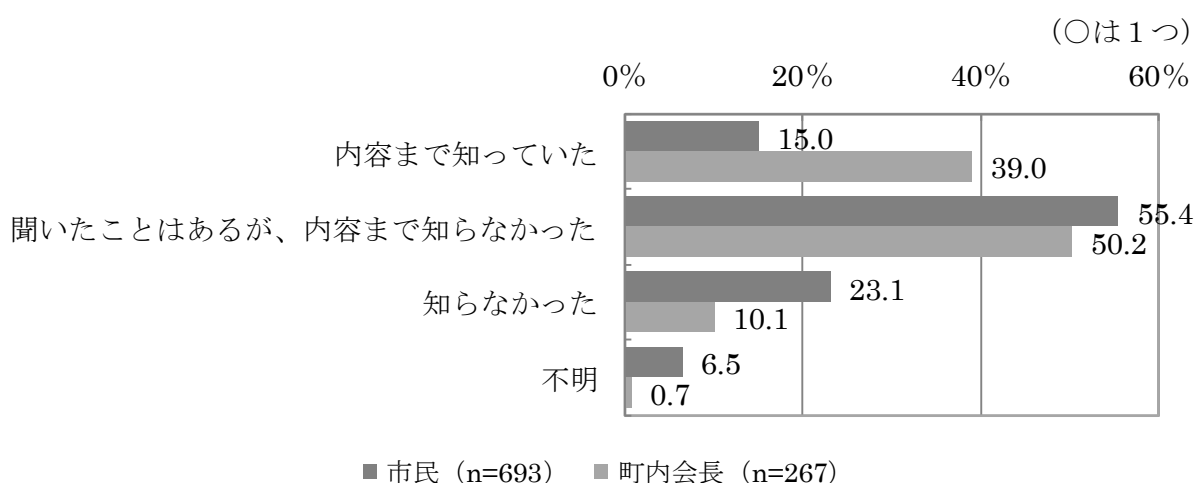
② 関心のある福祉分野

関心のある福祉分野については、「高齢者福祉」が市民の 55.5%、町内会長の 49.8%と最も多くなっています。また、「地域福祉」への関心は、町内会長の 32.9%に対して、市民は 8.9%にとどまっており、町内会長に比べ市民の関心は低いことが読み取れます。



③ 「地域福祉」の認知度

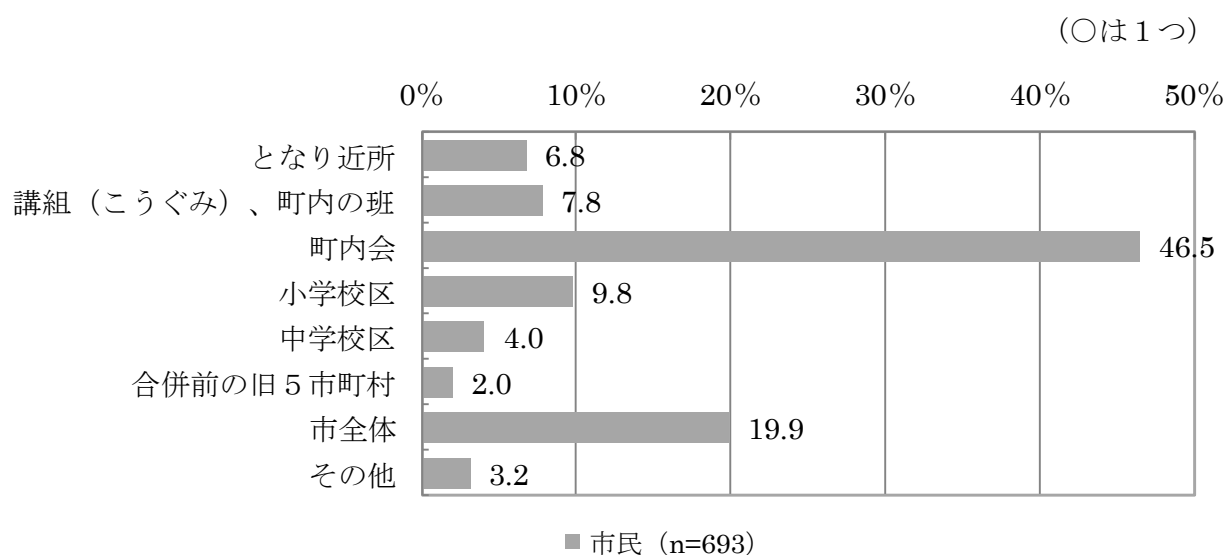
「地域福祉」の認知度については、「内容まで知っていた」が市民の 15%、町内会長の 39%となっています。



2. 地域との関わりについて【市民アンケート】

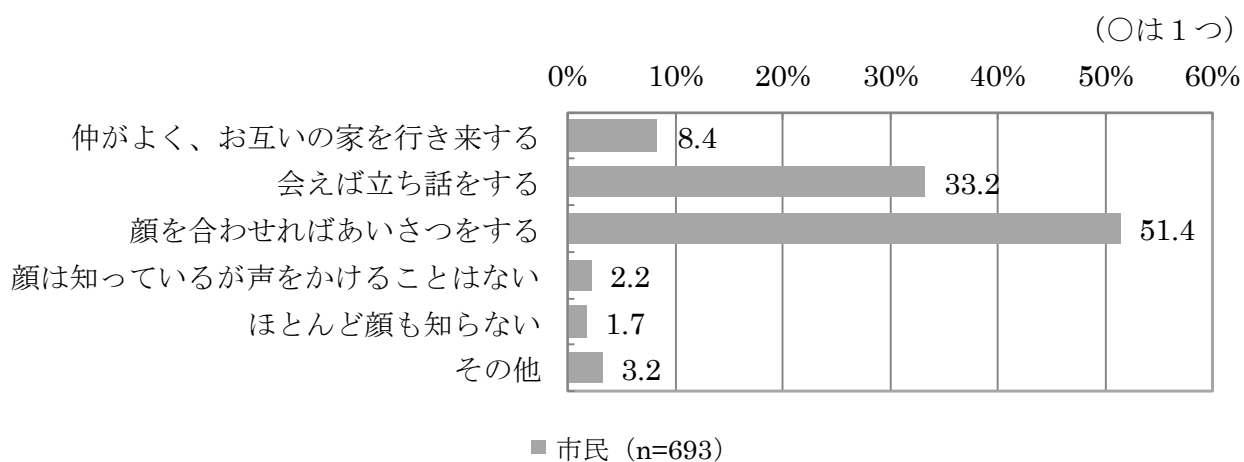
① 地域の範囲

「地域」の範囲の考え方については、「町内会」が46.5%と最も多く、次いで「市全体」が19.9%、「小学校区」が9.8%となっています。



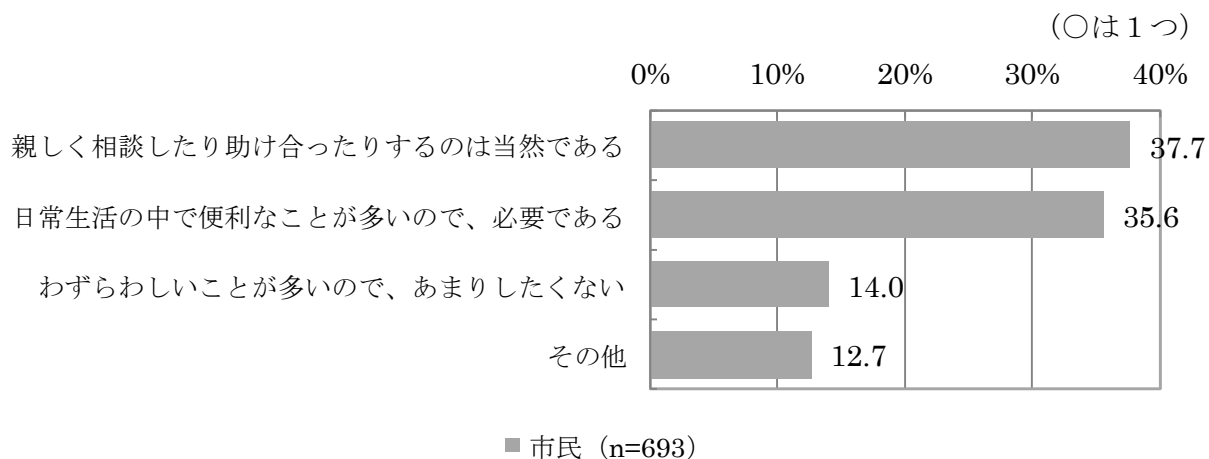
② 近所の人との付き合い

近所の人との付き合いについては、「顔を合わせればあいさつをする」が51.4%と最も多く、次いで「会えば立ち話をする」が33.2%、「仲がよく、お互いの家を行き来する」が8.4%となっています。



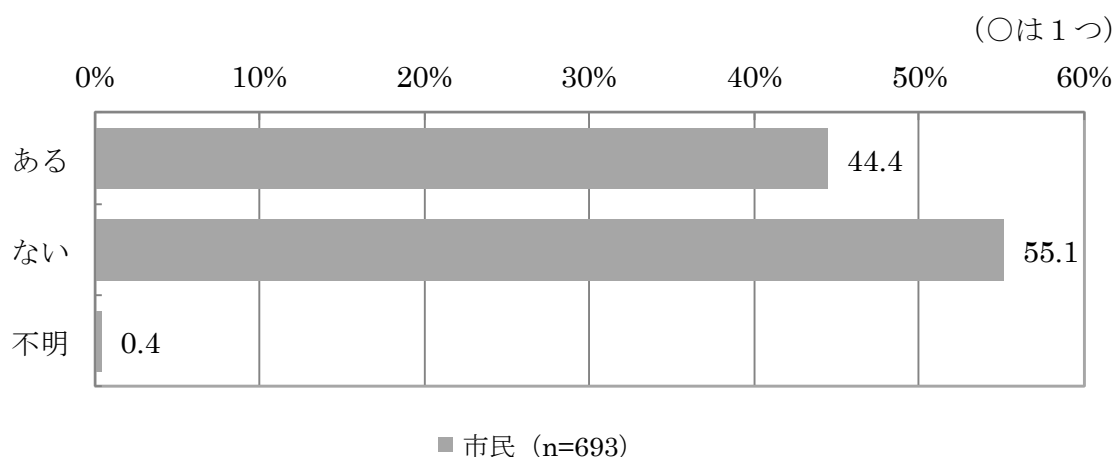
③ 近所の人との付き合いに対する考え方

近所の人との付き合いに対する考え方は、「親しく相談したり助け合ったりするのは当然である」が37.7%と最も多く、次いで「日常生活の中で便利なことが多いので、必要である」が35.6%、「わずらわしいことが多いので、あまりしたくない」が14.0%となっています。



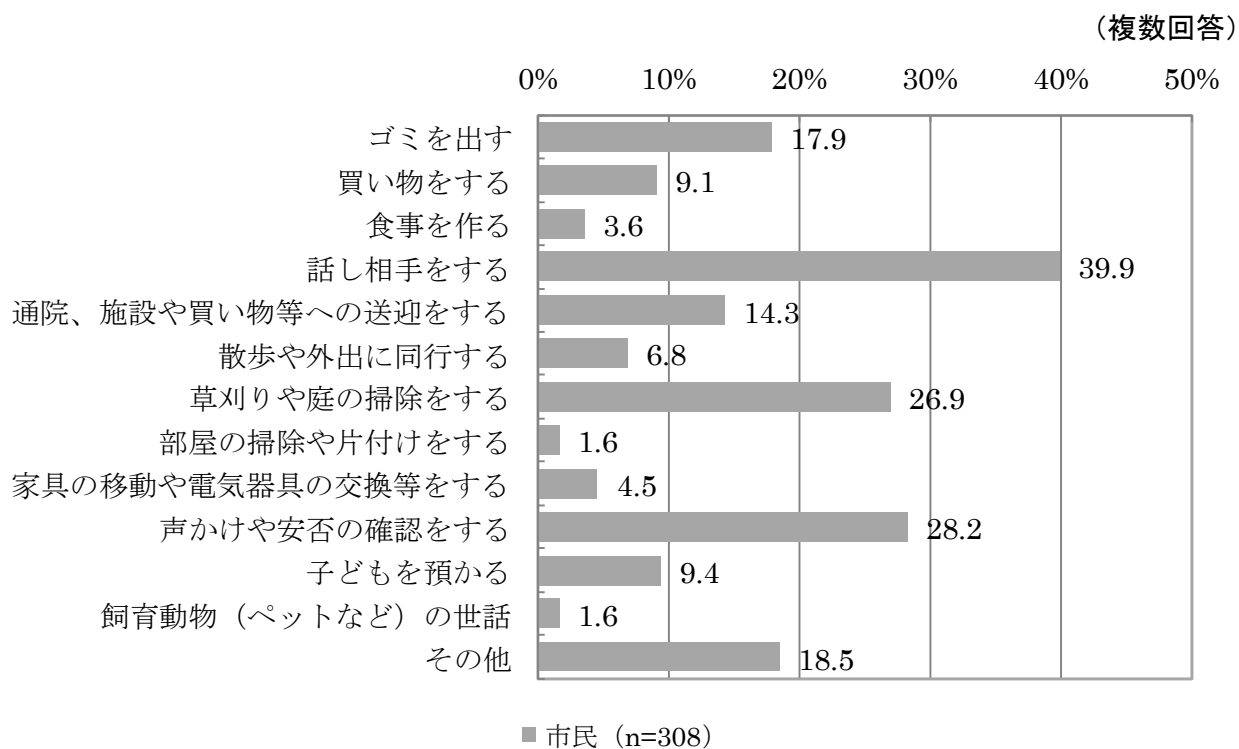
④ 近所の人への手伝い

近所の人への頼まれごとや手伝いについては、「ない」が55.1%、「ある」が44.4%となっています。



⑤ 手伝いの内容

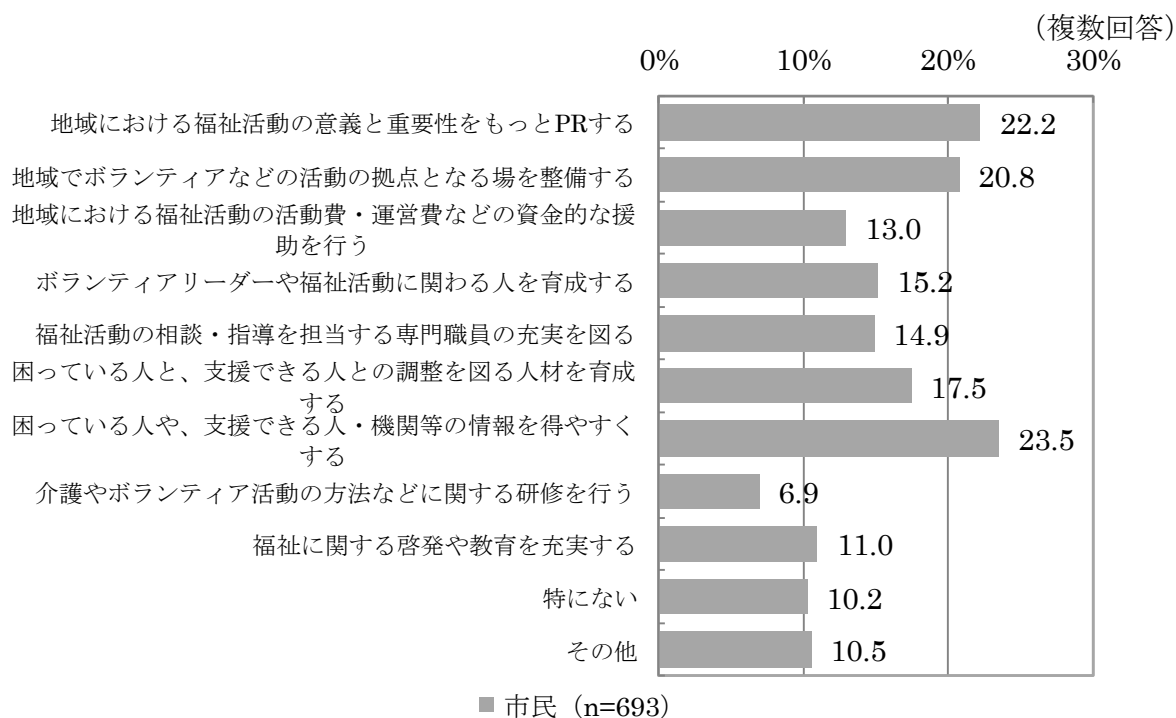
手伝いの内容については、「話し相手をする」が 39.9%と最も多く、次いで「声かけや安否の確認をする」が 28.2%、「草刈りや庭の掃除をする」が 26.9%となっています。



3. 地域における助け合い、支え合い活動について

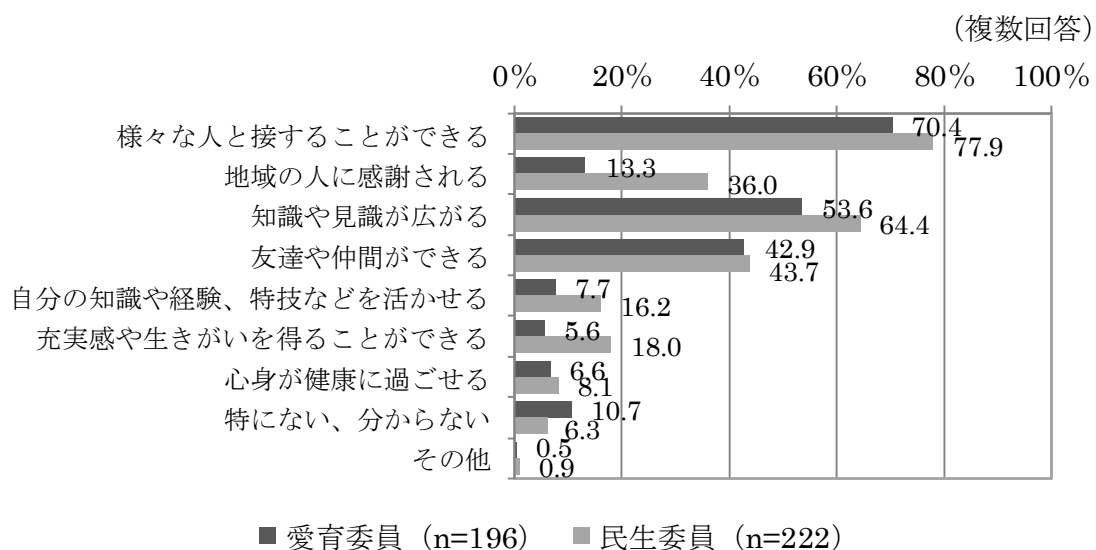
① 地域の助け合い活動を活発にするために重要なこと【市民アンケート】

地域における助け合い・支え合い活動を活発にするために重要なことについては、「困っている人や、支援できる人・機関等の情報を得やすくする」が23.5%と最も多く、次いで「地域における福祉活動の意義と重要性をもっとPRする」が22.2%、「地域でボランティアなどの活動の拠点となる場を整備する」が20.8%となっています。



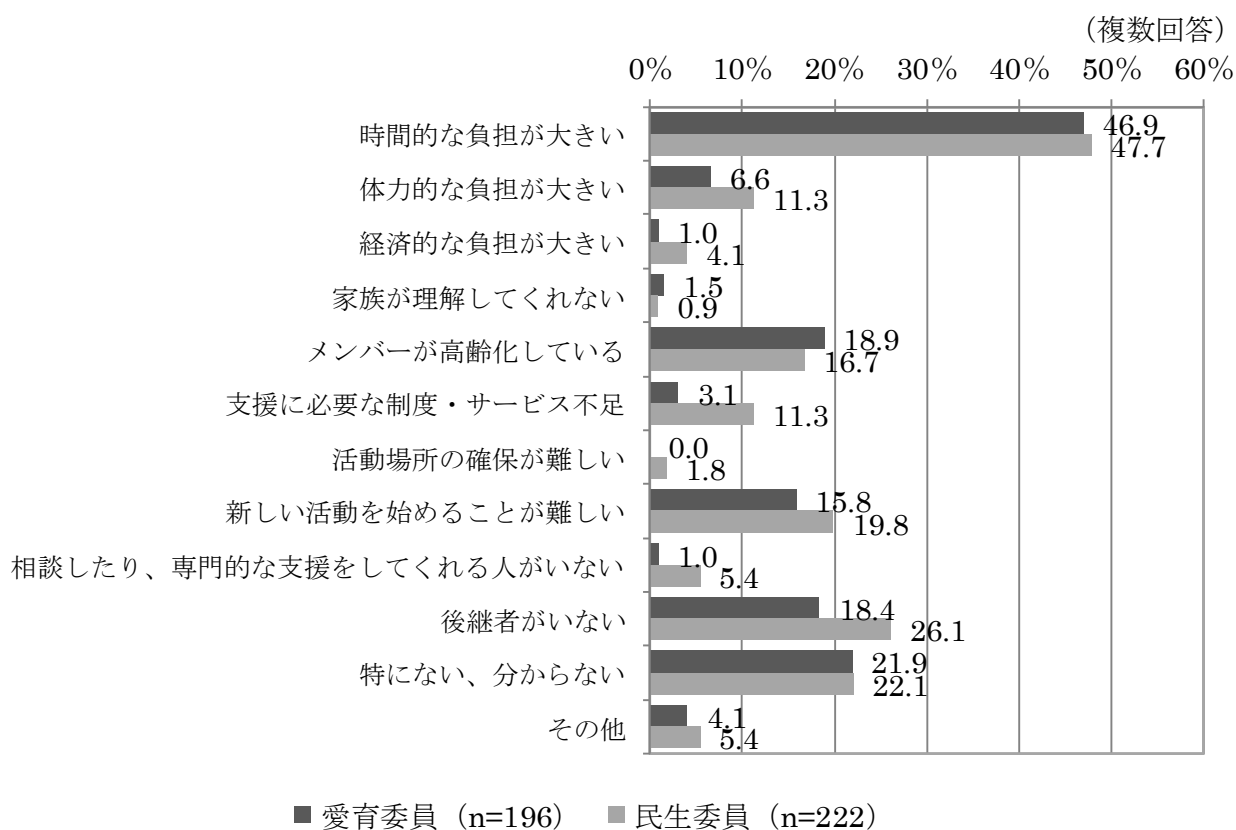
② 委員の活動を通じて良かったこと【愛育委員、民生委員アンケート】

委員の活動を通じて良かったことについては、「様々な人と接することができる」が愛育委員の70.4%、民生委員の77.9%と最も多く、次いで「知識や見識が広がる」が愛育委員の53.6%、民生委員の64.4%、「友達や仲間ができる」が愛育委員の42.9%、民生委員の43.7%となっています。



③ 委員の活動で困っていること 【愛育委員、民生委員アンケート】

委員の活動をする上で困っていることについては、「時間的な負担が大きい」が愛育委員の46.9%、民生委員の47.7%と最も多くなっています。次いで「特にない、分からない」が愛育委員の21.9%、「後継者がいない」が民生委員の26.1%となっています。

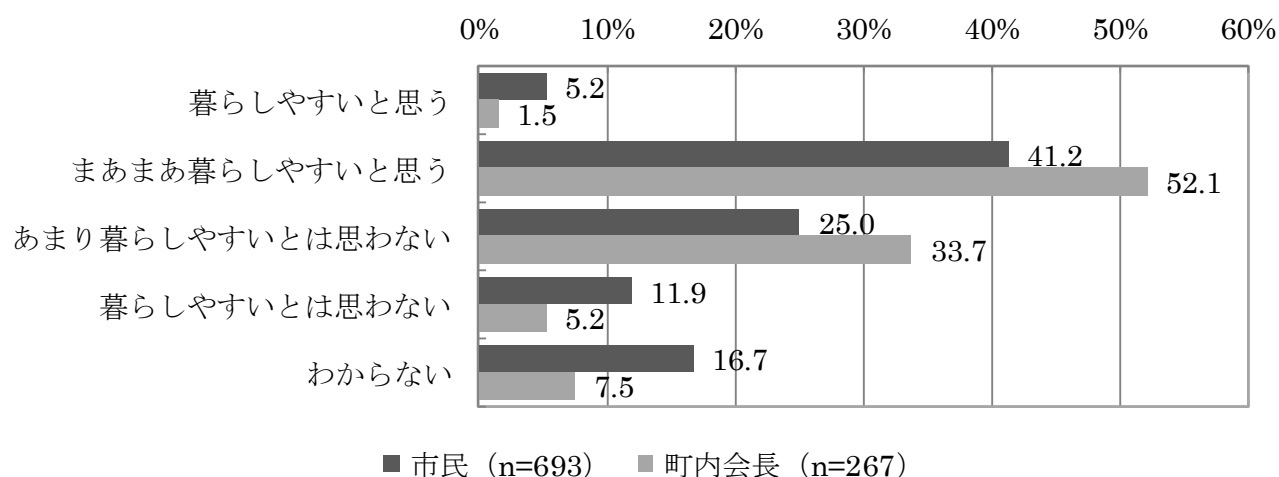


4. 子どもや高齢者等にとっての暮らしやすさについて 【市民、町内会長アンケート】

① 子どもや高齢者等にとっての暮らしやすさ

子どもや高齢者、障害のある人などにとって暮らしやすさについては、「暮らしやすいと思う」と「まあまあ暮らしやすいと思う」を合わせた『暮らしやすいと思う』が市民の 46.4%、町内会長の 53.6%で、「あまり暮らしやすいとは思わない」と「暮らしやすいとは思わない」を合わせた『暮らしやすいとは思わない』を上回っています。

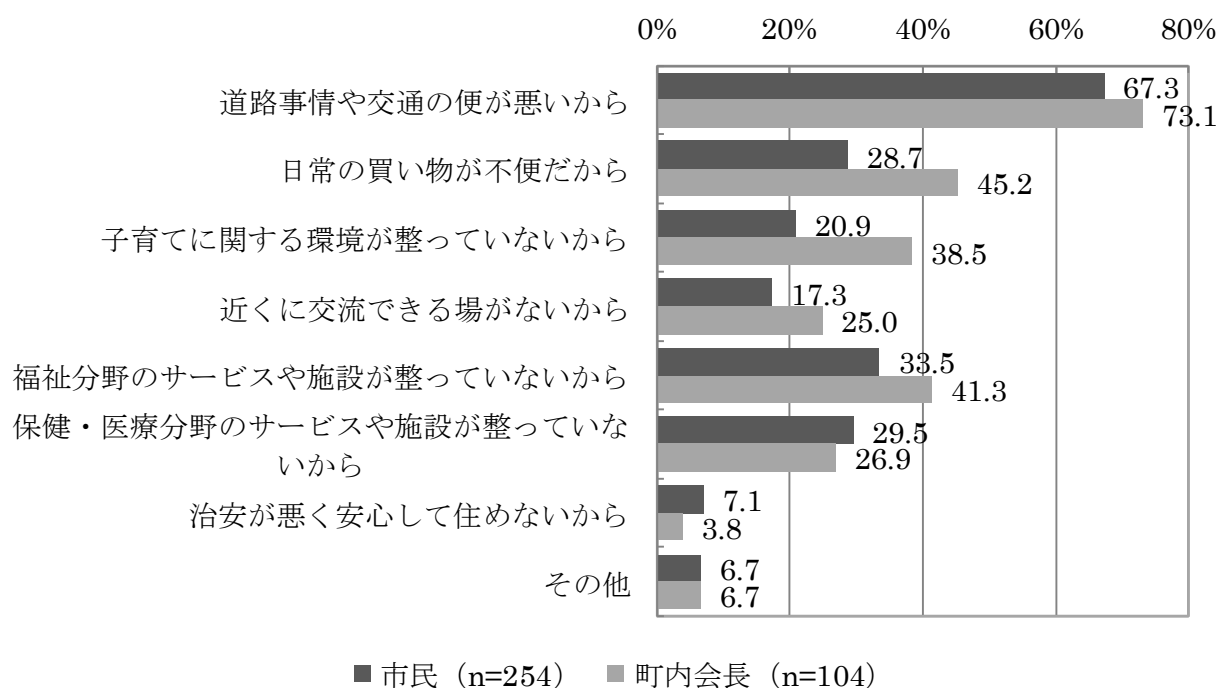
(○は1つ)



② 暮らしやすいと思わない理由

暮らしやすいと思わない理由については、「道路事情や交通の便が悪いから」が市民の 67.3%、町内会長の 73.1%と最も多くなっています。

(複数回答)

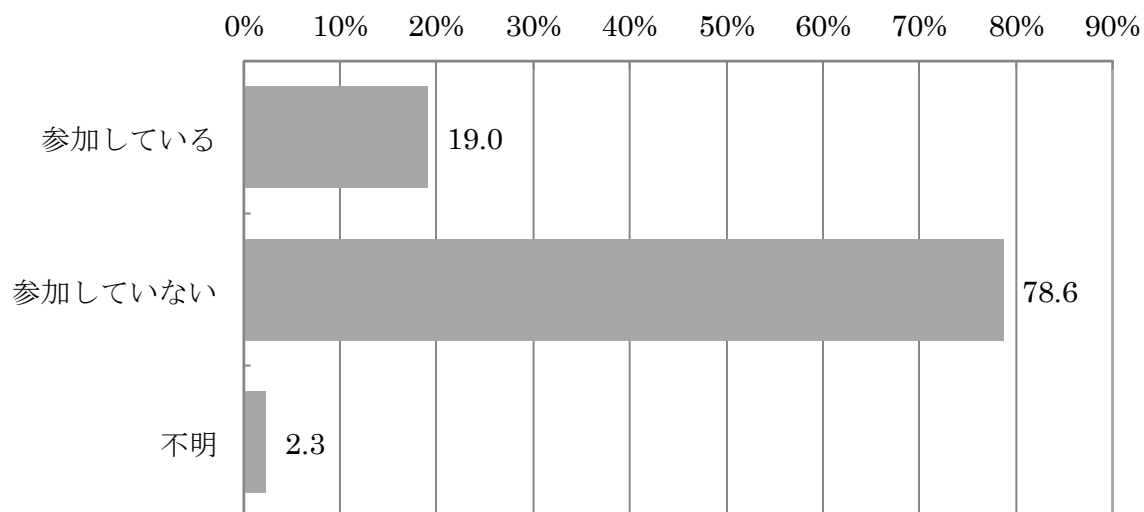


5. 防災や防犯について

① 地域の防災訓練への参加 【市民アンケート】

地域の防災訓練への参加については、「参加していない」が8割近くを占めています。

(○は1つ)

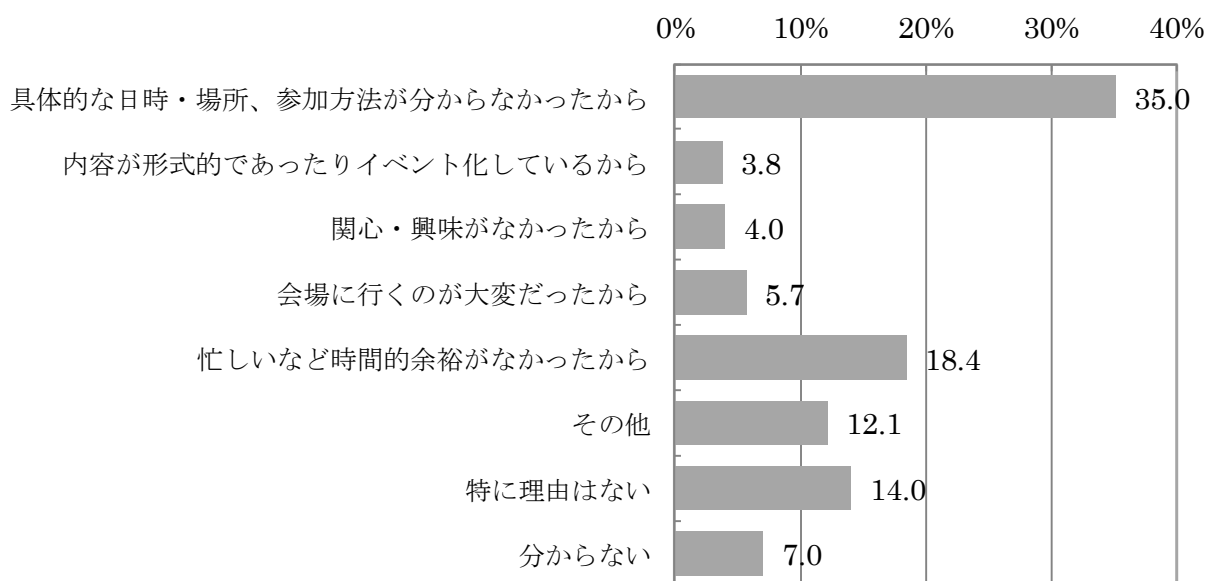


■ 市民 (n=693)

② 地域の防災訓練に参加していない理由 【市民アンケート】

地域の防災訓練に参加していない理由については、「具体的な日時・場所、参加方法が分からなかったから」が35.0%と最も多く、次いで「忙しいなど時間的余裕がなかったから」が18.4%、「特に理由はない」が14.0%となっています。

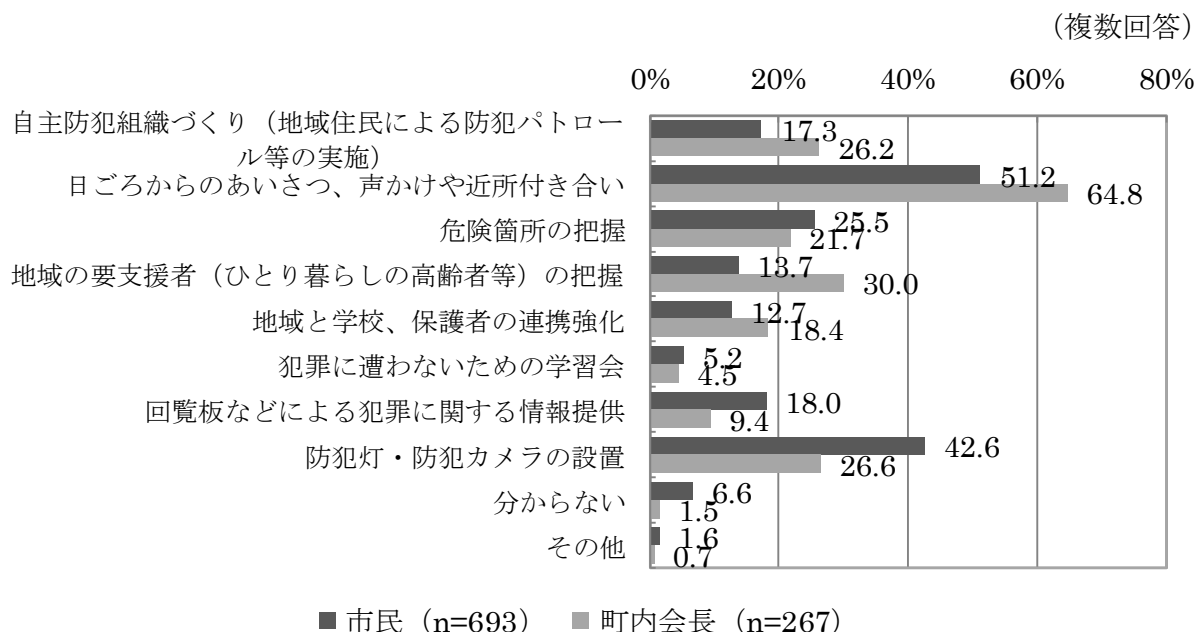
(○は1つ)



■ 市民 (n=528)

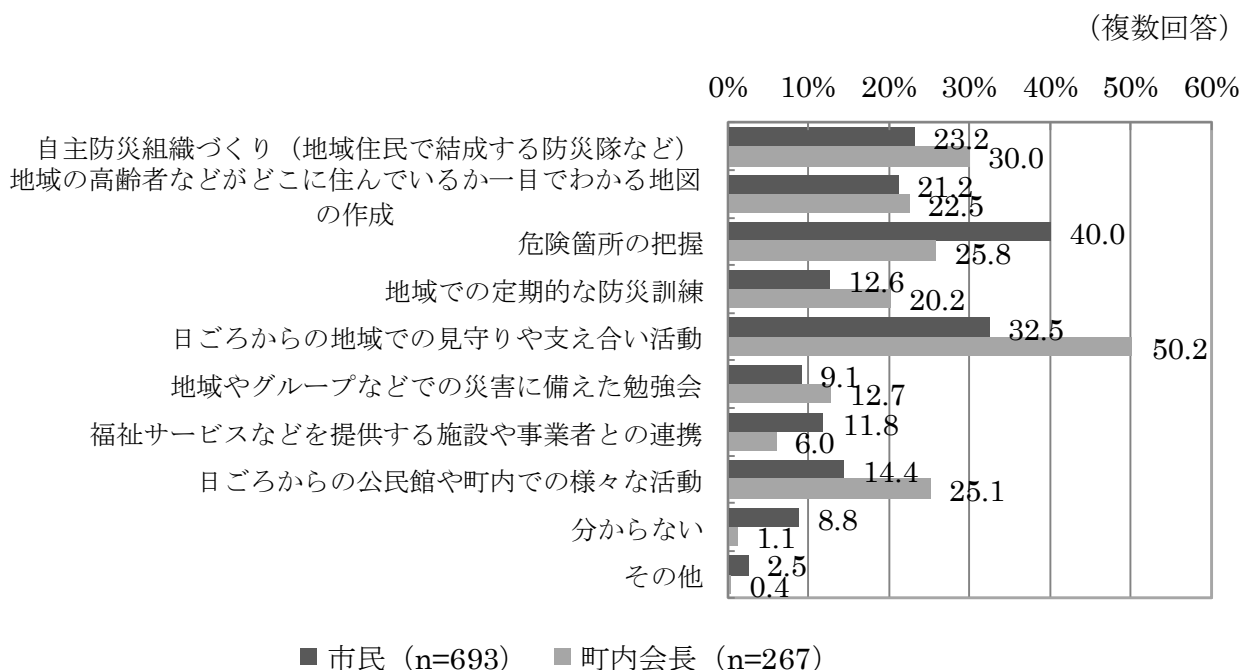
③ 防犯に関する重要な取組 【市民、町内会長アンケート】

地域における防犯に関する重要な取組については、「日ごろからのあいさつ、声かけや近所付き合い」が市民の 51.2%、町内会長の 64.8%と最も多くなっています。次いで「防犯灯・防犯カメラの設置」が市民の 42.6%、「地域の要支援者（ひとり暮らしの高齢者等）の把握」が町内会長の 30%となっています。



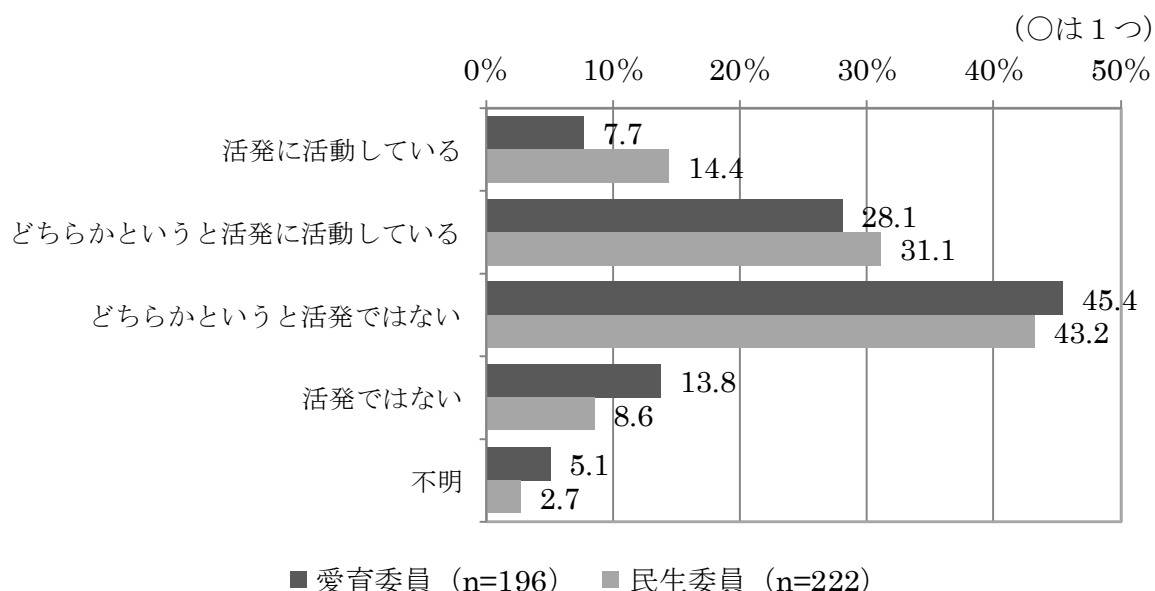
④ 災害時に住民が支え合う地域づくりに必要なこと 【市民、町内会長アンケート】

災害時に住民が支え合う地域づくりに必要なことについては、市民では「危険箇所の把握」が 40.0%と最も多くなっています。町内会長では「日ごろからの地域での見守りや支え合い活動」が 50.2%と最も多く、次いで「自主防災組織づくり」が 30.0%となっています。



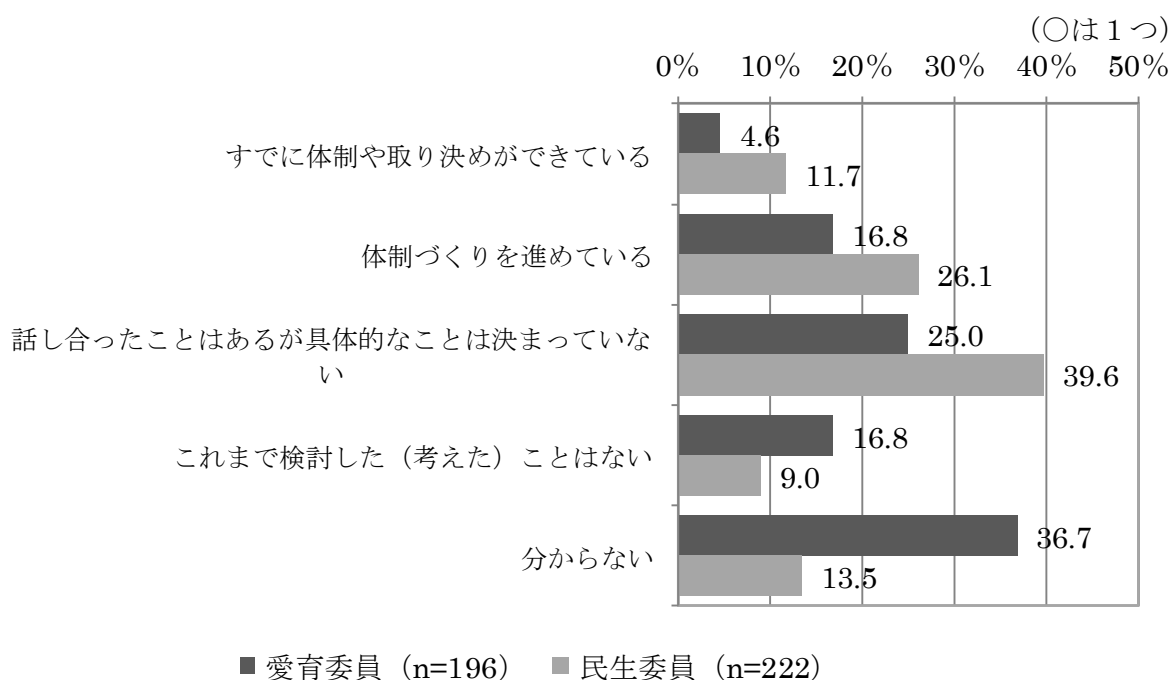
⑤ 地域での災害対策の取組 【愛育委員、民生委員アンケート】

地域での防災訓練や自主防災組織の活動などの災害対策の取組については、「どちらかというと活発ではない」と「活発ではない」を合わせた『活発ではない』が愛育委員の59.2%、民生委員の51.8%となっており、『活発ではない』が『活発に活動している』を上回っています。



⑥ 災害時の避難体制 【愛育委員、民生委員アンケート】

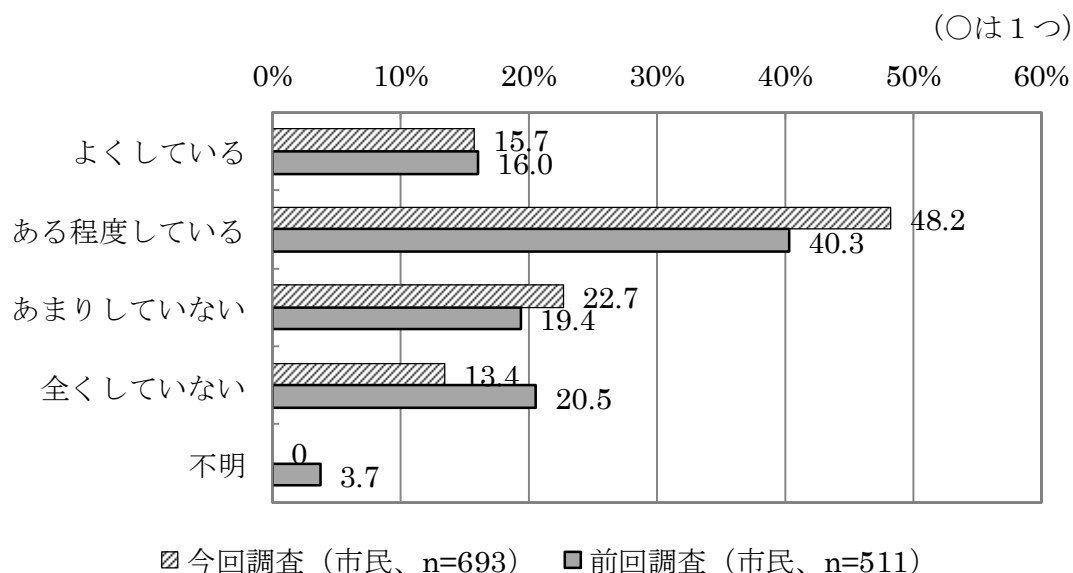
災害時に避難できる体制や配慮については、愛育委員では「分からない」が36.7%と最も多く、民生委員では「話し合ったことはあるが具体的なことは決まっていない」が39.6%と最も多くなっています。



5. 地域活動への参加について

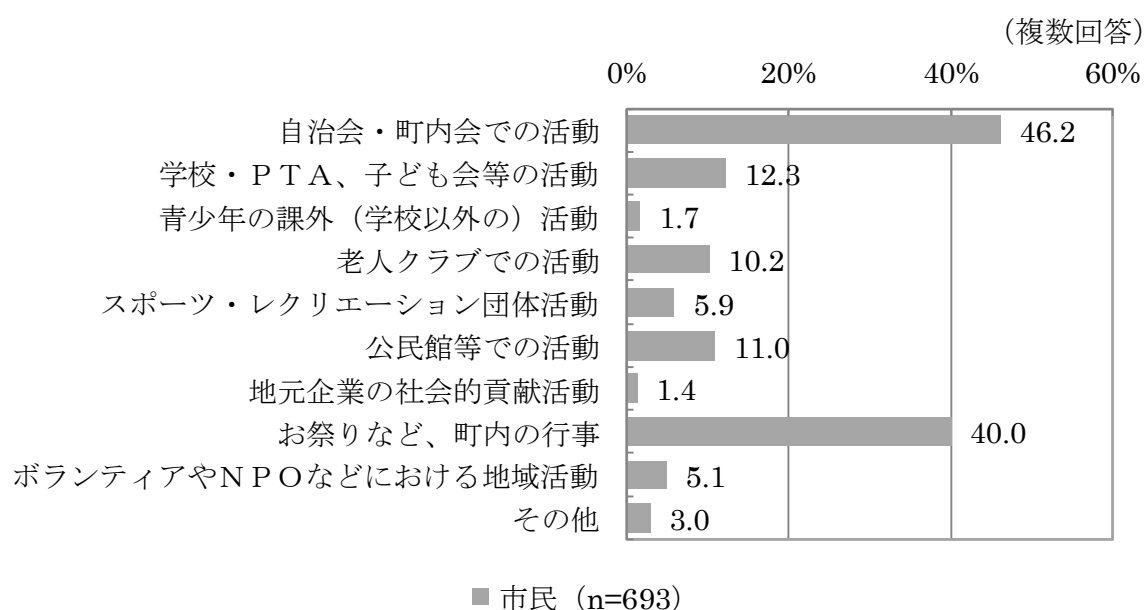
① 地域内の行事等への参加 【市民アンケート】

地域内の行事や町内会活動への参加・協力については、「ある程度している」が48.2%と最も多くなっています。前回調査と比較すると、「よくしている」と「ある程度している」を合わせた『している』が7.6ポイント増えています。



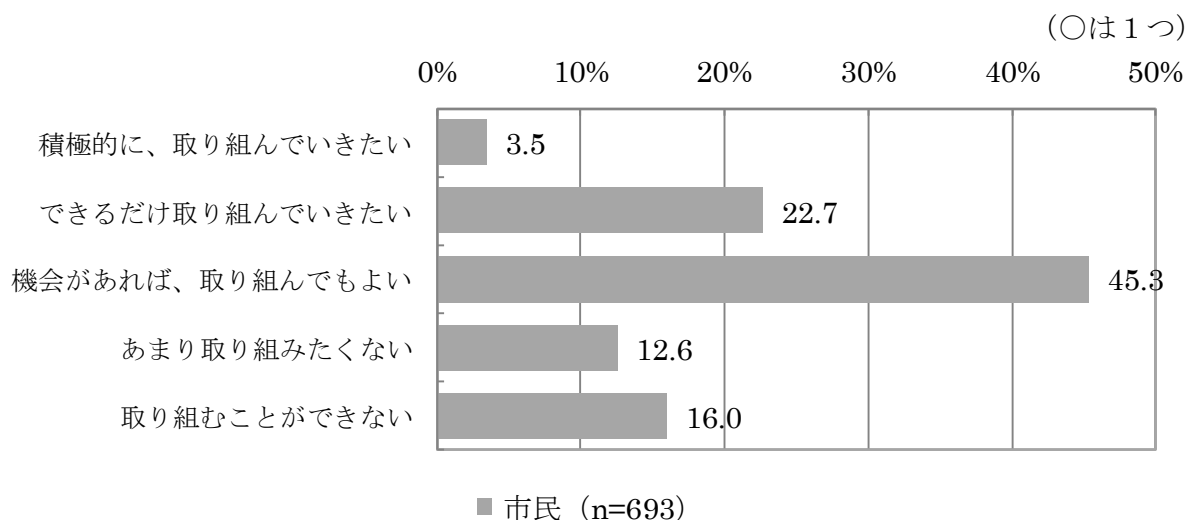
② 地域で参加している活動 【市民アンケート】

地域で参加している活動については、「自治会・町内会での活動」が46.2%と最も多く、次いで「お祭りなど、町内の行事」が40.0%、「学校・PTA、子ども会等の活動」が12.3%となっています。



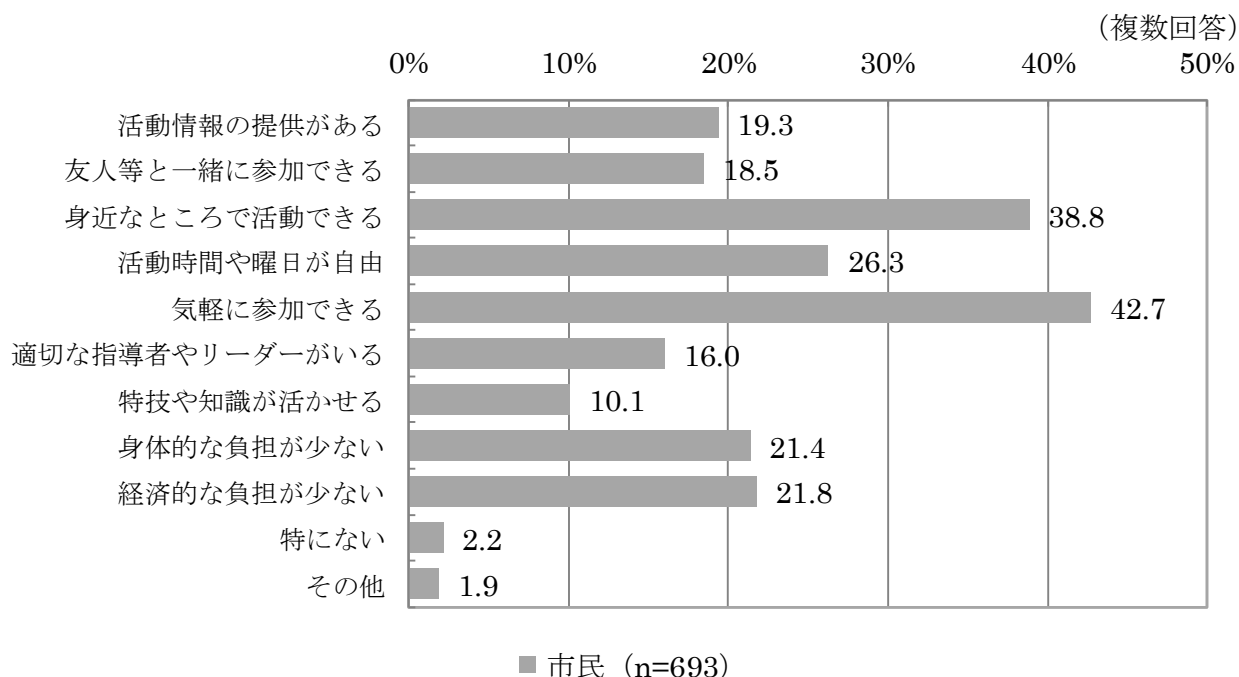
③ 今後の地域活動等の取組 【市民アンケート】

今後、地域活動やボランティア活動にどの程度取り組んでいきたいと考えているかについては、「機会があれば、取り組んでもよい」が45.3%と最も多く、次いで「できるだけ取り組んでいきたい」が22.7%となっています。



④ 活動・参加の条件 【市民アンケート】

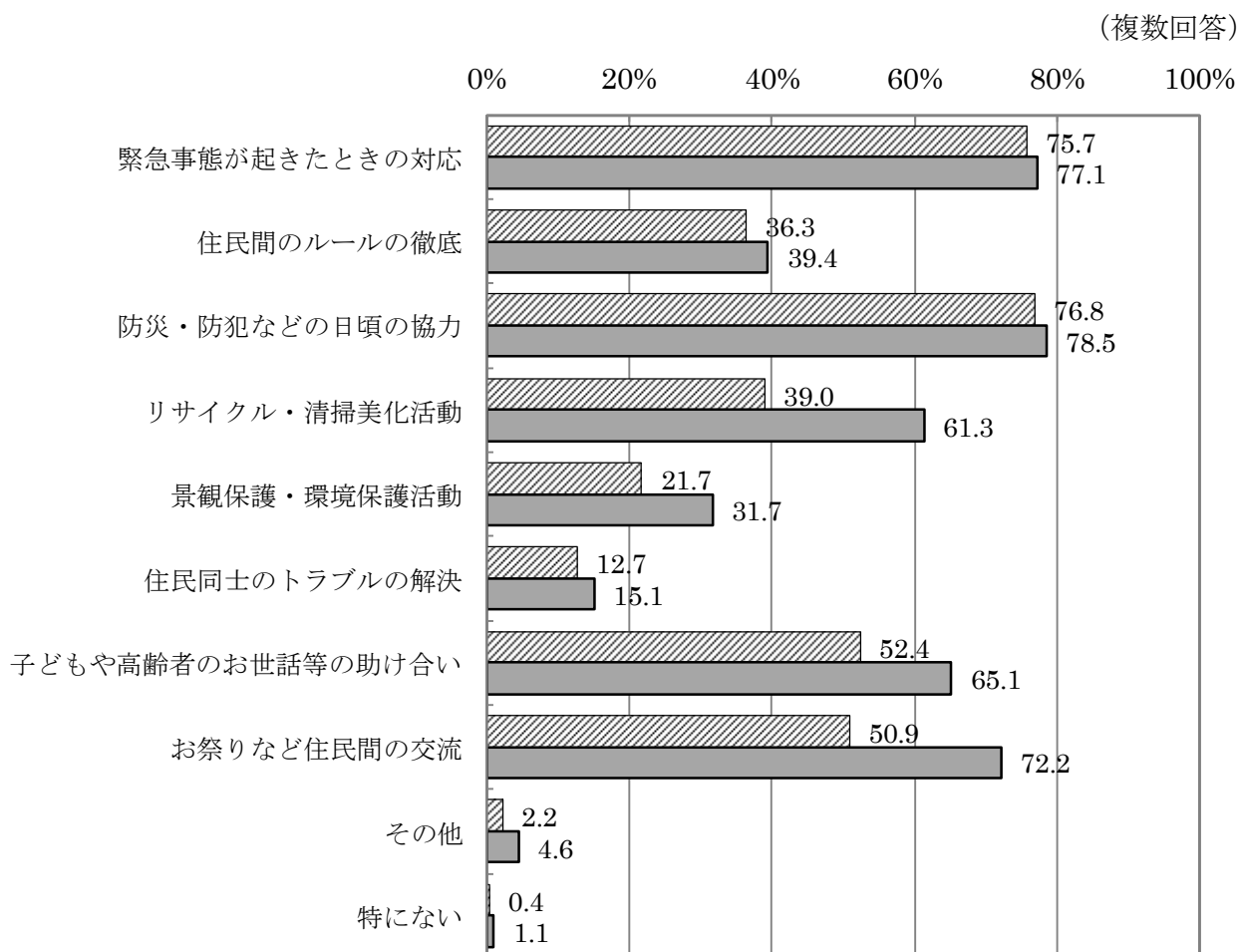
活動・参加の条件については、「気軽に参加できる」が42.7%と最も多く、次いで「身近なところで活動できる」が38.8%、「活動時間や曜日が自由」が26.3%となっています。



⑤ 町内会活動で特に重要だと思う活動 【町内会長アンケート】

町内会活動で特に重要だと思う活動については、「防災・防犯などの日頃の協力」が76.8%と最も多く、次いで「緊急事態が起きたときの対応」が75.7%、「子どもや高齢者のお世話等の助け合い」が52.4%となっています。

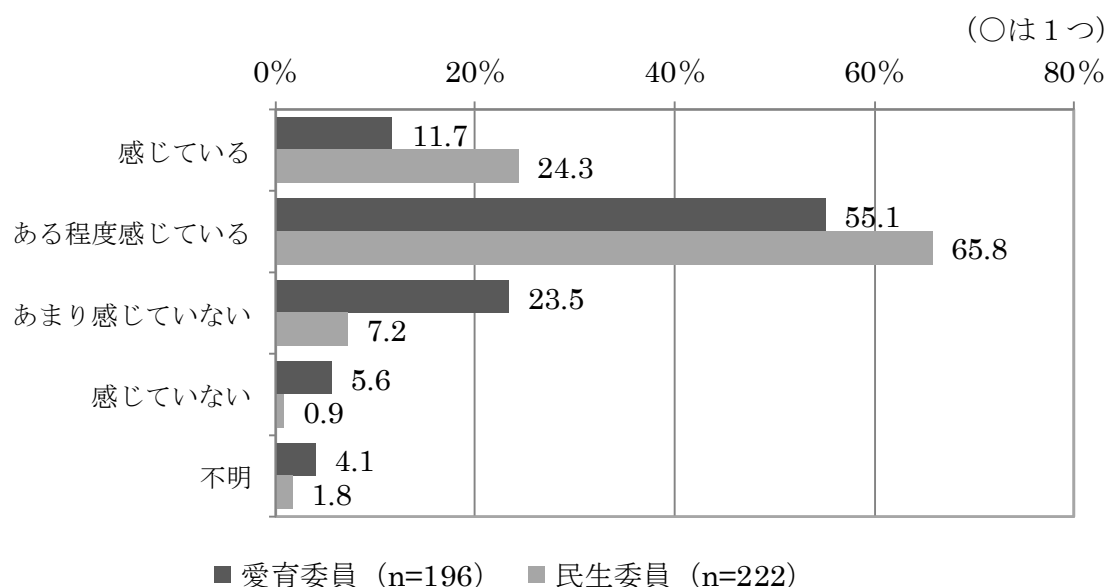
また、特に前回調査と比較して、「リサイクル・清掃美化活動」や「お祭りなど住民間の交流」の項目で減少幅が大きい状況が見られます。



▨ 今回調査 (町内会長、n=267) ■ 前回調査 (町内会長、n=284)

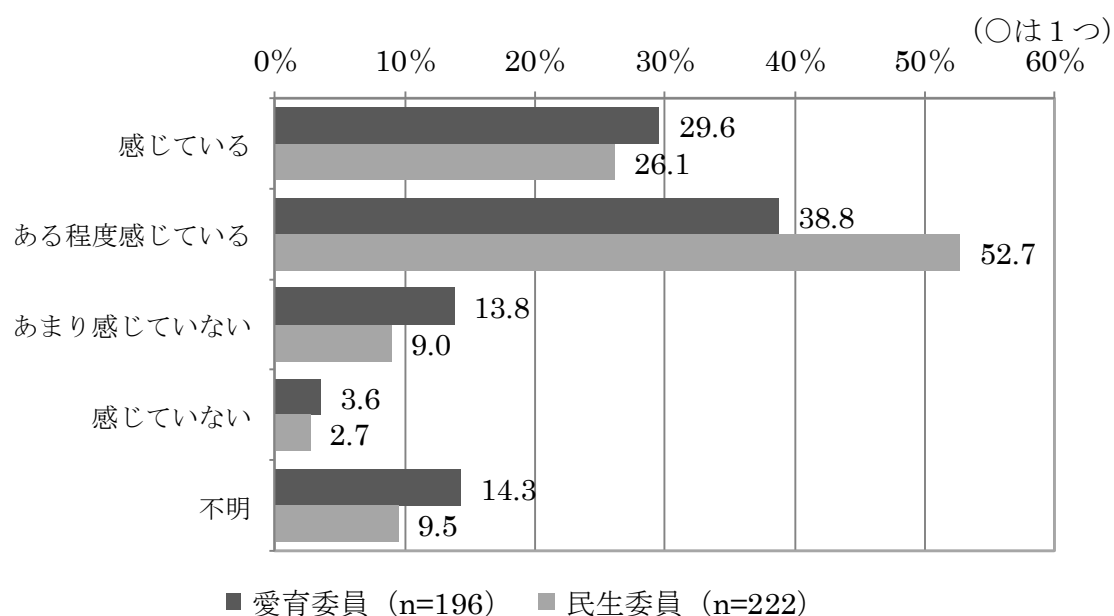
⑥ 委員の活動のやりがい・使命感 【愛育委員、民生委員アンケート】

委員の活動に対するやりがいや使命感については、「感じている」と「ある程度感じている」を合わせた『やりがいを感じている』が愛育委員の 66.8%、民生委員の 90.1%で、「あまり感じていない」と「感じていない」を合わせた『やりがいを感じていない』を大きく上回っています。



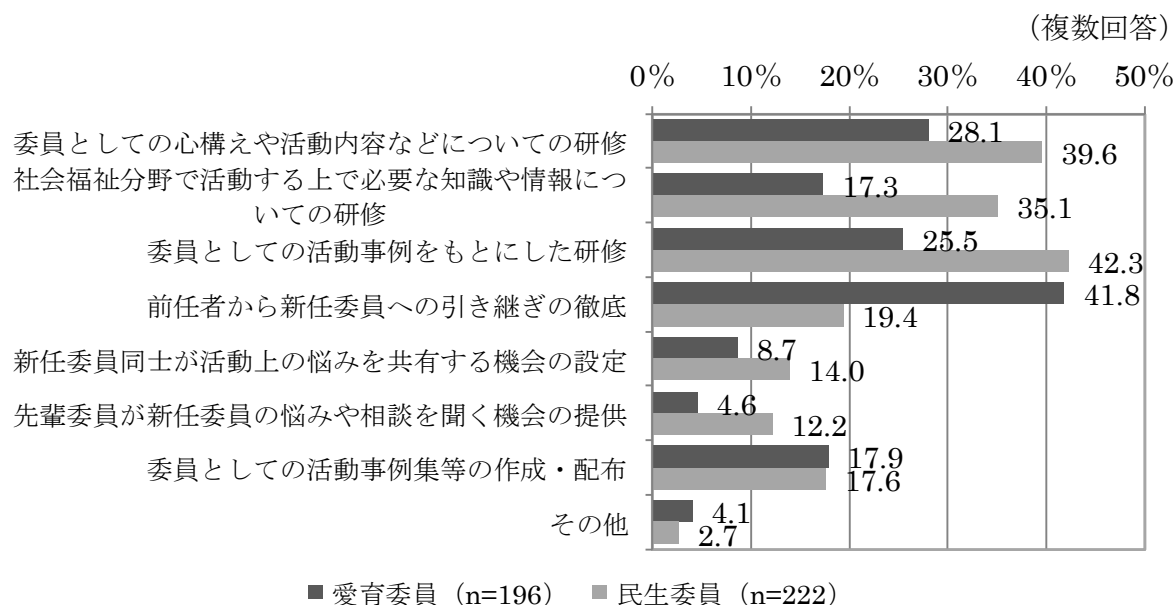
⑦ 委員の活動の負担感 【愛育委員、民生委員アンケート】

委員の活動に対する負担感については、「感じている」と「ある程度感じている」を合わせた『負担を感じている』が愛育委員の 68.4%、民生委員の 78.8%で、「あまり感じていない」と「感じていない」を合わせた『負担を感じていない』を大きく上回っています。



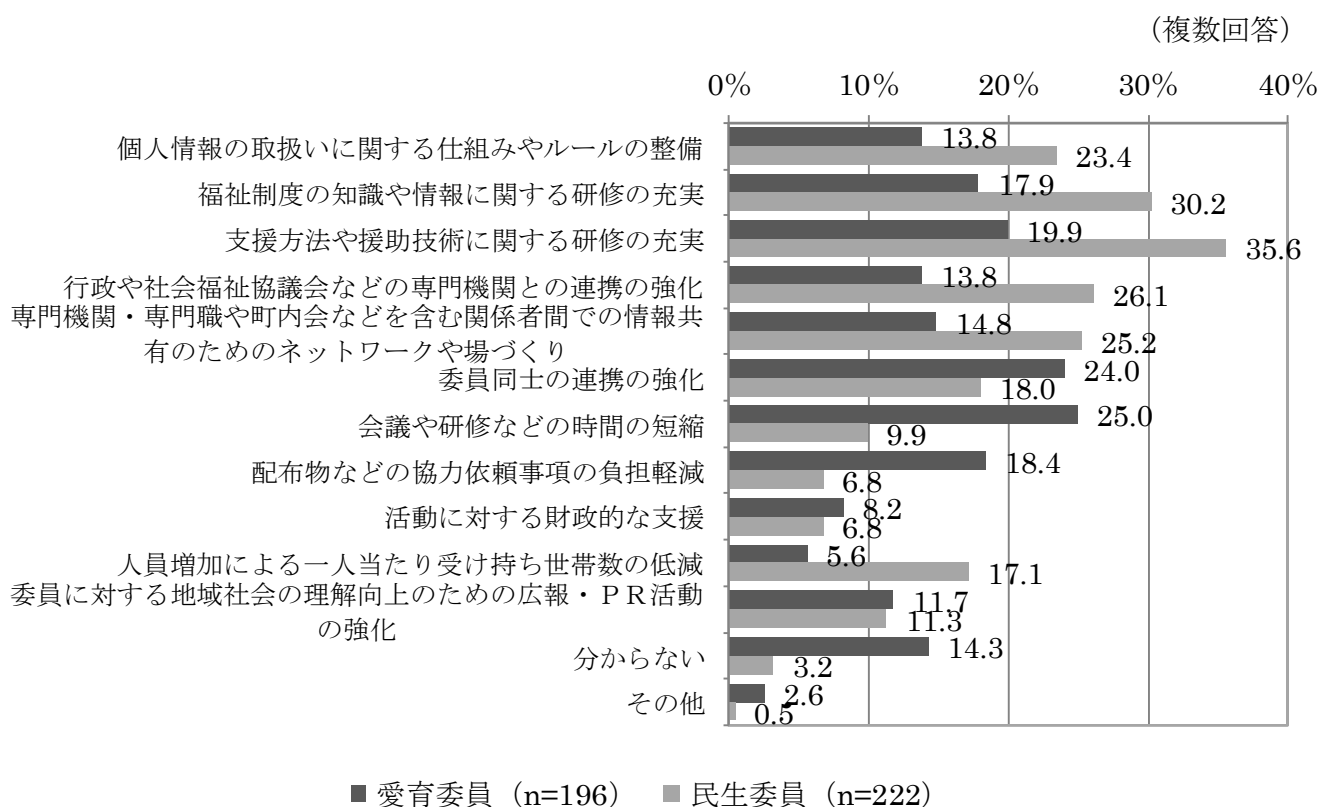
⑧ 委員の人材育成のための取組 【愛育委員、民生委員アンケート】

委員の人材育成のための取組については、愛育委員では「前任者から新任委員への引き継ぎの徹底」が41.8%と最も多く、民生委員では「委員としての活動事例をもとにした研修」が42.3%と最も多くなっています。



⑨ 委員の活動を充実させる条件整備 【愛育委員、民生委員アンケート】

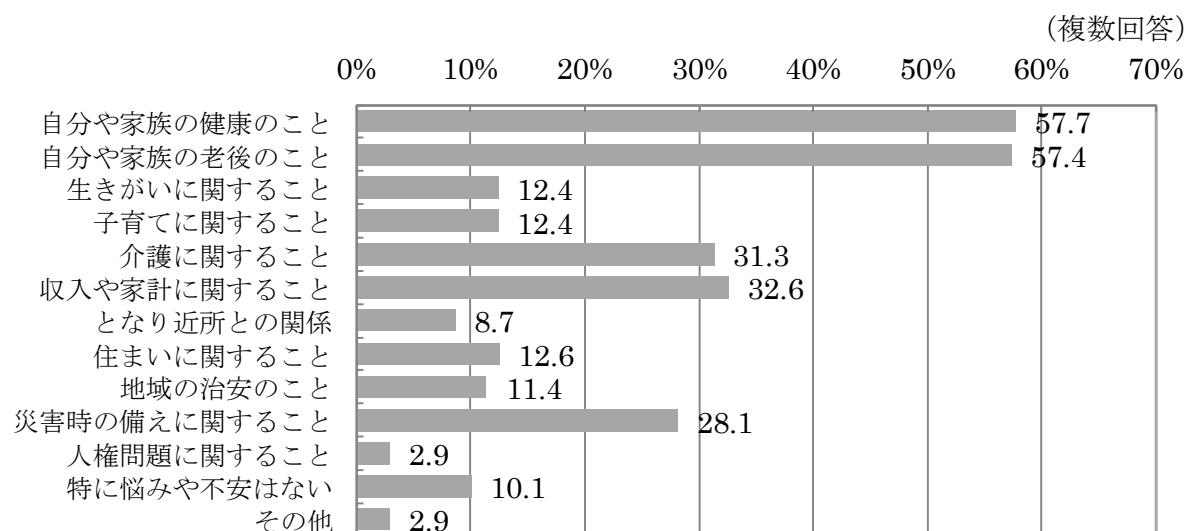
委員の活動を充実させる条件整備については、愛育委員では「会議や研修などの時間の短縮」が25.0%と最も多く、民生委員では「支援方法や援助技術に関する研修の充実」が35.6%と最も多くなっています。



6. 日常生活の課題について

① 悩みや不安を感じていること 【市民アンケート】

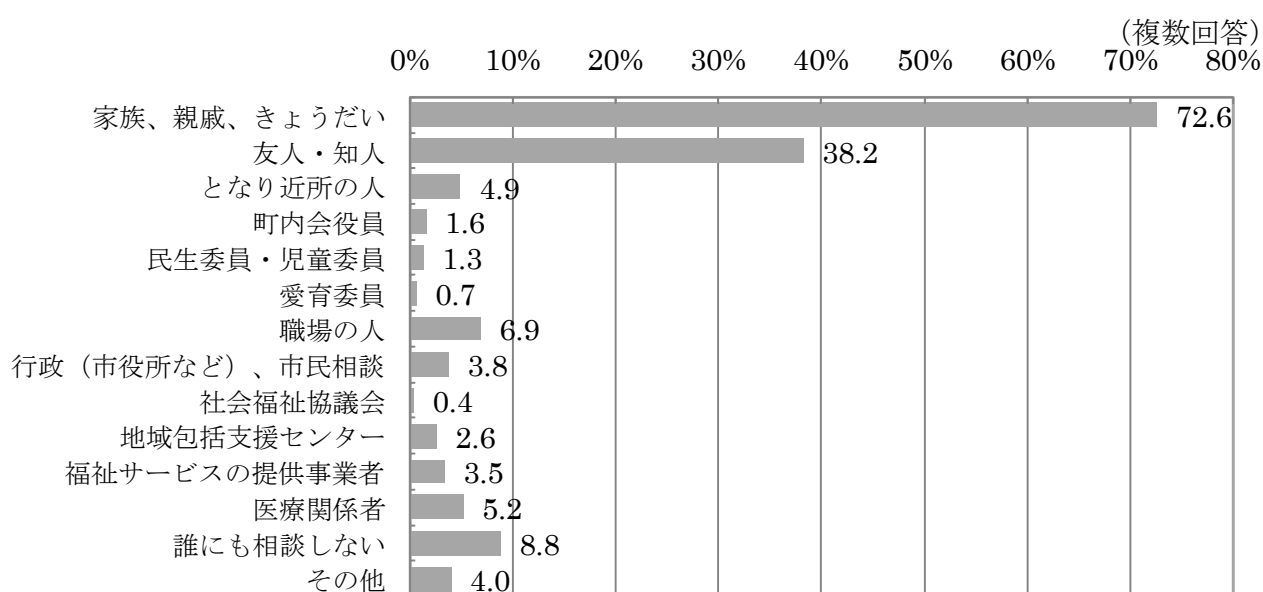
どのようなことに悩みや不安を感じているかについては、「自分や家族の健康のこと」が57.7%と最も多く、次いで「自分や家族の老後のこと」が57.4%、「収入や家計に関すること」が32.6%、「介護に関すること」が31.3%となっています。



■ 市民 (n=693)

② 不安や悩みの相談先 【市民アンケート】

不安や悩みの相談先については、「家族、親戚、きょうだい」が72.6%と最も多く、次いで「友人・知人」が38.2%となっています。

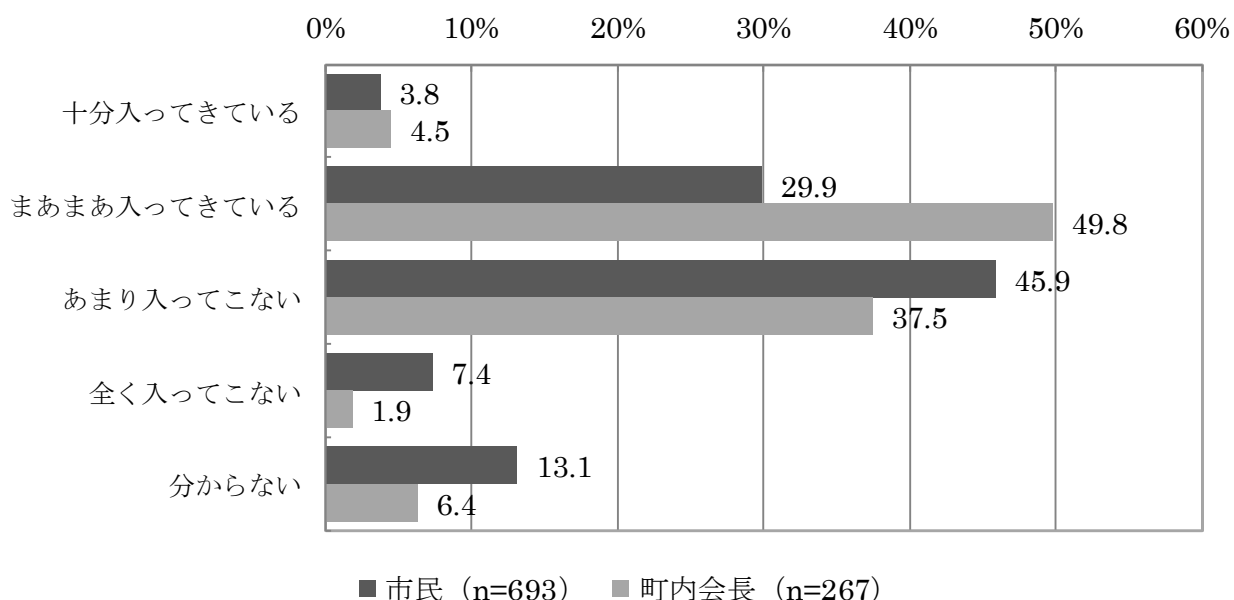


■ 市民 (n=693)

③ 福祉情報の入手程度 【市民、町内会長アンケート】

福祉に関する情報の入手程度については、市民では「あまり入ってこない」と「全く入ってこない」を合わせた『入ってこない』が 53.3%となっており、『入ってこない』が『入ってきている』を上回っています。

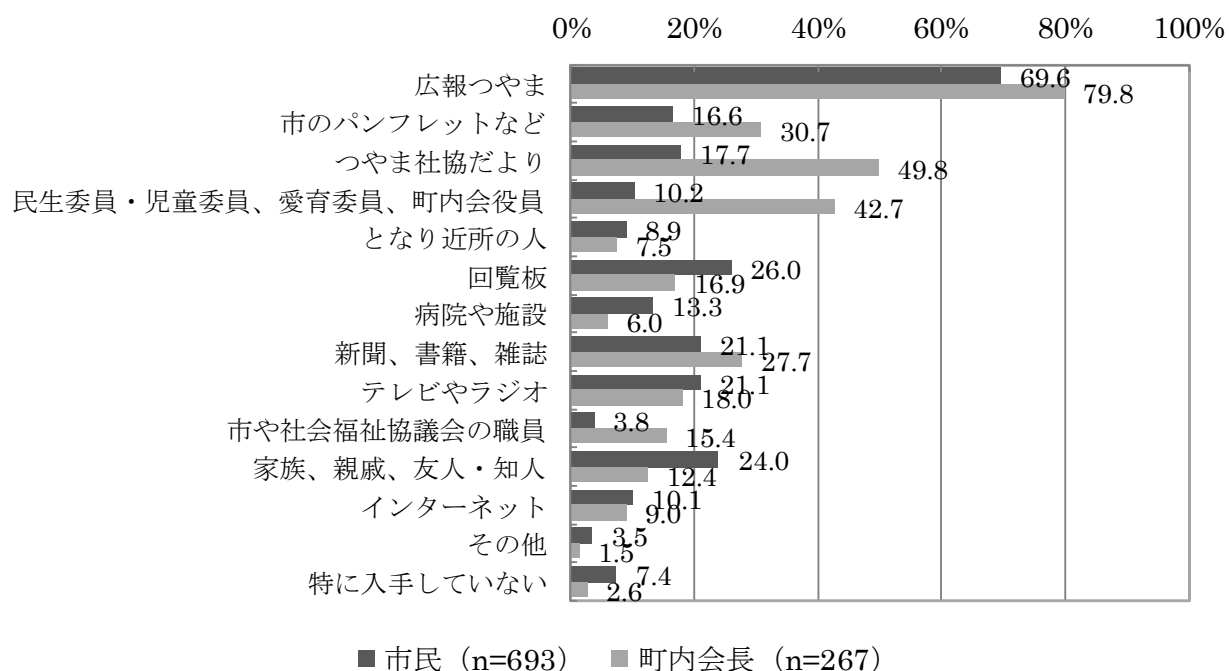
(○は1つ)



④ 福祉情報の入手方法 【市民、町内会長アンケート】

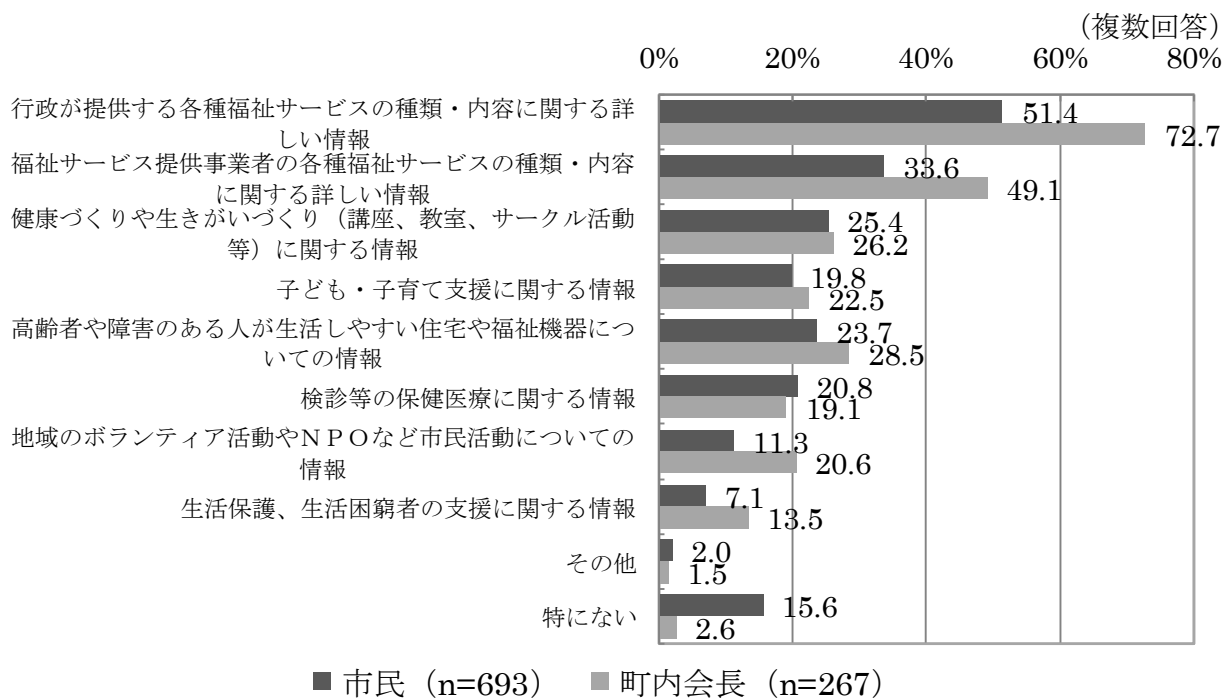
福祉や健康に関する情報の入手先程度については、「広報つやま」が市民の 69.6%、町内会長の 79.8%と最も多くなっています。次いで市民では「回覧板」が 26.0%、町内会長では「つやま社協だより」が 49.8%となっています。

(複数回答)



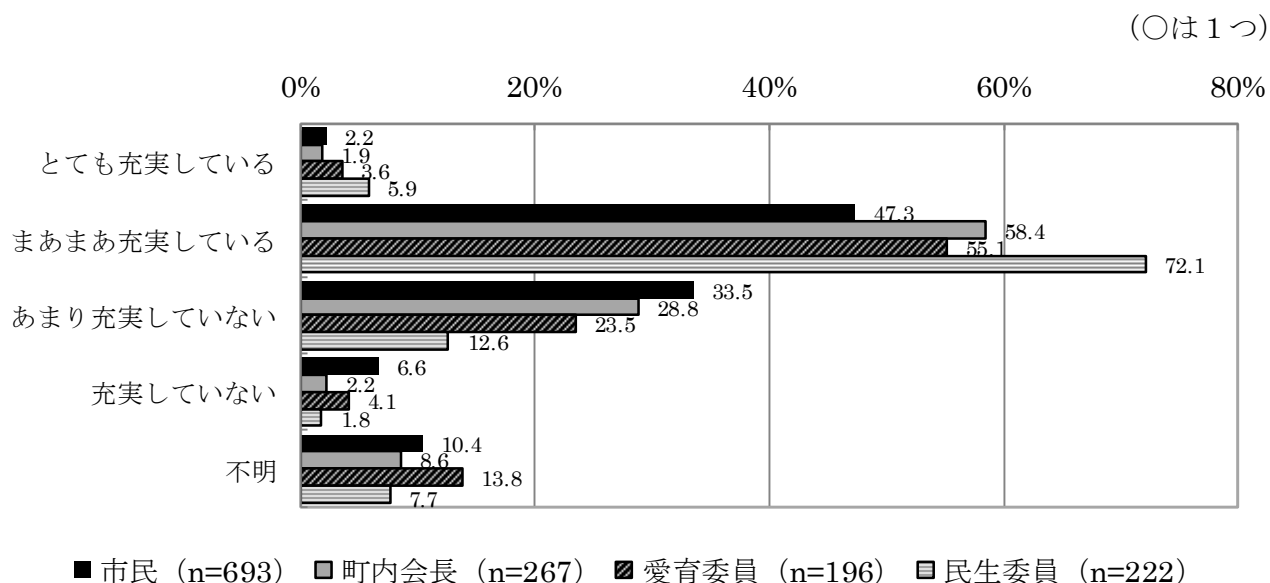
⑤ 知りたい福祉や健康の情報 【市民、町内会長アンケート】

福祉や健康について知りたい情報については、「行政が提供する各種福祉サービスの種類・内容に関する詳しい情報」が市民の 51.4%、町内会長の 72.7%と最も多くなっています。次いで、「福祉サービス提供事業者の各種福祉サービスの種類・内容に関する詳しい情報」が市民の 33.6%、町内会長の 49.1%となっています。



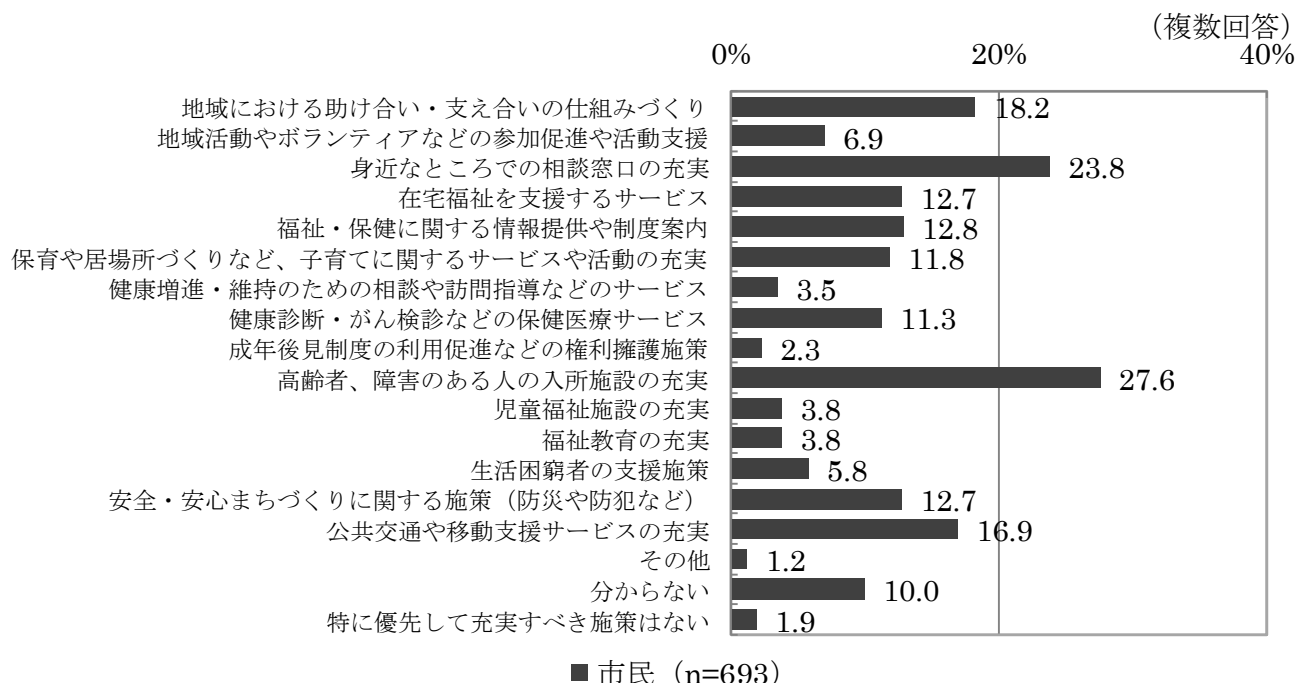
⑥ 津山市の福祉サービスについて 【市民、町内会長、愛育委員、民生委員アンケート】

津山市の福祉サービスについては、「とても充実している」と「まあまあ充実している」を合わせた『充実している』が、「あまり充実していない」と「充実していない」を合わせた『充実していない』を上回っています。



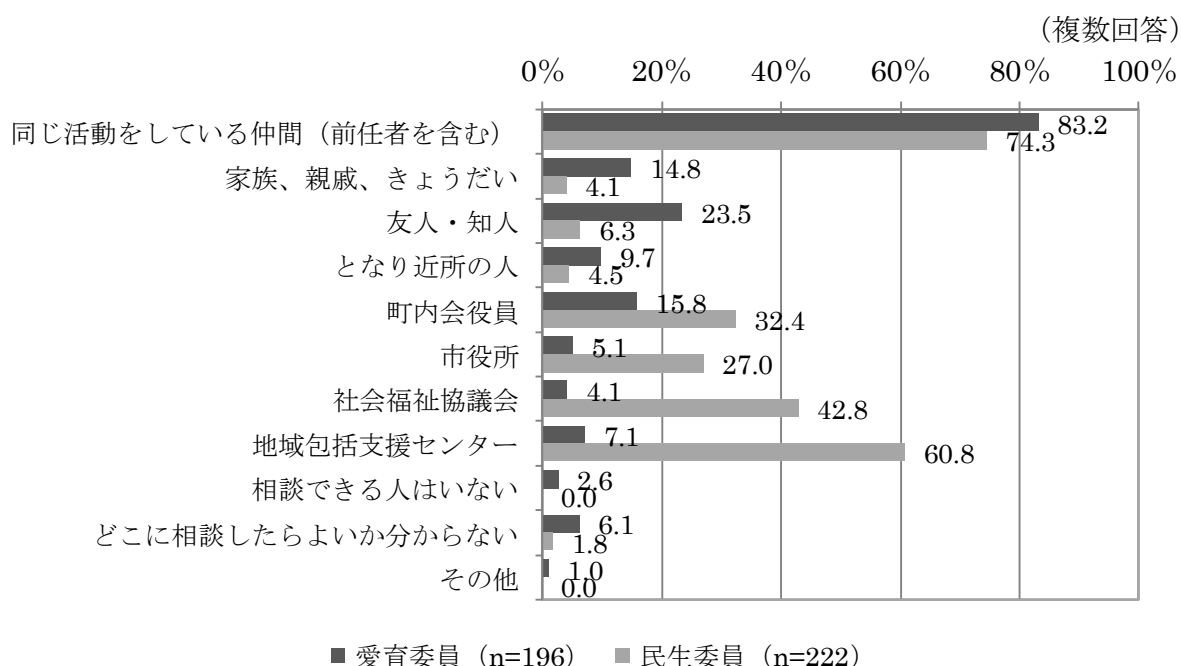
⑦ 地域福祉を進めるために優先して充実すべき施策 【市民アンケート】

地域福祉を進めるために優先して充実すべき施策については、「高齢者、障害のある人の入所施設の充実」が27.6%と最も多く、次いで「身近なところでの相談窓口の充実」が23.8%、「地域における助け合い・支え合いの仕組みづくり」が18.2%となっています。



⑧ 委員活動をする中で困ったときの相談相手 【愛育委員、民生委員アンケート】

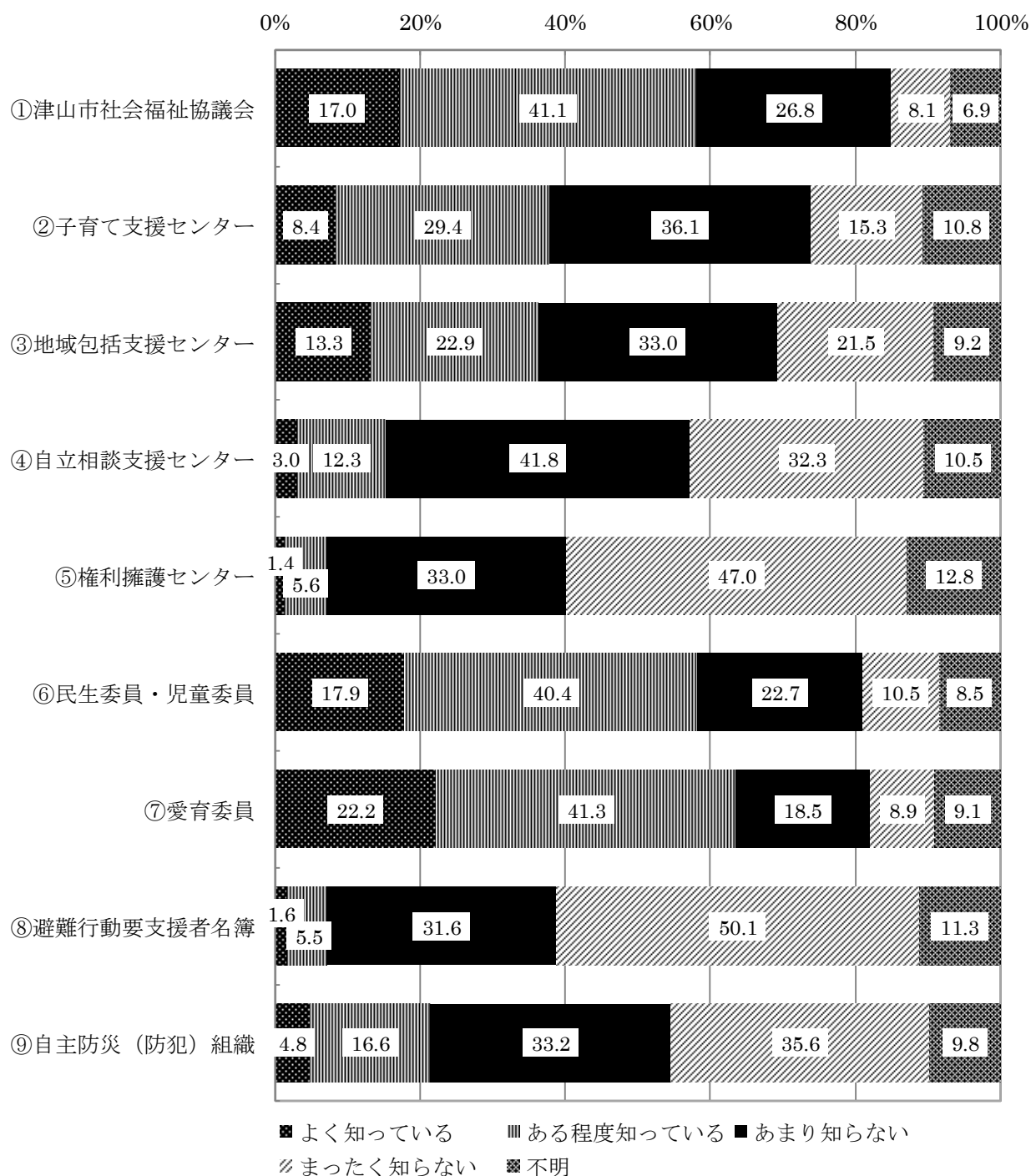
委員の活動をする中で困ったときの相談相手については、「同じ活動をしている仲間（前任者を含む）」が愛育委員の83.2%、民生委員の74.3%と最も多くなっています。次いで民生委員では「地域包括支援センター」が60.8%となっています。



7. 関係機関・団体の認知度について

① 団体や機関、制度の認知度 【市民アンケート】

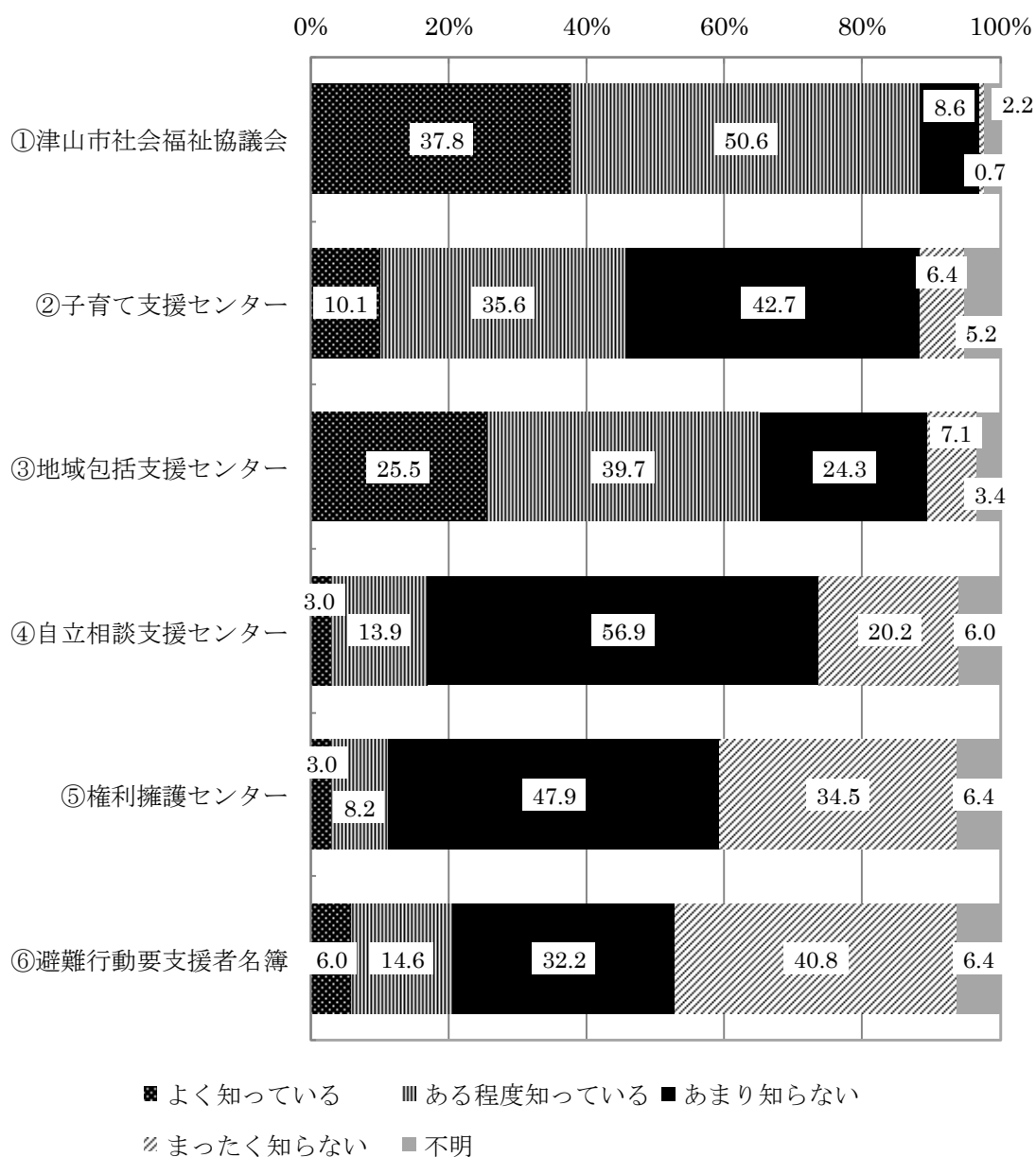
各団体や機関、制度の認知度については、「よく知っている」と「ある程度知っている」を合わせた『知っている』では、「⑦愛育委員」が63.5%と最も多く、次いで「⑥民生委員・児童委員」が58.3%、「①津山市社会福祉協議会」が58.1%となっています。「あまり知らない」と「まったく知らない」を合わせた『知らない』では、「⑧避難行動要支援者名簿」が81.7%と最も多く、次いで「⑤権利擁護センター」が80.0%、「④自立相談支援センター」が74.1%となっています。



市民(n=693)

② 団体や機関、制度の認知度 【町内会長アンケート】

各団体や機関、制度の認知度については、「よく知っている」と「ある程度知っている」を合わせた『知っている』では、「①津山市社会福祉協議会」が88.4%、「③地域包括支援センター」が65.2%、「②子育て支援センター」が45.7%となっています。「あまり知らない」と「まったく知らない」を合わせた『知らない』では、「⑤権利擁護センター」が82.4%と最も多く、次いで「④自立相談支援センター」が77.1%、「⑥避難行動要支援者名簿」が73.0%となっています。



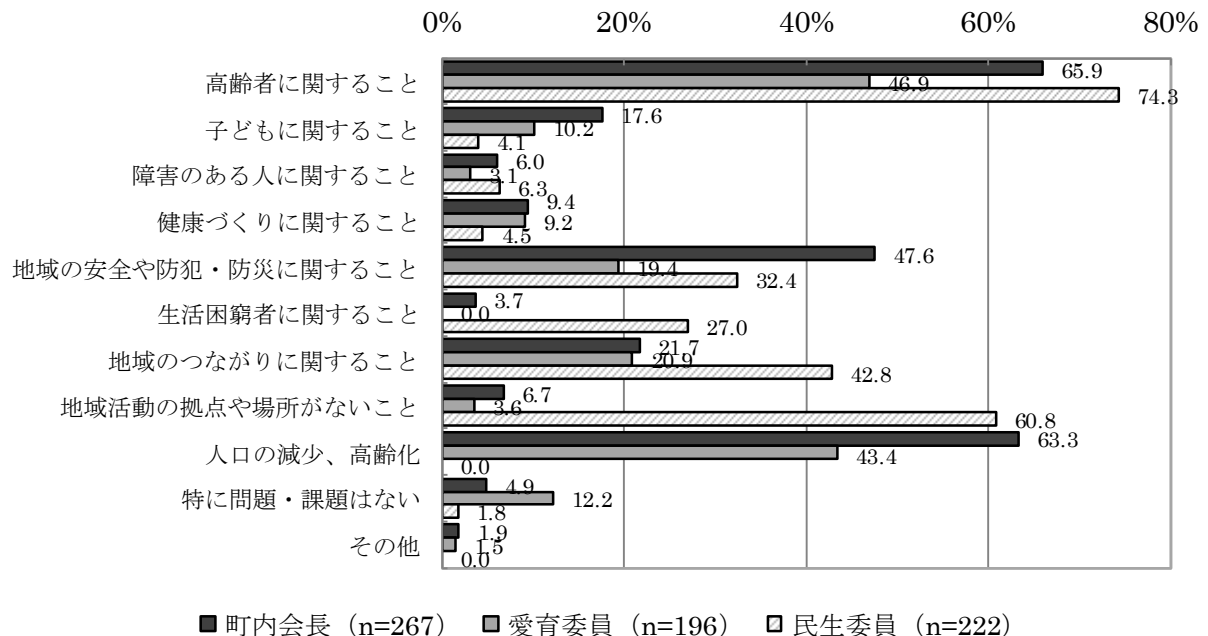
町内会長(n=267)

8. 福祉分野の課題等について

① 福祉分野の問題・課題 【町内会長、愛育委員、民生委員アンケート】

地域での福祉分野の問題・課題となっていることについては、「高齢者に関すること」が町内会長 65.9%、愛育委員の 46.9%、民生委員の 74.3%と最も多くなっています。

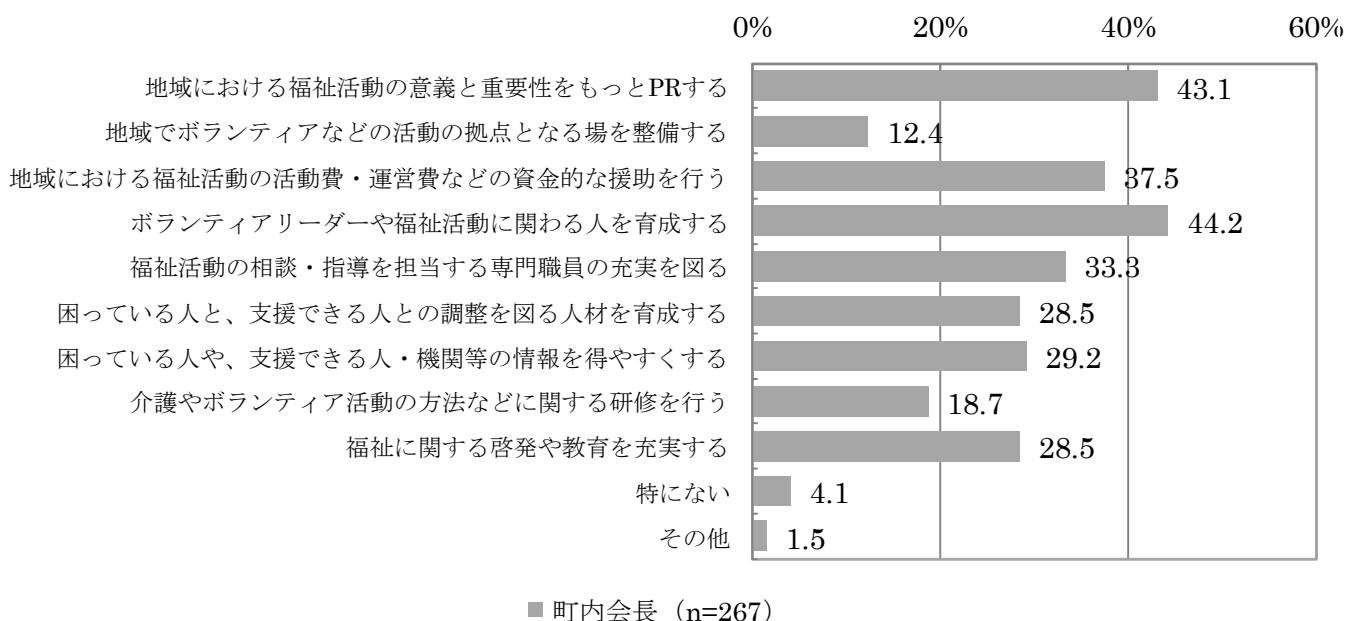
(複数回答)



② 地域の福祉課題を解決するために必要なこと 【町内会長アンケート】

地域の福祉課題を解決するために必要なことについては、「ボランティアリーダーや福祉活動に関わる人を育成する」が 44.2%と最も多く、次いで「地域における福祉活動の意義と重要性をもっとPR する」が 43.1%となっています。

(複数回答)



第3節 地域懇談会等の結果から見た地域福祉の現状と課題

1. 現状と課題

地域懇談会、PTA懇談会を通じて多く挙げられた課題は、「交流」、「町内会や近所のつながり」、「高齢化」、「災害時を想定した対応」などでした。

まず、交流については、町内に気軽に集まれる場所がない、行事に出てこないなど孤立した人がいる、子どもが安心して遊べる公園・広場が不足している、という意見が多く出ています。特に、子どもが遊べる公園等は、子どもに限らず多くの世代が利用し、顔見知りになったり、新たな交流が生まれたりする場として、日常生活での交流の場、機会の創出としての役割も期待されています。

町内会や近所のつながりについては、町内会への加入率の低下や、役員の高齢化による担い手不足、近所付き合いの希薄化に関する意見が目立っています。個人のプライバシーを重視する反面、近くに住んでいる人の顔を知らない、緊急の連絡先を教えてもらえない、といった状況が生じています。そのため、地域での情報が不足しており、災害時に支援を必要としている人の対応を懸念する声も挙がっています。

また、高齢化については、ひとり暮らし高齢者が増加していることから、地域での見守りの必要性が取り上げられています。一方、元気な高齢者の活躍が取り上げられ、地域福祉の担い手として期待されています。

このほか、子どもの貧困、子どもを取り巻く環境整備も課題として挙げられていました。

2. それぞれの懇談会での解決策

課題に対する解決策としては、住民同士のつながりをつくるために、日頃からのあいさつや声かけ、多世代が参加できるイベントの開催、サロン活動といったアイデアが多く出ました。さらに、地域の多様な課題を地域で情報共有するための台帳・マップ作りというアイデアも多くありました。これらは、小地域ケア会議での取組の一つでもあり、こうした日頃からのつながりづくりは、ひとり暮らし高齢者への見守りや、子どもの安全・安心の確保、災害時に支援を必要としている人の把握といった日常生活の支援にも関係しています。

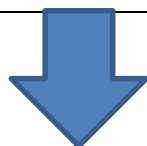
また、町内会への未加入者や地域への無関心層に向けては、住民同士での話し合い・意見交換の機会をつくるという発言もありました。町内会に所属することのメリットや必要性に関する情報共有を行うことで、一人ひとりの意識を変えていくことが重要となります。

第4節 第1次計画の課題と第2次計画で取り組むべきことの整理

本計画の策定にあたり、第1次計画の4つの基本目標に沿って、アンケート調査、地域懇談会等の結果や国の動向などを踏まえて、第2次計画で取り組むべきことを整理しました。

第1次計画：基本目標1 みんなで支え合うまちづくり

第1次計画の内容
住民やボランティア等の民間団体との協働による、地域での支え合い、助け合いやネットワークづくりなどの地域づくり活動を推進していく取組を支援します。特に、津山版地域包括ケアシステムや小地域ケア会議など、みんなで支え合う仕組みづくりを支援します。
<u>個別施策</u>
1 地域で支え合う意識の醸成
2 津山版地域包括ケアシステムの推進
3 小地域ケア会議の推進



第1次計画の課題と第2次計画で取り組むべきこと
1 住民相互の支え合い・助け合いの必要性についての理解は市民に広がっていますが、具体的な活動の実践にはつながっていない面もみられます。地域住民が“我が事・丸ごと”の意識をもち、地域福祉活動に参加し、支援が必要な人を支えることができるよう、福祉教育等の機会を通じて、市民一人ひとりの意識の醸成が必要となっています。
2 市民一人ひとりが地域活動に参加する地域共生のまちづくりを推進し、「支える側」と「支えられる側」の一方的な関係にならない、支え合う関係づくりを推進する必要があります。
3 社会的孤立、制度の狭間など公的な福祉サービスにつながらない課題、あるいは将来への不安について、地域全体で支え合うことを目指していく必要があります。すなわち、分野別、年齢別に縦割りだった支援を、当事者中心の「丸ごと」の支援とし、個人やその世帯の地域生活課題を把握し、解決していくことができる包括的な支援体制が求められています。そのために専門職による多職種連携や地域住民と協働する地域連携が必要となっています。これらの課題に対応するため、これまでの小地域ケア会議等における取組を踏まえるとともに、保健・医療・福祉に限らず、雇用・就労、住宅、防災、防犯、交通、教育、司法、まちづくり等の様々な生活関連分野の関係機関との連携を進め、地域団体、ボランティア団体、住民などの関係者の連携をさらに強化し、津山版地域包括ケアシステムを推進する必要があります。
4 地域の身近な課題解決の場となる小地域ケア会議については、連合町内会の27支部において開催され、地域と行政等の協働により地域の福祉課題の解決に向けた取組が進んでいますが、市内全域(連合町内会全44支部)での設置を目指して引き続き取組を推進する必要があります。

第1次計画:基本目標2 安全・安心なまちづくり

第1次計画の内容

地域コミュニティの基盤となる町内会単位での自主防災組織の設立を目指すとともに、市民一人ひとりが日頃から防災・防犯に対し意識をもって備えることのできる環境づくりを進めます。

個別施策

- 1 日常的な緊急時対策の強化
- 2 日常的な防災対策の強化
- 3 日常的な防犯対策の強化
- 4 災害時の要援護者対策の強化



第1次計画の課題と第2次計画で取り組むべきこと

- 1 市民の災害時対応への不安は大きいものの、現状の対策は十分とは言えず、引き続き、市民の意識醸成と、関心から実践につなげていく取組を強化する必要があります。
- 2 地域の防災訓練へ参加したことがない人や災害時の備えに不安を感じている人の割合は高く、今後も啓発を促進する必要があります。
- 3 地域の安全や防犯・防災・減災に対する市民の関心は高く、引き続き地域の防犯・防災・減災対策に取り組む必要があります。
- 4 高齢者、障害のある人、妊産婦や乳幼児など災害時の避難に支援を必要としている人に対して、避難行動要支援者名簿や福祉避難所の整備等の避難支援体制づくりを進めていますが、個人情報情報の適切な取扱いのもと、関係機関との一層の連携や体制強化が必要となっています。
- 5 災害発生時において迅速に被災者支援活動を行うために、災害ボランティアセンターの設置や福祉避難所の整備が必要です。

第1次計画:基本目標3 活力あふれるまちづくり

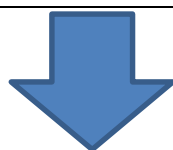
第1次計画の内容

心身ともに充実し、生きがいに満ちた地域生活が営めるよう、地域内の行事や町内会活動の積極的な参加を促進していきます。

また、地域で福祉活動をする人材を育成するとともに、支援を受けたい人と支援したい人をつなぐ仕組みづくりを検討していきます。

個別施策

- 1 ころと体の健康づくり
- 2 地域交流の促進
- 3 地域で福祉活動をする人材の育成



第1次計画の課題と第2次計画で取り組むべきこと

- 1 健康や老後に不安を感じている人の割合は高く、引き続き、ころと体の健康づくりに取り組む必要があります。
- 2 親密な近所付き合いや地域活動に参加する市民が減少し、地域のつながりの希薄化が進んでいます。その一方で、地域活動等への参加意欲の高い市民も多く、「地域」に関する理想と現状に大きなギャップが生じています。理想と現実のギャップを埋め、地域活動等への参加促進を後押しする仕組みづくりが必要です。
- 3 地域で福祉活動をする担い手は、高齢化、固定化しており、その負担感も増大しています。一方で、地域の支援を必要とする人は増加傾向にあり、抱える課題は複雑・多様・重複化していることから、地域で福祉活動をする担い手づくりが必要となっています。
- 4 地域で福祉活動をする担い手づくりについては、「担い手・リーダーの負担軽減」と「新たな担い手・リーダーの確保・育成」を両輪として位置付けて、取組を展開する必要があります。また、支援する側と支援される側という画一的な考え方から「みんなで担う」仕組みへの転換を図る必要があります。
- 5 新たな担い手・リーダーの確保・育成については、「できる」「やってみたい」「市民として取り組むことが望ましい」と思う福祉活動に、気軽に取り組めるよう、様々な入口・メニューづくりに取り組む必要があります。
- 6 地域のつながりの醸成や地域活動の充実に向けて、既存施設などを活用した拠点づくりや、定期的な交流の場づくりを促進する必要があります。
- 7 誰もが役割を持ち、活躍できる地域共生社会の実現に向けては、これまで「支えられる側」であった人が、「支える側」にも変化し、年齢や属性等に関わらず、その人らしく生活できる地域をつくっていくことが重要であり、働く場やスポーツ、芸術など、自己の能力を発揮できる場、交流の機会の創出に向けた取組を充実させる必要があります。また、地域において世代を超えた活躍の場づくりも必要となっています。

第1次計画:基本目標4 福祉サービスが充実したまちづくり

第1次計画の内容

福祉サービスを安心して選択、利用するためには、福祉サービスの適切な利用の促進を図る必要があります。そのためには、相談支援体制の充実、必要な情報が効果的に得られる仕組みの整備、自立を支える体制基盤を構築します。

個別施策

- 1 相談支援体制の充実
- 2 地域福祉活動への支援
- 3 自立を支える体制基盤づくり



第1次計画の課題と第2次計画で取り組むべきこと

- 1 市民の年齢や状況等に応じて、必要とする情報とともに情報の入手方法や媒体も多様化しており、届けたい対象及び情報を明確にし、受け手側の視点に立った情報発信・提供を進めていく必要があります。
- 2 福祉に関するサービスや制度の改正等が進む中で、支援を必要とする市民に情報が届きにくくなるケースもあることから、効果的な情報提供の仕組みや、サービスを利用しやすい体制の拡充と強化が課題となっています。また、市民一人ひとりの気づきや見守り活動の強化とともに、アウトリーチ型の相談体制など相談窓口の充実を図る必要があります。
- 3 生活困窮、子どもや高齢者などへの虐待、ニート、ひきこもりなど複合的な課題といわれるケースが増加する中で、社会的孤立を防ぎ必要な支援へつなぐ仕組みづくりと、相談支援機関の連携の強化が必要です。
- 4 認知症高齢者の増加や障害のある人の地域移行にともない、成年後見制度の利用など権利擁護に関する取組の充実が不可欠となっています。また、障害者差別解消法の施行など国の法制度の動向を十分に踏まえて、さらに取組を検討・実施する必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

本市の最上位計画である津山市第5次総合計画では、市の目指す将来像を「彩あふれる花開く 津山の創造」と定め、この将来像を実現するため健康福祉・地域活動の施策目標を「健やかで安心できる支え合いのまちづくり」としています。

また、国では「地域共生社会」の実現に向けた様々な取組が進められており、本市としても積極的に取組を進める必要があります。本章では、本市における津山市の地域福祉の課題を踏まえ、計画を推進するための指針となる基本理念を、以下のように定めます。

基本理念

誰もが健やかで安心できる支え合いのまちづくり
～地域共生社会の実現に向けて～

第2節 基本目標

基本理念の実現のため、次の4つの基本目標に基づき、計画を推進します。

基本目標は、第1次計画において設定したものをベースとし、社会福祉協議会の地域福祉活動計画との整合を図りながら、長期的な視点で地域福祉推進に取り組むこととします。

基本目標1 みんなで支え合うまちづくり

基本目標2 安全・安心なまちづくり

基本目標3 活力あふれるまちづくり

基本目標4 福祉サービスが充実したまちづくり

第3節 施策体系

4つの基本目標ごとに、基本となる施策を定め、取組を進めていきます。(施策体系は図1のとおり)

■図1:施策体系図

基本目標	基本施策	主な取組
1 みんなで支え合うまちづくり	1 地域で支え合う意識の醸成	・人権の尊重と福祉意識の醸成 ・障害のある人への理解の促進 ・高齢者への理解の促進 ・乳幼児・妊産婦への理解の促進 ・地域共生に向けた福祉意識の向上
	2 津山版地域包括ケアシステムの推進	・地域包括支援センターの機能強化 ・地域包括ケア会議の充実 ・小地域ケア会議の拡大・充実 ・地域ケア個別会議の充実 ・関係団体・組織のネットワークづくり ・生活支援サービスの体制整備 ・在宅医療・介護連携推進事業 ・社会福祉協議会との連携強化 ・連合町内会、民生委員・児童委員、愛育委員・栄養委員、老人クラブ等との連携強化
2 安全・安心なまちづくり	1 便利で安全な生活環境の整備	・交通手段の確保・維持 ・ユニバーサルデザインに関する啓発の推進 ・立地適正化計画の推進 ・人にやさしいまちづくり条例の推進 ・移動支援サービスの充実
	2 災害に強い地域づくりの推進	・地域における防災・減災意識の高揚 ・自主防災組織の活動支援 ・避難行動要支援者名簿の整備 ・福祉避難所の整備
	3 安心して暮らせる防犯・消費生活対策の推進	・安全・安心なまちづくりの推進 ・防犯に関する情報提供 ・消費生活相談業務 ・高齢者消費者被害防止
3 活力あふれるまちづくり	1 こころと体の健康づくり	・健康づくり・食育事業の推進 ・介護予防事業の推進 ・高齢者講座の開催 ・地域でのつどいの場づくりの推進 ・市民の健康と福祉のまちづくりの推進
	2 地域や福祉に関わるための多様な交流の促進と拠点づくり	・サロン活動や子育てサークルなどでの交流の促進 ・声かけ運動・見守り活動の推進 ・社会資源の活用による地域の拠点づくり ・地域介護予防活動支援事業
	3 地域や福祉の担い手づくり	・身近な地域活動を通じた人材の育成 ・民生委員・児童委員への福祉制度研修 ・愛育委員・栄養委員活動支援 ・地域福祉推進委員の設置推進 ・ゲートキーパー養成の推進 ・ボランティアグループの育成
	4 地域における活動の推進	・ボランティア活動や地域福祉活動の普及・啓発 ・津山市地域づくりサポートセンターの活動推進 ・生活支援コーディネーターの活動充実
4 福祉サービスが充実したまちづくり	1 相談支援体制・情報提供体制の充実	・地域包括支援センターにおける相談体制の充実 ・障害福祉分野における相談支援の充実 ・認知症総合支援事業 ・民生委員・児童委員相談業務 ・療育相談業務 ・子ども・若者相談業務 ・母子・父子・DV相談業務 ・教育相談業務 ・乳幼児・妊産婦相談業務 ・児童相談業務 ・子育て支援に関する連携強化 ・様々な媒体を活用した情報の提供
	2 福祉サービス利用の推進	・福祉サービスの充実 ・個人情報保護への取組
	3 多様な生活課題への対応	・生活困窮者の自立相談支援 ・子どもの貧困対策 ・子ども・若者就労修学支援 ・自殺対策の推進
	4 権利擁護の推進	・高齢者の虐待防止 ・障害のある人の虐待防止・差別解消 ・要保護児童対策地域協議会関係機関の連携の強化 ・成年後見制度の利用促進 ・日常生活自立支援事業の利用促進

第4章 地域福祉の推進方策

4つの基本目標を実現するため、前述の体系図のようにそれぞれ基本施策を定め取り組んでいきます。

基本施策ごとに「取組の方向性」と、この実現のために自助・近助・共助・公助としての取組の例を「それぞれができること」として記載しています。また、施策ごとに主に市が主体となって実施する取組を「主な取組」としています。

基本目標1 みんなで支え合うまちづくり

基本施策1 地域で支え合う意識の醸成

私たちの住む地域には、子どもや高齢者、障害のある人、子育てや介護に悩んでいる人など、さまざまな人が生活しています。地域で安心して生活していくには、市民一人ひとりが地域を取り巻く現状や課題を「我が事」として捉え、隣近所や身近に住んでいる地域の人たちに関心を持ち福祉課題の発見に努め、誰もがお互いを助け合い、支え合う意識を持つことが大切になります。

アンケートでは、市民の7割以上が住民相互の自主的な協力関係の必要性を認識していますが、「地域福祉」の内容まで知っていた人は15%にとどまっており、地域福祉の考え方やその重要性を継続的に周知・啓発していくことが大切です。

◆取組の方向性◆

市民一人ひとりが福祉に対して関心をもち、住民同士での支え合いの重要性を理解し、それぞれの立場で地域の支え合いに参加していくことが可能となるよう、さまざまな機会や媒体を通じて、地域で支え合うための意識の醸成を図っていきます。

また、高齢者、障害のある人等、支援が必要な人に関する状況の理解を進め、地域での配慮や自発的な支援につなげられるよう、理解啓発事業を推進します。

◆それぞれができること◆

自助(市民)

- 地域福祉について理解を深めましょう。
- 福祉に関する講演会や研修会に参加しましょう。
- 高齢者や障害のある人等、配慮が必要な人への理解や手助けを行いましょう。
- まちや地域について関心を持ち、自分や家族が暮らしたい地域について考え、できる範囲から、具体的な取組に関わっていきましょう。

近助・共助(地域・福祉事業者・NPO等)

- 日頃から隣近所や地域においてあいさつや声かけを行い、困った時には助け合いましょう。
- 地域における様々な活動の場や機会を活用して、福祉教育・実践活動等に取り組みましょう。

- 地域の状況、課題などを、回覧板や集会など様々な媒体や機会などを活用して、わかりやすく知らせることで、地域住民が問題意識を持てるようにしましょう。

公助(市・社協)

- 広報紙やパンフレット、ホームページ等様々な媒体を通じて、地域福祉の考え方や重要性について周知を図ります。
- イベントや講演会等の開催による啓発活動に取り組みます。
- 福祉、人権等に関する地域の状況や活動内容等についてわかりやすく情報発信・提供を行い、「我が事・丸ごと」の意識醸成を図り、具体的な活動につなげます。
- 地域でできることについて、一人ひとりが考え行動するきっかけづくりとして、地域型福祉共育(教育)、学校における福祉教育を推進します。

◆主な取組◆

取組	内容
人権の尊重と福祉意識の醸成	地域で暮らす一人ひとりが個人の尊厳やプライバシーを理解しながら、相手を思いやり、お互いを大切にする意識やこころを育むために、広報紙やパンフレット等を活用して啓発を推進します。
障害のある人への理解の促進	学校教育及び生涯学習における福祉教育の推進や、障害者支援団体等によるイベントや講演会等を通じて障害のある人との交流の場の提供に努め、障害や障害のある人についての正しい理解と認識の向上を図ります。
高齢者への理解の促進	高齢者に対する理解を深め、地域での支え合いの大切さを周知するために、広報紙やホームページ、パンフレット等を通じて啓発を進めていきます。また、認知症に関する正しい知識の普及啓発や支援体制整備を推進します。
乳幼児・妊産婦への理解の促進	乳幼児や妊産婦の現状や課題を知ってもらい、子どもが心も体も健やかに育つことができ、保護者が地域の支援者とながり、地域で安心して子育てができるように、啓発や関係団体と協力し、意識の醸成を図ります。
地域共生に向けた福祉意識の向上	地域住民や福祉関係者の協力を得ながら、子育て世代や高齢者、障害のある人との交流や体験などを通じて、福祉のこころを育てる取組に努めます。

基本施策2 津山版地域包括ケアシステムの推進

高齢者や、障害のある人、ひきこもり、子育て世代などすべての地域住民が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けるために、介護等の支援が必要になっても、自ら選択した場所で、必要なときに必要なサービスを受けて生活をするができるよう、ニーズの発見から早期支援が一体的に提供される「津山版地域包括ケアシステム」(図2)を推進しています。

高齢化の進行や社会情勢を背景としたニーズの拡大、地域のつながりの希薄化など、多様化してきている福祉課題や生活課題に対応するため、公的サービスの充実はもとより、地域での支え合い、助け合いが不可欠であり、地域の様々な課題を地域で解決していく仕組みづくりが求められています。

◆取組の方向性◆

医療や介護、福祉、保健の関係機関、地域団体、地域住民などの関係者の連携をさらに強化し、「津山版地域包括ケアシステム」を推進します。

また、地域共生社会に対応できる地域包括ケアシステムの推進に向けて重要な役割を果たす小地域ケア会議や地域ケア個別会議の充実など、多様な生活課題にも対応できる仕組みづくりにも取り組んでいきます。

◆それぞれができること◆

自助(市民)

- 地域における見守りや声かけなどの活動を通じて、個々のケースへの支援以外に、地域で気になる・不安に感じるなどがあれば、地域や福祉の担い手に伝えましょう。
- 地域で活動しているボランティア団体やNPO等の把握に努め、幅広い活動につなげましょう。
- できる範囲で、小地域ケア会議など多様な主体による話し合いなどに参加しましょう。
- コミュニティ活動や地域福祉活動に自主的に取り組みましょう。

近助・共助(地域・福祉事業者・NPO等)

- 地域や福祉関係者のそれぞれの役割、できること・できないことなどについて相互理解を深め、連携・協働を積極的に図りましょう。
- 小地域ケア会議を開催し、地域生活課題を話し合いましょう。
- 課題・テーマ等に応じて、地域の多様な主体はもとより、専門職・専門機関の参加を得て、課題解決に向けた連携・協働を図りましょう。
- 高齢者、障害のある人、子どもの見守り活動を組織的に展開しましょう。

公助(市・社協)

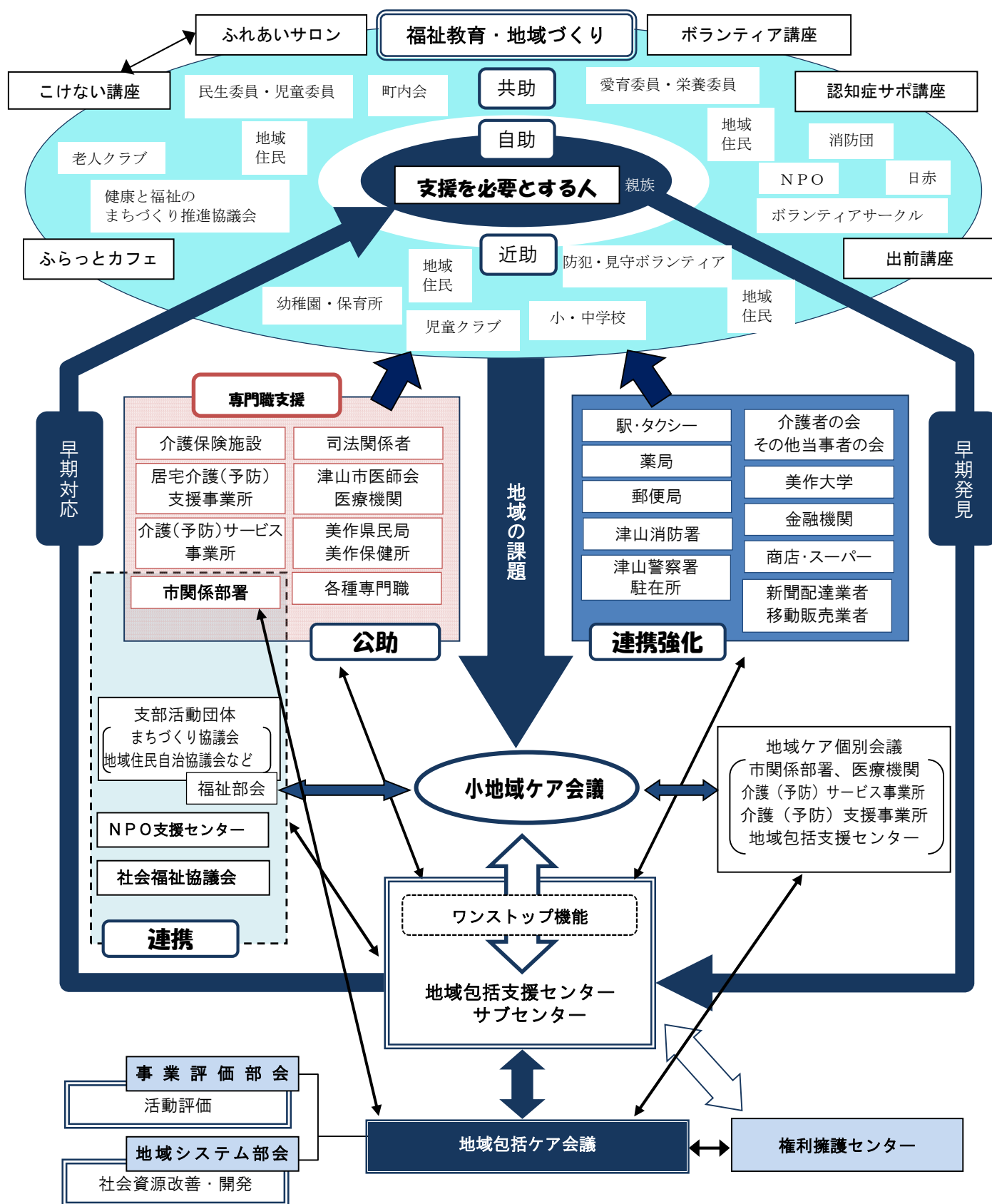
- 関係機関と更に連携を図り、津山版地域包括ケアシステムの推進に努めます。
- 地域ケア個別会議や障害者自立支援協議会、要保護児童対策地域協議会などを通じて、多職種の専門職や担い手などの連携・協働や、地域における課題解決力の強化を図り、施策の反映に努めます。
- 地域住民や地域の支援団体、専門職と連携し、小地域ケア会議の設置拡大を図ります。
- 各種団体や地域住民などが自主的に取り組む地域福祉活動を支援するほか、NPO、民間企業等の協力を得ながら、各種施策を推進し、地域福祉活動の拡充を図ります。
- 地域のコミュニティ活動の基盤である町内会の運営を促進し、市民の意見が反映される住民主体のまちづくりを推進します。

◆主な取組◆

取組	内容
地域包括支援センターの機能強化	津山版地域包括ケアシステムの核となる地域包括支援センターの事業の実施評価及び評価結果に応じた適切な人員の確保を図るなど機能を強化します。
地域包括ケア会議の充実	一人暮らし高齢者や高齢者の夫婦世帯、認知症高齢者の増加に伴い、地域包括ケアの中核機関となる地域包括支援センターの機能強化を図るため、図2にある地域システム部会と事業評価部会での検討内容を地域包括ケア会議に挙げて協議を行います。
小地域ケア会議の拡大・充実	地域住民が主体となり、地域の課題や支援策を、専門職、行政等とともに検討する場である小地域ケア会議の設置拡大を図ります。 また、すでに小地域ケア会議が設置済の地域については、地域毎に実情にあった活動を推進するための活動計画の策定を支援します。
地域ケア個別会議の充実	多職種による自立支援に向けたケアマネジメント支援の充実を図ります。
関係団体・組織のネットワークづくり	保健・医療・福祉をはじめ、雇用・就労、住宅、防災、防犯、交通、教育、司法、まちづくり等様々な分野の地域の団体・組織、NPO等の交流を促進します。また、情報共有を図るなど、地域で暮らす要支援者の把握をはじめ、活動の充実が図れるよう、地域のネットワークを強化します。

取組	内容
生活支援サービスの体制整備	生活支援・介護予防の基盤整備に向けて、第1層の津山市全域、第2層の生活圈域(8か所)ごとに、生活支援コーディネーター及び協議体を設置し、生活支援サポーターの養成や多様な事業体と連携しながら日常生活上の支援体制を構築します。
在宅医療・介護連携推進事業	住み慣れた地域で安心して在宅療養ができるよう、医療・介護の連携を強化し、切れ目のない在宅医療と介護を一体的に提供する体制の構築を目指します。
社会福祉協議会との連携強化	地域福祉の推進を図ることを目的とする団体である社会福祉協議会との連携を一層深め、関係機関、団体とのネットワーク強化を図ります。
連合町内会、民生委員・児童委員、愛育委員・栄養委員、老人クラブ等との連携強化	連合町内会、民生委員・児童委員、愛育委員・栄養委員、老人クラブ等と関係機関との連携を促進し、活動の支援を行います。

■図2:津山版地域包括ケアシステム(イメージ図)



※津山市の地域包括ケア会議の種類や内容等については、52 ページの表3に記載しています。

■表3：津山市の地域包括ケア会議について(50 ページ関連)

会議の種類	実施（運営） 主体	事業の目的	内容
地域包括ケア会議	津山市（津山市地域包括支援センター）	高齢者に対して、包括的・継続的なサービスが提供されるよう、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制と、地域の総合的・重層的なサービスのネットワークの構築をめざす。	地域包括ケアシステムの核となる地域包括支援センターの機能強化のため、事業の実施状況の評価を行い、事業実施に必要な体制や仕組みを検討する。
小地域ケア会議	津山市連合町内会支部単位の地域福祉活動団体	市民が住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を継続するため、地域に暮らす市民と専門職が協働し、福祉の視点をもって地域課題の解決をめざす。	連合町内会の支部単位で住民主体の組織を構築、地域の課題を発見し、専門職や行政とともに課題解決や見守るシステムを検討する。
地域ケア個別会議	津山市	住み慣れた地域で安心して生活ができるように、個人をとりまく環境や課題などを支援者が共有し、自立した日常生活を営むことができるようケアマネジメントの向上をめざす。	要支援者等について、新規ケースを中心に多職種で自立支援及びケアマネジメントの質の向上に向け、ケアプラン原案の検討を行う。

基本目標2 安全・安心なまちづくり

基本施策1 便利で安全な生活環境の整備

子どもや子育て中の保護者、高齢者や障害のある人が外出したり、社会参加するためには、ユニバーサルデザインの視点に基づいた施設整備や、施設・公共交通機関におけるバリアフリー化など、人にやさしいまちづくりの推進が求められています。

また、アンケートや地域懇談会では、高齢者や障害のある人の移動支援や交通手段の確保・維持も重要な課題として挙げられています。このような外出や交通手段に関する課題に対しては、公共交通機関とあわせ、地域住民との協働により、支援体制をつくっていくことが必要となっています。

さらに、人口減少が見込まれる将来においてもこうした交通手段などの生活サービスや相互の支援体制を確保・維持できるよう多極ネットワーク型コンパクトシティの構築に向けた取組が必要となっています。

◆取組の方向性◆

すべての市民が安全に安心して暮らすことができるよう、公共施設や交通機関、道路等においてバリアフリー化やユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。また、市民生活に配慮した移動・交通環境の整備に取り組みます。

道路の整備や公共施設の計画的な整備を進めるとともに、高齢者や障害のある人等、誰もが自由に社会参加できるよう、利用しやすい移動手段、移動支援の充実に努めます。

◆それぞれができること◆

自助(市民)

- 積極的に公共交通を利用しましょう。
- 公共施設や交通機関、道路等のバリアフリー化やユニバーサルデザインのまちづくりについて理解・認識を深めましょう。
- 地域で困っている人を見かけたら、声かけや手助けをしましょう。

近助・共助(地域・福祉事業者・NPO等)

- 公共交通の利用啓発に努めましょう。
- バリアフリーやユニバーサルデザインの視点から、地域の環境について確認して、状況に応じて関係機関等へ情報提供を行いましょう。

公助(市・社協)

- 「人にやさしいまちづくり条例」に基づき、当事者の方の意見を聴きながら、公共施設や公共交通機関などのバリアフリー化を進めます。
- 持続可能で利便性の高い公共交通ネットワークの構築を検討します。
- 公共交通ネットワークと連動した移動支援・移送サービス等の検討を通じて、移動手段を確保します。
- 誰もが使いやすい施設や整備を目的としたユニバーサルデザインの考え方について、市民、民間事業者等に対して普及啓発を図ります。
- 介護者や障害のある人の外出時の移動支援対策を推進します。

◆主な取組◆

取組	内容
交通手段の確保・維持	高齢者などをはじめとする市民の移動手段の確保・維持に向けて、持続可能で利便性の高い公共交通ネットワークを構築し、地域巡回バス等の快適性・利便性の向上を推進します。
ユニバーサルデザインに関する啓発の推進	市民や民間事業者等に対して、バリアフリーやユニバーサルデザインについての啓発を推進します。
立地適正化計画の推進	多極ネットワーク型コンパクトシティの構築に向け、都市部において一定の区域を定め、福祉、商業等各分野の施策を講じることで居住や都市機能を誘導し、誰もが安心して暮らせる市街地の形成を図ります。
人にやさしいまちづくり条例の推進	人にやさしいまちづくり条例の円滑な推進に努め、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の概念を反映したまちづくりが行われるよう、全市的な取組を行います。
移動支援サービスの充実	介護者等の移動手段を確保するため、ボランティアの育成やネットワークづくり、生活支援サポーターの養成を図ります。また、津山市シルバー人材センターや津山市身体障害者福祉協会への支援を通じ、高齢者や障害のある人の外出時の付き添いや買い物支援等に努めます。

基本施策2 災害に強い地域づくりの推進

近年、全国的に台風や大雨等による自然災害が多く発生しているなか、市民の防災・減災に対する関心は高まっており、本市においても災害時における緊急時の支援について、体制の強化を図っていくことが求められています。特に、高齢者、障害のある人、乳幼児や妊産婦など災害時の避難に支援を必要とする避難行動要支援者について、地域と連携し実態把握と情報共有を図るとともに、円滑な避難支援体制を構築していくことが重要です。

災害時には身近な地域での助け合い・支え合いが大きな役割を持っています。平常時から地域における防災訓練や自主防災組織の活動促進を図り、防災知識の普及・啓発と避難支援体制や連絡体制の強化を図っていく必要があります。

◆取組の方向性◆

災害発生時に円滑な避難及び救助を行うことができるよう、避難行動要支援者の把握や避難訓練、自主防災組織の立ち上げに向けた支援を行います。また、地域において安心して暮らすことができるよう、防災に関する情報の提供や、防災対策の充実を図っていきます。

防災に対する意識醸成や地域の防災力の向上とともに、災害時に支援が必要な人への支援体制づくり、防災対策の充実、日頃からの危険箇所の把握・情報共有などに取り組みます。

◆それぞれができること◆

自助(市民)

- 家庭で災害時の対応についての話し合いをしましょう。
- 日頃から災害時の危険箇所、避難場所を確認し、情報共有に努めましょう。
- 災害時に避難行動要支援者の避難・安否確認に協力しましょう。
- 地域で行われる防災訓練などの防災活動に周囲に声掛けを行い、積極的に参加しましょう。

近助・共助(地域・福祉事業者・NPO等)

- 自主防災組織づくりを進め、災害時の活動の拠点や状況把握の仕組みづくり、ボランティア受入体制などについて話し合いましょう。
- 地域での防災訓練、防災マップづくりなどの防災活動を実施するとともに、地域住民が参加しやすいよう、活動の充実を図りましょう。
- 消防団、町内会、民生委員・児童委員、愛育委員・栄養委員、PTA等が中心となり、地域において日頃からの見守りや声かけ活動を実施しましょう。
- 消防団員の確保に努めましょう。

公助(市・社協)

- 地域防災計画に基づき、防災・減災対策の充実を図ります。
- 自主防災組織への活動支援を進め、地域の防災力を強化します。
- 避難行動要支援者名簿を整備し、外部への情報提供の同意者を増やし、日頃からより多くの支援関係者等に情報を共有できる仕組みを検討します。
- 災害時に一人ひとりが適切に判断して行動できるよう、講演会やリーフレットの配布などにより、防災知識の普及・啓発を行います。
- 非常持ち出し品の準備等、災害に対する備えや防災訓練への参加を促し、市民の防災への意識高揚を図ります。
- 災害時における被災者支援活動を迅速に行うために、平常時から関係機関・団体との連携体制を構築し、災害ボランティアセンターや運営体制の整備を進めます。
- 災害時に、特に身体・健康面等での配慮が必要な避難者を受け入れる施設である福祉避難所の整備に努めます。

◆主な取組◆

取組	内容
地域における防災・減災意識の高揚	講習会等を通じて、市民の防災意識の高揚を図ります。また、普段から防災に関する情報を提供し、防災・減災意識の高揚を図ります。
自主防災組織の活動支援	自主防災組織の活動を支援し、いざというときに助け合える関係を築きます。
避難行動要支援者名簿の整備	災害時において支援が必要となる避難行動要支援者の名簿を整備し、更なる有効活用を図るため、町内会や民生委員・児童委員、地域の団体等と連携しながら、避難行動要支援者の情報収集及び関係者間での情報共有体制を進めます。
福祉避難所の整備	災害発生時に一般の避難所では生活が困難であり、介護や健康面での配慮が必要な避難者を受け入れるため、民間事業所等に協力を求め、福祉避難所の協定数の増加に努めます。また、円滑な受け入れ体制を図るため、定期的に連絡会議を開催します。

基本施策3 安心して暮らせる防犯・消費生活対策の推進

安全・安心に暮らせる地域づくりを進めるうえで、防犯体制が確保されていることは重要です。

アンケートでは、地域における防犯に関する重要な取組として、「日ごろからのあいさつ、声かけや近所付き合い」「防犯灯・防犯カメラの設置」が挙げられており、ソフト面、ハード面の両面による防犯対策が求められています。

また、防犯や交通安全意識の高揚等を図るため、地域団体等と連携し、犯罪被害に関する情報提供や各種訓練、交通安全啓発活動等の充実を図り、活動への参加促進に取り組んでいく必要があります。

◆取組の方向性◆

犯罪や交通事故を防止するため、地域活動団体の育成や支援を行い、自主的な活動が行われるように努めます。

また、警察や関係団体と連携した啓発活動を実施し、防犯意識の高揚を図ります。全ての消費者が健全な消費生活を送ることができるよう、情報提供や啓発活動、相談支援などに取り組みます。

◆それぞれができること◆

自助(市民)

- 身の回りの安全対策を進めるとともに、犯罪・消費者被害などに関する情報に気を配り、防犯・消費者被害防止に関する理解・認識を深めましょう。
- 地域での防犯活動について、積極的に参加・協力しましょう。
- 日頃から身近に支援が必要な人がいないか、地域内の見守りや声かけを行いましょう。

近助・共助(地域・福祉事業者・NPO等)

- 地域での見守りや声かけ活動などの防犯活動を実施するとともに、地域住民が参加しやすいよう、活動の充実を図りましょう。
- 地域における様々な活動の場・機会を活用して、防犯・消費者被害防止に向けた意識づくりや情報提供などに取り組みましょう。

公助(市・社協)

- 防犯灯の整備や公共施設への防犯カメラの設置の推進などを通じて、安全・安心なまちづくりを進めます。
- 交通安全教室や各種啓発活動等を実施し、交通ルールの順守と交通マナーの向上を図ります。
- 消費生活に関する情報提供や啓発活動を通じて正しい消費知識の普及と消費者意識の醸成を図るとともに、相談体制の充実に取り組みます。
- 見守り活動などの地域における防犯活動の推進とともに、積極的な情報発信を進め、防犯に対する意識高揚を図ります。
- 自主防犯組織への支援を進め、地域の防犯力を強化します。

◆主な取組◆

取組	内容
安全・安心なまちづくりの推進	犯罪を減少させ、安全で住みよいまちづくりを実現するため、市民、ボランティア団体等による地域安全活動に取り組むとともに、道路、公園、学校その他の公共的施設及び共同住宅や住居等の犯罪の防止に配慮した環境設計活動や交通環境の整備に努めます。
防犯に関する情報提供	高齢者や子どもが巻き込まれる事件等を防止するため、啓発や情報提供に努めます。
消費生活相談業務	消費者と事業者の契約等トラブルや特殊詐欺等についての相談を受けて、助言やあっせんを行います。
高齢者消費者被害防止	津山市消費生活センター・津山市地域包括支援センター・津山警察署による高齢者の消費者被害防止のための連絡会議を2ヶ月に1回開催し、高齢者施設関係職員等に対する消費者被害を防止するための講座を開催します。

基本目標3 活力あふれるまちづくり

基本施策1 こころと体の健康づくり

市民一人ひとりが心身の健康を維持・増進し、活発に社会参加や地域活動へ参加できることは、地域福祉を推進していくうえで欠かせないものです。

アンケートでは、毎日の暮らしの中で「自分や家族の健康のこと」「自分や家族の老後のこと」に悩みや不安を感じている人が多いことが読み取れます。

こころと体の健康づくりの推進には、保健・医療・福祉分野の関係機関が一体となって市民の健康をめざす取組みが重要です。そのため、地域住民への声かけを通した健康づくり活動に取り組んでいる愛育委員や市民の食生活改善を実践している栄養委員をはじめ、地域コミュニティの形成に大きな役割を担っている町内会・老人クラブなどと連携して地域における健康づくりを推進していく必要があります。

◆取組の方向性◆

市民が自身の健康づくりに取り組めるよう、地域社会や日常生活を送るうえで環境整備を図るとともに、疾病予防に取り組み、早期発見、早期治療へつなげていける事業の実施と啓発を推進します。

◆それぞれができること◆

自助(市民)

- 健康づくりや介護予防に関する教室等の地域のつどいの場や相談窓口へ積極的に出向きましょう。
- 各種健(検)診等を受診しましょう。
- 規則正しい生活や食事、適度の運動など健康づくりを心掛けましょう。
- 身近なかかりつけ医・かかりつけ薬局を見つけましょう。

近助・共助(地域・福祉事業者・NPO等)

- 地域で健康づくりに取り組みましょう。
- こころと体の健康づくりについて、地域で情報を共有しましょう。
- こけないからだ講座をはじめ地域のつどいの場などこころと体の健康づくりの取組を進めましょう。
- 市民の健康と福祉のまちづくり支部推進会議を開催し、地域での健康と福祉の向上のための活動に取り組みましょう。

公助(市・社協)

- 地域における住民主体の介護予防活動の育成を支援します。
- 「こけないからだ講座」を実施し、各種専門職による健康教育や介護保険の適正利用に関する啓発を行います。
- 身近な場所で交流できる「ふらっとカフェ」活動の支援を行い、高齢者等の介護予防に努めます。
- 広報つやま、ホームページを活用し、年代に応じた健康づくりに関する情報提供に努めます。
- 各種健(検)診や講座の実施等を通じて、市民の主体的な健康づくりを進めます。
- 育児に関するさまざまなニーズに対応できる支援を実施します。
- 健康診査、各種健(検)診、健康相談、健康教室、予防接種などの保健事業を実施し受診率の向上に努めます。
- 乳幼児期からの規則正しい食生活習慣の定着化を図ります。
- 市民の健康と福祉のまちづくり推進会議で活動の方向性を協議し、健康と福祉の向上を目指します。

◆主な取組◆

取組	内容
健康づくり・食育事業の推進	誰もが健康でいつまでも安心して暮らせるよう、気軽に受診しやすい健康診査、がん検診、健康相談、料理教室の開催等の環境づくりを進めます。
介護予防事業の推進	地域における住民主体の介護予防活動「めざせ元気！！こけないからだ講座」の育成を支援します。
高齢者講座の開催	高齢者を対象とした体操講座・料理教室など、健康や生きがいづくりにつながる学習機会を提供します。
地域でのつどいの場づくりの推進	地域の一員として住み慣れた地域で暮らし続けるために、地域でつながりを保ち、こころの健康維持が図られるように、つどいの場づくりを進めます。
市民の健康と福祉のまちづくりの推進	地域における健康づくり活動、子育て支援活動、食育活動、高齢者あんしん活動などの事業を実施し、健康と福祉のまちづくりを進めます。

基本施策2 地域や福祉に関わるための多様な交流の促進と拠点づくり

子育ての孤立化への対応やひとり暮らし高齢者の見守りなど、地域における福祉ニーズは増大し、そのための対策が必要となっています。

アンケートでは、近所の人との付き合いという点では、「たまに立ち話をする」「会えばあいさつを交わす」など、一定の付き合いはあるものの隣近所の関係が希薄になっていることが読み取れます。また、地域のつながりにおいても核家族化や少子高齢化により世代間の交流が少なくなっています。

今後、地域サロンや子育てサークル、高齢者サークル等の地域活動を通じて、世代や地域間の交流の機会を充実し、あたたかな人間関係を築き、ともに生き、ともに支え合える地域社会の実現が求められています。

◆取組の方向性◆

地域での交流・つながりの醸成を図るため、また、支え合い・助け合いを活性化していくために、身近な地域で、誰もが気軽に集まり、交流ができる居場所づくりを促進します。

◆それぞれができること◆

自助(市民)

- 身近な地域の居場所や新たな活動拠点を知り、積極的に活用しましょう。
- 居場所や活動拠点の運営などに積極的に参加・協力しましょう。
- 隣近所や地域の人とあいさつを交わすなど、日頃から地域間の交流に努めましょう。

近助・共助(地域・福祉事業者・NPO等)

- 地域住民が様々な交流の場・活動に参加しやすいよう拠点の整備に努め、あわせて積極的かつ効果的な情報発信・情報提供に取り組みましょう。
- 社会福祉法人の地域貢献事業を通じて、地域内外や多世代間の交流の機会づくりを支援しましょう。
- 地域住民が興味・関心を持ち、世代を超えて参加したくなる、気軽に楽しく参加できる取組を検討し、地域への参加の第一歩となる交流の機会づくりを進めましょう。
- 町内会や福祉事業所、NPO等関係機関が連携を図りながら、スポーツ・芸術など自己の能力を発揮できる場や地域の伝承行事、趣味などの集いを開催しましょう。

公助(市・社協)

- 高齢者の積極的な社会参加、介護予防につながる取組を促進します。
- 社会福祉法人の地域貢献事業との連携を図り、交流の機会づくりに向けた支援の促進を図ります。
- 既存の公共施設の利便性の向上に努め、子どもから高齢者までだれもが安心して快適に利用できるよう、老朽化施設の更新や適切な維持管理を行うとともに、利用者のニーズに応じた公園のリニューアルを行うなど、有効活用を図り、地域や世代を越えた多様な交流の場づくりに努めます。
- スポーツ、芸術など、自己の能力を発揮できる場や交流の機会の創出を支援し、活動の促進を図ります。
- 子育て支援センター等において、保護者の参加、交流を支援します。
- 高齢者や障害のある人、児童、生徒など多世代がふれあう機会を充実します。
- サロン活動などの居場所づくりをはじめ、地域交流事業を通じたネットワークづくりを推進します。
- 親子ひろば「すくすく」「わくわく」において、乳幼児を持つ保護者が気軽に育児について相談したり、保護者同士で交流したりする場を提供します。
- 空き店舗・空き家等の有効活用などを図り、地域や世代を超えた多様な交流の場や活動を行うための拠点づくりに努めます。

◆主な取組◆

取組	内容
サロン活動や子育てサークルなどでの交流の促進	地域サロンの拡充を図るとともに、地域住民の参加を促し、子育てサークル・高齢者サークル等との連携も図りながら、地域交流・世代間交流の促進や活動の充実を図ります。また、児童館や子育て支援センター等で親子が交流を図っていきます。さらに、「こけないからだ講座」を通じて高齢者の介護予防を進めるとともに、参加者同士の交流も図っていきます。
声かけ運動・見守り活動の推進	地域におけるつながりを強化するために、身近なところからあいさつや声かけに努めます。また、子どもの安全や、ひとり暮らし高齢者・母子・障害のある人等の安否確認などを目的として、見守り活動を推進します。
社会資源の活用による地域の拠点づくり	公民館や児童館等の地域住民に身近な施設をはじめ、地域の様々な資源を活用した地域の活動拠点づくりを進めます。また、こうした既存施設でサロン・サークル活動等を行い、地域の交流や市民が集える場としての活用に努めます。
地域介護予防活動支援事業	身近な場所で交流のできる「ふらっとカフェ」活動の支援を行います。

基本施策3 地域や福祉の担い手づくり

地方分権化の流れの中で、福祉活動をはじめとするまちづくりにおいては市民参画が進んできています。まちづくりの根幹は人づくりであるように、地域福祉も「人」により支えられています。福祉や人権を尊重するところを育むとともに、リーダーや活動を行う人材の発掘・育成を行うことが必要です。

そのためには、地域で暮らす人々の豊富な経験や意識、やる気を活動に活かすためのきっかけづくりが必要となっています。また、平成37(2025)年には、団塊の世代が後期高齢期を迎えるため、今後さらに地域での活動の場をつくり、個人の経験を活かしながら活動に参加してもらうことが求められています。

こうした状況をふまえ、NPOやボランティア等を育成し、時代の流れや地域の実情に合った活動の推進に取り組むことが必要です。

◆取組の方向性◆

支援が必要な人に対して、地域で専門的な支援を継続して行うことができるよう、ボランティアや福祉の仕事の魅力を向上し、多様な人材の育成・支援に努め、人材の確保に取り組めます。また、地域活動の中核を担うリーダーの育成を進めていき、地域活動やボランティア活動の活性化を図ります。

◆それぞれができること◆

自助(市民)

- 地域の課題に関心を持ちましょう。
- 福祉等に関する講座やイベントに参加し、自分のペースで地域活動やボランティア活動を始めましょう。
- 長年培ってきた経験、知識、技術などを地域に役立てましょう。

近助・共助(地域・福祉事業者・NPO等)

- 地域において、担い手・リーダーが抱える課題・問題点を把握・共有し、その解決策を検討しましょう。
- 地域や福祉に関する活動について、既存の担い手・リーダーだけで担う仕組みから、地域の人みんなで担う仕組みへの転換に取り組み、担い手の負担軽減を図りましょう。
- ボランティアや福祉の担い手を養成するための研修会等の開催や、社協や市の関連する取組に協力しましょう。

公助(市・社協)

- ボランティア、地域や福祉の担い手を養成するための講座・研修会を開催します。
- 地域における人材確保・育成に向けた活動に対して、必要なノウハウや情報、先進事例等の情報を提供したり、講座や研修会等の開催支援、担い手への相談対応を行います。
- 地域や福祉の担い手の負担軽減に向けて、担い手が抱える課題を把握し、解決策を検討する仕組みづくりに努めます。
- 担い手間での活動に関する情報共有に努め、相互交流を図ることができる場・機会の提供に努めます。
- 研修等を通じて職員の資質向上に努めます。

◆主な取組◆

取組	内容
身近な地域活動を通じた人材の育成	自主防災組織や声かけ運動等の身近な地域活動を通じて、地域住民の活動へのきっかけづくりを行います。
民生委員・児童委員への福祉制度研修	年2回研修大会にて福祉に関する研修を実施し、民生児童委員連合協議会や13地区ある単位民生委員児童委員協議会においても随時研修会等を実施しています。
愛育委員・栄養委員活動支援	地域に根ざした子育て支援や健康づくり活動を行う愛育委員・栄養委員に、情報提供や研修を実施することで活動の支援を行います。
地域福祉推進委員の設置推進	身近な地域内の福祉課題を早期に発見し、対応していく仕組みづくりを推進するため、社会福祉協議会とともに地域福祉推進委員の設置に向けて検討を進めます。
ゲートキーパー養成の推進	ゲートキーパーとしての役割が期待される組織や職業を対象に、地域の自殺対策やメンタルヘルスに関する知識の普及に役立つ情報提供等の取組を行います。
ボランティアグループの育成	市民、ボランティア団体、NPO、事業所などが協働できるネットワークづくりとまちづくりに参加しやすい環境整備を進めます。

基本施策4 地域における活動の推進

地域福祉を進める主役は市民であり、市民参画の必要性は様々な場面で増大しています。

しかし、実際の地域活動への参加は、年齢が高い世代の参加は多くなっていますが、若い世代の参加が少ない状況があります。

各年代の人が抱くそれぞれの関心や地域に対する問題意識を行動に変え、地域の力としていくことが求められます。

そのためには、地域の状況や地域活動に関する情報提供、ボランティア体験の推進、地域での活動事例の紹介など、地域活動に参画するためのきっかけづくりが必要です。

◆取組の方向性◆

地域住民が、自分の暮らしている地域の現状や、問題解決に向けた地域での活動の内容・目的を知ることを通じて、地域活動参加へのきっかけとなるよう情報提供を進めていきます。

また、実際に地域住民同士で集まり、生活の中で課題に感じていることや、実際に行っている取組について話し合う場の提供も進めていきます。

◆それぞれができること◆

自助(市民)

- 地域活動やボランティア活動に積極的に参加しましょう。
- 地域に関心を持ち、身近な支え合いから地域力を高めましょう。

近助・共助(地域・福祉事業者・NPO等)

- 地域で行っている活動や取組について情報発信に努めましょう。
- 地域について話す機会として、集まりの場を企画しましょう。
- 介護保険施設や障害者福祉施設などは、地域に開かれた施設として、地域住民との交流の機会やボランティア体験の機会の提供などに協力しましょう。

公助(市・社協)

- 民間団体、事業者、関係機関等との連携による支援体制の整備、充実を図ります。
- ボランティア活動センター機能の充実に努めます。
- 民間団体との連携により、各種ボランティアの人材養成や、ボランティア団体等の活動支援、情報提供の充実に努め、またそのための支援を行います。
- 市民主体の地域福祉活動の活性化を図るため、生活支援コーディネーターを配置し、活動への支援を行います。

◆主な取組◆

取組	内容
ボランティア活動や地域福祉活動の普及・啓発	市や社会福祉協議会の広報紙やホームページ等を活用し、ボランティア活動や地域福祉活動の普及・活動への参加を呼びかけます。
津山市地域づくりサポートセンターの活動推進	地域住民と協働の地域づくりを実現するため、地域の課題の解決に主体的に取り組む活動の推進を図ります。
生活支援コーディネーターの活動充実	市内の生活圏域(8箇所)ごとに地域ニーズの把握、サポーターの養成、地域資源の開発や関係者間のネットワークの強化を図ります。

基本目標4 福祉サービスが充実したまちづくり

基本施策1 相談支援体制・情報提供体制の充実

市民が抱く不安や悩みなどを把握し、早期に適切に対応するためには、相談機関が果たす役割が非常に大きいといえます。保健・医療・福祉に関する相談は、市役所の担当窓口をはじめ、子育て支援センター、社会福祉協議会、地域包括支援センター、基幹相談支援センター等があり、市内で多種多様な相談が受けられる体制が整っています。

また、それぞれの地域に民生委員・児童委員を委嘱し、最も身近な相談役として日夜活躍いただいています。

アンケートでは、不安や悩みの相談先としては「家族、親戚、きょうだい」「友人・知人」が多い状況ですが、福祉ニーズが増大する中、身の回りだけでは解決が困難な事例がさらに出てくることが予測されます。今後、さらに相談機関が利用されるよう、相談窓口での情報提供を充実させるとともに、相談内容によっては専門的な相談へとつなげられるよう、相談支援体制を充実させることが必要です。

また、誰もが必要な情報を入手できるよう、わかりやすい情報の提供に努めるとともに、的確できめ細やかな情報提供体制づくりを促進します。

◆取組の方向性◆

地域で暮らす人々が日々を安心して過ごすことができるよう、生活の中で福祉的な困りごとに直面した際に、気軽に相談できる相談体制の充実を図ります。また、今後増加する複雑化した福祉的な困りごとなど、住民の相談に対して適切な対応ができるように、保健・福祉・医療が連携しながら、アウトリーチ型の相談体制など身近な相談機関の整備・充実を図るとともに、相談機関相互の連携も一層強化して、総合相談支援体制を検討します。

◆それぞれができること◆

自助(市民)

- 福祉について困ることがあれば、市役所担当窓口、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等に気軽に相談しましょう。
- 地域の身近な人と気軽に相談できる関係を構築しましょう。
- 市、社会福祉協議会、学校・PTA等関係機関・団体などが発信する情報への関心を高めるとともに、情報共有に努め、積極的に活用しましょう。

近助・共助(地域・福祉事業者・NPO等)

- 最も身近な相談窓口として、地域に密着した相談窓口としての役割を果たしましょう。
- 市や関係機関からの情報を、周囲の人や情報が行きわたりにくい人にも伝え、地域の中で情報を共有しましょう。
- 支援が必要な人を早期に発見し、必要な支援先へつなぎましょう。

公助(市・社協)

- 高齢者や障害のある人、子育て、健康づくり、若者支援など、様々な分野の相談窓口について、多様化・複雑化する相談内容に対応ができるよう、相談支援機能を充実させます。
- 相談窓口の周知を行います。
- 様々な福祉課題に対応するために、関係部署間で連携を図ります。
- 広報つやま、ホームページをはじめとした多様な媒体により、市民に分かりやすい情報を伝えます。
- 福祉サービスに関する制度や施設の内容、ボランティアの情報をはじめ、関係機関、団体の活動に関する情報提供に努めます。
- 障害のある人など、情報が行きわたりにくい人のニーズにも配慮した情報提供を推進します。
- 住民に身近な地域で生活課題に関する相談を包括的(丸ごと)受け止め、早期に支援を行うためにコミュニティソーシャルワーカーの配置を推進します。

◆主な取組◆

取組	内容
地域包括支援センターにおける相談体制の充実	地域包括支援センター及びサブセンターにおいて、地域の身近な高齢者の総合相談窓口として、必要に応じて家庭訪問を行い、保健・医療・介護の総合的な相談や関係機関との連絡調整を行います。
障害福祉分野における相談支援の充実	相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの充実を図ります。また、当事者の立場に立った相談支援ができるよう、当事者家族を中心とした、身体・知的障害者(児)の相談員による日常的な相談体制の充実を図っています。
認知症総合支援事業	認知症になっても住み慣れた地域で生活が継続できるよう支援体制を構築します。
民生委員・児童委員相談業務	市内 283 人の民生委員・児童委員は、地域の身近な相談相手として、地域住民から高齢者や障害のある人の孤立に対する支援、介護や子育ての悩みなど、各種福祉に関する相談に応じています。相談内容によって福祉サービスなどの情報を提供し、必要に応じて行政や専門機関につなぎます。
療育相談事業	幼児・児童の発達についての保護者の不安や悩みへの相談対応や保育園、幼稚園等への療育相談、情報提供等を行います。

取組	内容
子ども・若者相談業務	津山市青少年育成センターにおいて、ニート、ひきこもり、不登校に関連する相談に応じています。
母子・父子・DV相談業務	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の親が相談しやすい環境の整備と相談体制を整えています。相談内容によっては他機関へつないだり、弁護士による無料法律相談、就労相談、貸付相談など、あらゆる面で自立をサポートします。また、DV等の緊急時にも対応できるよう、女性相談所や警察等、関係機関との連携を図ります。
教育相談業務	特別支援教育推進センターが、特別な教育的ニーズがある場合に相談を受け付けます。また、津山市教育相談センター「鶴山塾」において、電話や面接で教育相談を行うとともに、課題を抱えた児童生徒に対する通塾支援・訪問支援を行います。
乳幼児・妊産婦相談業務	子育て世代包括支援センターにおいて、専任の母子保健コーディネーターが、妊娠・出産・子育てまで、切れ目なく相談に応じます。また、妊娠・出産・子育てのサービスの紹介や調整を行い、安心して出産や子育てができるようにサポートしていきます。
児童相談業務	保護者はもとより、市民や関係機関等からの児童や子育てに関する各種相談に応じ、その内容に応じて、児童虐待の通告としての対応を開始したり、福祉サービスや関係機関の窓口等の情報を提供するなどし、支援を行っています。また、広報つやまや市のホームページで相談窓口の周知を図っています。
子育て支援に関する連携強化	「津山すこやか・こどもセンター」及び「津山市子育て世代包括支援センター」と3支所において、こども・子育て支援に関する相談や情報提供機能の充実を図るとともに、関係施設・機関との連携強化に取り組みます。
様々な媒体を活用した情報の提供	福祉サービスを広く一般的に周知するため、パンフレットやインターネット等の様々な媒体を活用して情報を提供します。

基本施策2 福祉サービス利用の推進

本市では今後も高齢化や人口減少が進み、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯の増加により、特に高齢者ニーズへの対応が必要となっています。また、子育て中の保護者や障害のある人等については、地域の中で孤立することなく、ともに生き、ともに支え合えるよう、対応していく必要があります。

今後も、これらのニーズを有する人が住み慣れた地域で生活できるよう、福祉サービス提供体制の整備を進めるとともに、利用者本位のサービス提供に向けて仕組みの整備や質の向上も必要となっています。

また、公的なサービスのみでの対応が困難な事例も出てきており、複合化したニーズに対応できるよう、市民、各種関係団体やサービス提供事業者等と連携しながら、市民参加型によるきめ細かな支援体制を構築していくことも大切です。

◆取組の方向性◆

子育てに携わっている人や高齢者、障害のある人等、福祉的な支援が必要な人々に対して、各種計画に基づきながら支援体制の整備を進めていきます。また、支援に携わる専門職の資質向上に向けた取組も並行して進め、提供サービスの質のさらなる向上を図っていきます。

◆それぞれができること◆

自助(市民)

- 福祉サービス・制度について正しい理解・認識を深めましょう。
- 福祉サービス・制度を利用するまでの手続き方法や、内容について関心を持ち、積極的に情報収集や問い合わせを行うとともに、必要な場合はサービス等を適切に選択して利用しましょう。

近助・共助(地域・福祉事業者・NPO等)

- 地域での見守りや声かけ活動を通じ要支援者の把握に努め、必要に応じて専門機関・相談窓口につなげましょう。
- 地域で活動する関係機関と協力し、身近な地域で福祉サービス・制度に関する説明会などを開催しましょう。
- 福祉関係者が提供するサービスの情報を積極的に開示するとともに、サービスの質の確保・向上を図りましょう。
- 地域の中で、生活上の問題に気軽に対応できる地域住民同士の助け合い組織について検討しましょう。

公助(市・社協)

- 高齢者や障害のある人、子ども、生活困窮者支援など各分野のサービス・制度の質を確保・向上させます。
- 福祉サービス・制度を必要とする人やその家族が、安心してサービス・制度が活用できるよう、体制整備に努めます。
- 苦情相談や課題の早期解決に努めます。
- 福祉サービス・制度を必要とする人やその家族が、適切にサービス・制度を選択して利用できるよう、多様な場・機会・媒体を活用して、情報の受け手側の視点に立った積極的かつ効果的な情報提供・発信に取り組みます。

◆主な取組◆

取組	内容
福祉サービスの充実	「津山市子ども・子育て支援事業計画」「津山市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」「津山市障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画」「健康つやま21」等に基づき、サービスの必要な人に対して、適切にサービスが提供できるよう、支援体制の整備を図ります。
個人情報保護への取組	福祉サービス利用者等に関する個人情報の取り扱い、人権やプライバシーに十分注意を図りながら、サービスを提供します。

基本施策3 多様な生活課題への対応

近年、全国的に孤独死など地域とのつながりがなく、適切なサービスにもつなげることができない事例が多くなっています。また、子どもの貧困対策が大きな課題となっています。

アンケートや地域懇談会では、多様な生活課題をもつ人が地域の中に少なからずいる状況が見えてきます。しかし、個人情報の問題や本人の意識などからそのような人の把握が困難な状況が明らかになっています。制度の狭間にいる人への支援が少ないことや、サービスがあることを知らず支援に結びついていない人がいるということ、また、そのような問題を抱えている人をサービスに結びつけていくような仕組みが大切です。

また、複雑・多様・重複化した地域生活課題を解決するためには、社会福祉法人をはじめ社会福祉を目的とする多様なサービス主体が地域において活動を推進する必要があります。

◆取組の方向性◆

自殺や生活困窮者などへの対策など、地域における多様な生活課題の解決に向けて取り組みます。

◆それぞれができること◆

自助(市民)

- 気になることや地域で困っていることがあったら、周りの人や専門機関に相談しましょう。

近助・共助(地域・福祉事業者・NPO等)

- 地域の中で困っている人やサービスに結びついていない人がいないか気をつけましょう。
- 高齢者のみの世帯だけでなく、子どもがいる家庭やひとり親家庭など地域全体に目を向けましょう。
- 社会福祉法人は、「地域における公益的な取組」を積極的に推進しましょう。

公助(市・社協)

- 生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者に対する包括的な支援を行います。
- 子どもの貧困の連鎖を防止するため、関係機関と連携しながら必要な支援を行います。
- ニートやひきこもり、不登校など、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子どもや若者へ適切な支援を行います。
- 社会全体で自殺対策を契機とした生きることの包括的支援を推進していきます。

◆主な取組◆

取組	内容
生活困窮者の自立相談支援	自立相談支援センターでは、生活困窮者からの相談を受けて、必要な支援を一緒に考え、課題の解決と生活の安定・自立を目指すため、必要に応じて具体的なプランを作成しています。また、離職などにより、住居を失う恐れがある方等には、一定の条件のもと、家賃相当額を支給したり、アパートなどの入居の際、保証人が必要な方へは関係機関と連携し、保証支援を行うなど、自立に向けた包括的な支援を行います。
子どもの貧困対策	保育・教育機関や民間支援団体、また、行政機関等を代表する委員により構成される「津山市子どもの貧困対策連絡会議」において、子どもの貧困対策に関する意見交換や関係機関相互のネットワーク構築を図ります。
子ども・若者就労修学支援	ニート、ひきこもり、不登校などの、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に対して、津山市子ども・若者支援地域協議会の構成機関による就労や修学に向けた支援を行います。
自殺対策の推進	保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策と連携を図り、生きることの包括的な支援に取り組む「いのち支える津山市自殺対策計画」を推進することで、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指します。

基本施策4 権利擁護の推進

高齢者や障害のある人をはじめ、すべての市民の人権が尊重されることは、最も遵守されなければならないものです。認知症高齢者の増加や、知的障害者、精神障害者の地域移行が進む中であって、こうした人々が、地域において安心して自立した生活を送るためには、判断能力や生活の状況を踏まえた多様な支援が求められています。障害者・高齢者虐待防止事業や成年後見制度、日常生活自立支援事業を中心とする権利擁護を充実していく必要があります。

◆取組の方向性◆

認知症や障害などにより判断能力が十分でない人の権利が守られ、その人らしく生活ができるよう、虐待防止をはじめ成年後見制度の利用促進や相談支援体制づくりなど権利擁護に向けた取組の充実を図ります。

◆それぞれができること◆

自助(市民)

- 権利擁護の必要性などについて理解・認識を深めましょう。
- 成年後見制度について正しい理解・認識を深めましょう。

近助・共助(地域・福祉事業者・NPO等)

- 権利擁護の必要性や具体的な制度・事業等についての理解・認識を深め、支援を必要とする人に紹介しましょう。
- 地域における活動や日常業務において、権利擁護の支援が必要なケースに気づいた場合は、関係機関に連絡・通報・相談し、必要かつ適切な支援につなげましょう。

公助(市・社協)

- 権利擁護に関する周知・啓発を進めるとともに、成年後見制度の利用促進および利用支援、福祉サービス利用援助事業の活用・促進に取り組めます。
- 津山市権利擁護センターをはじめとした権利擁護に関する相談窓口の充実に取り組めます。
- 高齢者・障害のある人・子どもの各分野における虐待や、DV等の暴力を防止するための対策を充実させます。

◆主な取組◆

取組	内容
高齢者の虐待防止	津山市地域包括支援センターや津山市権利擁護センター等の関係機関との連携強化を図るとともに、市民や専門職等を対象とした研修会や講習会、出前講座の開催、パンフレットの配布等の啓発活動を進め、高齢者の虐待の早期発見、早期対応や予防を図ります。 困難ケースの対応にあたっては関係機関や弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職による「高齢者虐待防止チーム」を設置し、定例会や津山市権利擁護センター支援検討部会での支援検討を実施します。
障害のある人の虐待防止・差別解消	津山地域障害者虐待防止センターの緊急対応の整備及び相談支援体制の充実を図ります。 障害者差別解消法や障害者虐待防止法について、広報やホームページ等を通じて、理解・啓発の推進を図ります。講演会や研修会等の様々な機会を通じて、法律や合理的配慮について、理解促進を図ります。
要保護児童対策地域協議会関係機関の連携の強化	児童虐待への対応について、要保護児童対策地域協議会関係機関に対し説明や研修等を行い、連携を強化すると共に、虐待への視点の統一や早期支援体制の構築を図ります。
成年後見制度の利用促進	認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある人を社会全体で支え合うことができるよう、津山市権利擁護センターや関係機関等との連携を図り、成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度の利用促進に努めます。さらに、住み慣れた地域で安心していきいきと暮らし続けるために、身近な立場で支援する市民後見人の支援を行います。また、さまざまな機会を捉えて、制度や判断能力が低下してしまう前に行う「任意後見」について周知を図ります。
日常生活自立支援事業の利用促進	福祉サービスの利用援助と福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を行うことで障害のある人等を支援する制度の啓発に努めます。

第5章 計画の推進に向けて

第1節 計画の周知

本計画の推進にあたっては、市民、ボランティア団体、NPO、町内会や民生委員・児童委員並びに愛育委員・栄養委員をはじめ関係機関等多様な主体の積極的な参加と幅広い連携が必要となります。そのため、計画書の概要版を作成しあらゆる機会を通じての配布、また広報や市ホームページ等を活用して、本計画の幅広い普及に努め、計画の趣旨を理解していただくとともに、地域福祉の取組への機運を高めていきます。

第2節 計画の評価・管理

本計画の進行管理を行うにあたっては、庁内の関係部署等との施策の調整等を行い、横断的な連携を図るとともに、地域共生社会の実現を図るため、関係部署の担当者間で定期的な協議の場を設けるなど、一体的な計画の推進に努めます。

また、計画の点検・評価については、PDCAサイクルに基づいて実施します、PDCAサイクルとは、計画(Plan)をたて、それを実行(Do)し、実行の結果を評価(Check)して、さらに計画の見直し(Action)を行うという一連の流れをシステムとして進めていく方法です。

特に評価方法については、計画の着実な推進を図るため、「何がどうなることを目指すのか」という【成果目標】と、「何を、どのくらい行うのか」という【市の取組目標】に基づき、計画の進捗状況を把握します。

本計画の最終年には市民等を対象としたアンケートにより【成果目標】の達成状況を把握します。

また、【市の取組目標】に関しては、本計画の毎年度の進捗状況を庁内組織である「計画策定・推進会議」に報告し、情報共有を図り、必要に応じて見直し作業を進め、その結果を学識経験者、市民団体代表者等からなる「計画策定懇話会」に報告し、点検・評価を継続的行います。

第3節 津山市社会福祉協議会の地域福祉活動計画との連携

地域福祉計画は、「住民参加」「互いに助け合う仕組みづくり」と「福祉の総合化」の推進を図るものであり、地域福祉を具体化するための基本的な方針・方向性を示し、推進体制の基盤強化を図るものです。

また、津山市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」は、実際に地域福祉推進のための住民の活動・行動のあり方を示すもので、言わば車の両輪として機能するものです。互いの計画の相互連携を図っていき、地域の生活課題や発掘・発見を進め、地域資源やサービス・事業を充実し、地域福祉の向上に努めていきます。

第4節 成果目標の設定と評価

今後の施策展開の判断材料の一つとするため、基本目標別の成果指標、及びそれに係る目標値を設定します。

なお、本成果指標は参考指標であり、社会情勢の変化や他の関連計画の改訂など、様々な状況を踏まえ、総合的に判断していくものであり、適宜見直しを図っていくものとします。

基本目標別の主な成果目標

基本目標	成果指標項目	現状値 (平成30年度)	目標値 (平成35年度)	出典
1 みんなで支え合うまちづくり	福祉に『関心がある』市民を増やす (市民対象アンケートで「関心がある」と「ある程度関心がある」の合計)	79.50%	85%以上	津山市地域福祉計画策定のためのアンケート調査
2 安全・安心なまちづくり	地域の防災訓練に参加している市民の割合を増やす (市民対象アンケートで地域の防災訓練に「参加している」割合)	19.00%	25%以上	
3 活力あふれるまちづくり	地域内の行事や町内会活動に参加・協力している市民の割合を増やす (市民対象アンケートで「よくしている」と「ある程度している」の合計)	63.90%	70%以上	
	津山市が子どもや高齢者、障害のある人等にとって「暮らしやすい」と思う市民を増やす (市民対象アンケートで「暮らしやすいと思う」と「まあまあ暮らしやすいと思う」の合計)	46.40%	50%以上	
4 福祉サービスが充実したまちづくり	福祉サービス情報について、「入手できている」割合を増やす (市民対象アンケートで「十分入ってきている」と「まあまあ入ってきている」の合計)	33.70%	40%以上	
	津山市の福祉サービスについて「充実している」と感じる割合 (市民対象アンケートで「とても充実している」と「まあまあ充実している」の合計)	49.50%	55%以上	

第5節 市の取組目標

地域福祉の推進に関連する施策のなかには、福祉分野をはじめとした個別計画に取組目標が設定されているものもあります。それらの施策の進行管理及び評価は、それぞれの所管課に委ねることになりますが、地域福祉計画の進行管理を行う上での参考として、主な取組目標を下表のとおり評価指標とします。（この取組目標については、各課の個別計画の改訂や状況変化にあわせ随時見直しが行われます。）

基本目標別の市の取組目標

基本目標	基本施策	評価指標	現状値 (平成30年度見込)	目標値※ (平成35年度)
1 みんなで支え合うまちづくり	1 地域で支え合う意識の醸成	人権講演会「人権を考える市民の集い」参加者数	110人／年	160人／年 (毎年10人増)
		地域運営組織設立数	12地区	22地区 (毎年度2地区新規設立)
	2 津山版地域包括ケアシステムの推進	市民との協働事業の実施件数	380件／年	400件／年
		小地域ケア会議設置数(箇所:全体44支部)	28箇所	44箇所
2 安全・安心なまちづくり	2 災害に強い地域づくりの推進	避難行動要支援者名簿登録者数	905人	1,190人 (毎年60人増)
		福祉避難所の協定締結施設数	20施設	25施設 (毎年1施設増)
	3 安心して暮らせる防犯・消費生活対策の推進	見守ろうねット協定締結事業者数	53箇所	68箇所 (年間3件以上の新規協定者数の締結)
		認知症高齢者等SOSメール配信登録者数	2,837人	5,300人 (年間500件以上の新規登録)
		防犯灯設置補助件数	172箇所／年	170箇所／年
		防犯カメラ設置補助件数	8箇所／年	15箇所／年
		消費生活講座の開催回数	20回／年	20回／年 (年間20回開催継続)
		交通安全教室の開催回数	75回／年	75回／年 (年間75回開催継続)
3 活力あふれるまちづくり	1 こころと体の健康づくり	特定健康診査・特定保健指導を受ける人が増える	特定健康診査 40～74歳 29.2% 特定保健指導実施率 (終了率) 40～74歳 動機付け 15.8% 積極的 15.7% (平成29年度中間評価時)	特定健康診査、特定保健指導実施率ともに60% [平成34年度]
		朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数が増える	9.8回／週 (平成29年度中間評価時)	10.8回／週 [平成34年度]
		介護予防 出前講座受講者数	200人	1,000人 (年間200人の受講者数)

基本目標別の市の取組目標

基本目標	基本施策	評価指標	現状値 (平成30年度見込)	目標値※ (平成35年度)
3 活力あふれるまちづくり	2 地域や福祉に関わるための多様な交流の促進と拠点づくり	ふらっとカフェの設置数	18箇所	130箇所 (年間20箇所の新規設置)
		こけないからだ講座 設置数(箇所)(全体365町内会)	207箇所	227箇所 (年間4箇所の新規設置)
		ファミリー・サポート・センターの会員数	1,030人	1,080人 (毎年10人増)
		認知症カフェの設置数	6箇所／年	11箇所／年 (毎年1箇所の新規設置)
		親子広場「すくすく」の利用者数(0歳から2歳のこどもと保護者が利用)	14,000人／年	14,000人／年
		親子広場「わくわく」の利用者数(未就学のこどもと保護者が利用)	50,000人／年	50,000人／年
	3 地域や福祉の担い手づくり	生活支援サポーター養成講座受講者数	200人	560人 (年間80人の受講者数)
		認知症サポーター養成講座受講人数	9,331名	14,500人 (年間約1,000人の受講者)
		認知症あったか声かけ模擬訓練実施回数	7回	27回 (年間4回の開催)
		ゲートキーパー養成講座受講者数	48人／年	50人／年
4 福祉サービスが充実したまちづくり	1 相談支援体制・情報提供体制の充実	子育て世代包括支援センターの相談者が必要な支援につながる割合	100%	100%
		ひとり親家庭相談件数	600件／年	600件／年
		障害者相談支援事業	19,000件／年	19,000件／年 [平成32年度]
		障害児相談支援事業	95件／月	100件／月 [平成32年度]
	2 福祉サービス利用の推進	地域生活支援拠点、体制の整備(定住自立圏事業)	—	1箇所整備 [平成32年度]
		訪問系サービス利用量の確保	1,781時間／月	1,881時間／月 [平成32年度]
		福祉施設から一般就労への移行	—	8人以上／年 [平成32年度]
	3 多様な生活課題への対応	自殺者数の減少	20人 (平成27年)	平成27年自殺者数(20人)の3割以上の減少 [平成34年度]
		生活困窮者の就労増収率(延べ就労・増収者/延べ就労支援対象者)	51%／年	56%／年 (毎年度1%増)
	4 権利擁護の推進	市民後見人登録者数	34人／年	49人／年 (年間3人の新規登録)

※目標年度が平成35年度以外の場合は、[]に目標年度を記載。

資料編

1 計画の策定経過

日付	実施項目	協議内容
平成 30 年 7 月 18 日	第1回計画策定・推進会議	策定方針、体制、スケジュール、アンケート実施
平成 30 年 8 月 3 日	第1回計画策定懇話会	策定方針、体制、スケジュール、アンケート実施
平成 30 年 10 月 24 日	第2回計画策定・推進会議	計画骨子案、アンケート実施結果
平成 30 年 11 月 8 日	第2回計画策定懇話会	計画骨子案、アンケート実施結果
平成 30 年 12 月 20 日	第3回計画策定・推進会議	計画素案
平成 31 年 1 月 9 日	第4回計画策定・推進会議	計画素案
平成 31 年 1 月 18 日	第3回計画策定懇話会	計画素案

2 地域懇談会等の結果概要

(1) 小地域ケア会議における地域懇談会からの意見

「高齢者の生活」「障害児・者の生活」「子ども・子育て」「防犯・防災・減災」「その他」の5つのテーマから話し合いのテーマを選び、少人数のグループに分かれて意見を出していただきました。

参加者から出された主な意見は以下のとおりです。

テーマ1: 高齢者の生活

分野	生活課題	生活課題の解決方法
交流	・気軽に集まれる場所がない。 ・井戸端会議のような情報を共有する場がない。 ・話し相手のいない人がいる。 ・サロンやこけなからだ講座のメンバーの固定化。	・空き家を利用した「おしゃべり喫茶」や地域で使える憩いの場(サロン)の創設。 ・共同作業の場所の創設。 ・ダンスホールの創設。 ・シニア婚活(出会いの場づくり)。 ・ワンコイン居酒屋を作る。
	・生きがい、趣味がない。	・健康な時に趣味を見つけるよう仲間作りを促す。
	・老人クラブの加入者が少ない。 ・「老人クラブ」という名称が嫌い。	・会員の多い他の地区、クラブとの話し合いを行う。 ・高齢者は知恵と経験を持っているので、自信を持ってもらうよう働きかける。 ・人助けは自分のためにもなることが分かるように人の話を聞く機会を作る。 ・老人クラブの呼び方を変える。
高齢化	・町内が高齢者ばかりになっている。	・若い世代が住める家を建てる。 ・空き家を活用したシェアハウス。 ・市内に映画館を作る。 ・メイクで気持ちの若返りを促す。
	・高齢者の独居生活 ・食事の栄養面で偏りがある。	・黄旗等、目で見て分かりやすいことを実施する。 ・高校生が作るまごころ弁当の充実化。 ・調理講習会を増やす。
	・独居高齢者の緊急対応	・緊急連絡先を町内在住の知人や隣人に知らせておく。 ・独居高齢者の台帳作成。 ・役員が変わっても困らないよう役員間で情報を共有しておく。
	・民生委員だけでは対応が難しいことがある。	・民生委員の補助的な役を作る。 ・福祉委員の創設。
	・後継者が戻ってこない。	・若者にとって魅力的な企業を誘致する。

介護	・認知症の問題 ・遠方の親が心配 ・老々介護	・権利擁護センター、日常生活自立支援事業の利用。 ・見守りマップの作成。 ・徘徊模擬訓練を行う。 ・ケアマネージャーとの連携。 ・施設の増設。
	・福祉・介護の情報が分からない。	・相談窓口の周知。 ・制度が分かりやすくまとめている冊子を作成
孤独・孤立	・行事に参加しない人がいる。 ・近所との関係が希薄になっている。 ・誘っても、関わりを拒否されたり、出てこない人がいる。 ・災害時が心配になる。	・顔を見たら声を掛ける。 ・家に寄って声を掛ける。 ・人間関係をよくする。 ・元気で動いているときの人間関係を大事にする。
移動	・通院、買い物が不便。 ・公共交通機関の使い勝手が悪い。 ・車を手放すと交通手段がなくなる。 ・段差が多い。	・独居高齢者のタクシー割引を導入する。 ・乗り合いタクシーの導入。 ・近所で誘い合って外出する。 ・運転ボランティアグループを作る。 ・退職者や日中活動できる人を募って、送迎をしてもらう。 ・バリアフリーの推進。
見守り	・要支援者の見守り。 ・日中独居になる人がいる。 ・一人暮らし高齢者世帯の安否確認ができない。	・地域、町内会等での見守り活動。 ・新聞配達員との協力。 ・駐在所との連携。 ・見かけなくなったら気に掛ける。
個人情報	・個人情報の扱いに課題あり。 ・急用の連絡ができないことがある。	・個人情報保護の正しい知識の普及。 ・町内会長・区長には情報を伝える。 ・台帳づくり。役員が変わっても困らないよう役員間で情報を共有する。
健康	・認知症の不安。 ・階段の昇り降りが不安。	・健康・体力の維持(こけない体操) ・健康教室の実施 ・グランドゴルフへの参加
お金	・施設に入れない。	・親族の協力。 ・公的制度の充実。
	・病気になった場合の収入が心配。 ・年金が少ない。	・高齢になってもできる仕事を探す。 ・働き場所の確保。 ・新しいジャンルの仕事を作る。 ・働き続けられるよう制度を改革する。
日常生活	・家事に困る。 ・家の掃除、洗濯、ゴミ出しに困る。	・近所の助けを借りる。 ・ヘルパー、シルバー人材センターを利用する。

テーマ2:障害児・者の生活

分野	生活課題	生活課題の解決方法
交流	・障害者との関わりがない。	・施設の祭りに参加してみる。
	・地域の中で集まる場所や機会がない。	・障害のある人も参加しやすいサロンの開設。参加しやすいサポート。
	・地域の同年代の子どもと一緒に遊ぶのが難しい。	・文化祭などの行事を利用して、遊びを一緒にしてみる。
移動	・公共交通が利用しにくい。 ・送迎に手がかかる。	・送迎バスなどの路線の申請をする。 ・地域に作業所を作る。
	・一人で出歩くと、道路などに段差等の危険箇所が多い。 ・車椅子でも通やすい道が整備されていない。	・一緒に歩いて、危険と思われる場所を点検・整備する。 ・道を整備するときに車椅子を利用する人や視覚障害者に配慮する。 ・段差の解消。
就労	・働ける場所が少ない。	・障害者雇用について、地域の企業に働きかける。
支援	・一人で生活するのが大変で、家族の負担が大きい。	・地域の「お助け隊」の力を借りる。 ・何をしてもらいたいのか地域で状況を把握する。
理解	・障害者の施設での生活、作業などが分かりにくい。	・作業所の生活などを見学。
	・情報の共有ができていない。 ・関わり方が分からない。 ・関わりを学ぶ機会がない。 ・障害者への偏見がある。 ・個人情報の壁があり、手助けの情報が伝わらない。	・近所に住んでいる人が情報を共有し、声掛けと見守りをする。 ・障害者をひとくくりに分けしないで、各々いろいろな障害者に寄り添うことができるような事業をする。 ・公民館活動として、勉強会を企画する。 ・理解、啓発につながる行事、講演会を実施する。 ・テレビ、新聞等の話題を家族で話してみる。

テーマ3:子ども・子育て

分野	生活課題	生活課題の解決方法
少子化	・近所に同年齢の子どもが少ない。	・寺子屋など子どもが集まる場所や機会を増やす。
学校との連携	・家庭と学校との連携が十分図れていない。	・学校からの声掛けを増やす。 ・アンケート等で保護者の思いを聞く。
世代間交流	・子どもが高齢者と触れ合う機会がない。 ・子どもの保護者の顔が見えにくい。 （会う機会が少ない。） ・挨拶ができない子どもがいる。	・三世代交流で食事会等を開催する。 ・挨拶の大切さを家庭・地域・学校と連携して教える。 ・家庭の中で声掛けを習慣づける。 ・大人の方から声を掛ける。
親子の関わり	・保護者が子育てに無関心。 ・仕事などで子どもと触れ合う時間が少ない。	・親の休日を増やす。 ・親子で体験できるイベントを増やす。
遊び場	・自然の中で安全に遊ばせる場所が少ない。 ・もっと自然の中での遊びを身に付けてほしい。 ・昔遊び、文化の継承が薄れている。 ・子どもの遊び場が少ない。 ・公園が少ない。 ・子どもが外で遊ぶ姿を見ない。 ・子どもが忙しすぎる。	・地域にある施設に子ども会で入会し、安価なジムで体を鍛える。 ・公共の施設を開放し、子どもから高齢者まで自由に使えるようにする。 ・空き家を解体し、広場を遊び場とする。 ・外で遊ぶ習慣を身につける。 ・高齢者の昔遊びの指導者を募る。 ・勉強もするが、昔ながらの遊びもする会を開く。 ・休日に公民館や幼稚園を遊び場として開放する。 ・空き家を利用する。 ・おじいちゃん、おばあちゃんも仲間になる。
地域連携	・子どもの安全・安心の確保が難しい。 ・子どもの状況が分からない。	・見守りなどの充実。 ・登校時間を決めて、一斉登校する。 ・全市をあげて、各町内の子ども会のイベントを開催する。
	・引っ越してきた若い世帯を地域につなげる場がない。 ・子どもの集まる機会、コミュニケーションの場がない。 ・アパートの人は町内会に入っていない。	・引っ越してきた若い世帯を青壮年など若いメンバーが所属している団体に誘ってみる。 ・季節の行事を行うなど、集まる機会を作る。
孤立化	・子どもの孤食。	・寺子屋ランチ、男の料理教室。 ・こども食堂などの取組を進める。

テーマ4：防犯・防災・減災

分野	生活課題	生活課題の解決方法
自主防災	・自主防災組織の支援が必要。 ・緊急事態になったとき、近所の人と連携できるか不安。	・自主防災組織を作る。 ・普段から近所の人とどのような連携行動をとるか話し合っておく。
消防団	・消防団員の減少。 ・消防団の活動を地域住民が知らない。	・消防団OBの再登板。 ・元消防団も消火活動ができるようにする。 ・女性消防団員の募集。
防災訓練	・防災訓練の周知が十分でない。 ・人数が集まりにくい。 ・訓練を実施しても参加者が役員など同じメンバーが多い気がする。 ・訓練に真剣に取り組めていない。	・回覧板と案内状で参加を呼び掛ける。 ・地域の新聞・チラシで呼びかける。 ・ご近所同士で誘い合って参加する。 ・ハザードマップを利用した避難訓練を実施する。 ・もっとリアルな訓練を行う。
情報伝達	・災害時の情報伝達 ・緊急連絡網が行き届いていない。 (個人情報への壁がある。)	・防災マップの活用。 ・連絡網の作成。 ・市との無線連絡と連絡網の整備。 ・各種団体の情報交換会を開催する。
	・川の増水が心配。	・河川へのライブカメラの設置。
	・避難のタイミングが分からない。 ・災害の知らせがあっても、どのように対処していいか分からない。 ・災害時の警報レベルが分かりにくい。	・近所の人と連絡を取り合う。 ・災害時の警報レベルの認知の徹底。 ・町内で災害時の連絡方法などのマニュアルを作成する。 ・分かりやすい言葉で伝える。
	・危険箇所の周知不足。 ・ハザードマップを作成したが、町内へ配布していない。	・ハザードマップで危険箇所や避難場所を確認する。 ・ハザードマップをカラー刷りにして全戸配布する。 ・ハザードマップを地域別に拡大する。
避難所	・災害時の避難所を知らない。	・日ごろから避難場所を把握しておく。
意識	・防災意識が低い。 ・避難グッズの備えが十分でない。 ・防災に対する意識や心構えに個人差があり、意識統一しにくい。 ・災害に対しての危機感がない。	・避難場所、危険な場所を日ごろから確認しておく。 ・災害について地域で話し合いをする。 ・防災訓練の回数を増やす。 ・日ごろから避難に必要なものを準備しておく。 ・町内ごとに集まる機会を作り、講演会で共通理解を深める。

		・災害についての恐ろしさを啓発していく。
	・災害時の食料等の備蓄。	・一人一週間分の食料を準備しておく。 ・非常食の試食会を開く。
要配慮者	・災害時の支援ができていない。	・地域の支援体制を話し合う。
	・一人暮らしの安否確認ができない。 ・身体不自由者が把握できていない。	・町内会独自の名簿を作成する。 ・台帳があることを周知しておく。 ・町内で要支援者の避難を手伝う人を事前に複数決めておく。 ・要配慮者を把握しておく。 ・障害者や独居高齢者の見守り隊を作る。
空き家	・動物が住み着き困る。 ・空き巣・火災が心配。 ・空き家の増加 ・空き家の倒壊が心配。	・空き家をみんなが集まれる場所にする。 ・町内で空き家の実態を把握しておく。 ・空き家のマップを作る。 ・所有者との縁づくり。
消費者被害	・オレオレ詐欺・特殊詐欺にあう不安がある。 ・不審なはがき・メールが届く。	・詐欺に対する講習会を開催して知識を身につける。 ・金融機関との連携。

テーマ5:その他

分野	生活課題	生活課題の解決方法
つながり	・近所同士のつながりが薄くなっている。 ・隣近所とのつながり方が分からない。 ・町内会の人の顔が分からない。 ・町内会の語り合いの場が少ない。	・日常から会えばお互いに挨拶を交わすなど、つながりを深めておく。 ・運動会・旅行等の懇親の行事を開催する。 ・お祭りイベントなどを開催する。 ・三世代交流会(餅つき・しめ縄づくり)、昔遊び(コマ回し、おはじき、お手玉)を開催する。 ・公会堂を活用して、囲碁、将棋、百人一首などの教室を開く。
	・孤立した人がいる。 ・アパートの住人など、把握できない人がいる。 ・一人暮らしが増えている。 ・引きこもりの人がいる。 ・行事に全く参加しない人がいる。	・見守りを強化する。 ・5世帯に1名程度の見守り担当を置く。 ・町内会で交流できるような行事を考える。
	・町内会に小地域ケア会議等の組織がない。	・町内会で小地域ケア会議を開催する。
	・地域の助け合いができていない。	・助け合いの意識を高める。
	・他の町内会とのつながりが少ない。	・福祉、災害等についての話し合いを連合町内会の支部単位で行う。
	・外国人との付き合い。	・交流会を開催する。
	・後継者の問題。 ・青壮年会の維持が難しくなっている。 ・老人会の維持が難しくなっている。	・町内会総会で新会員を紹介する。 ・会員が親しい仲間に声掛けする。
組織	・町内会長、役員の負担感が増している。	・補助金を増額する。

(2) PTA役員懇談会からの意見

「子ども・子育て」をテーマに、「地域とのつながり」や「子どもを取り巻く問題」について意見を出していただきました。

参加者から出された主な意見は以下のとおりです。

■ 地域とのつながり

- ・子育て等の福祉情報について、インターネットの普及により昔に比べて情報の入手は容易になっているが、有用な情報を入手するには地域での直接のふれあいが重要。
- ・地域の先輩からの子育てに関するアドバイスは役に立つ。
- ・育児相談や子育てサロンへ参加することで、地域につながるきっかけとなった。
- ・地域の様々な団体や人が連携して生活課題に対処することが大事。
- ・子ども会がなくなったため、世代間の交流が難しくなっている地域もある。
- ・個人情報の問題で地域の連絡網が作れないなど、地域の連携に支障が出ている。

■ 子どもを取り巻く問題

- ・塾などで子どもがとても忙しくなっている。
- ・学校行事で親を集めるのではなく、懇談会を中心に親を集めるべき。
- ・子どもの貧困について、家庭での仕事と育児のバランスが崩れているため、子どもの心が満たされていない。心の貧困が一番問題だと思う。
- ・親の働く環境の改善が必要。
- ・子どもがじっくり勉強ができる環境を作してほしい。公民館を積極的に活用してほしい。
- ・児童クラブを充実してほしい。

3 津山市地域福祉計画策定懇話会設置要綱

平成30年6月26日

津山市告示第65号

(目的及び設置)

第1条 市長は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定により津山市地域福祉計画を策定するに当たり、地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるため、津山市地域福祉計画策定懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(委員)

第2条 懇話会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

2 委員の任期は、委員に委嘱され、又は任命された日から津山市地域福祉計画の策定の日までとする。ただし、公職にあることにより、委嘱され、又は任命された委員の任期は、その公職にある期間とする。

(任務)

第3条 委員の任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 津山市地域福祉計画の策定に係る調査及び研究に関すること。
- (2) 津山市地域福祉計画の策定に関し意見を述べること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(会議)

第4条 市長は、必要に応じて会議を開くことができる。

2 市長は、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 懇話会の庶務は、環境福祉部生活福祉課において処理する。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、公示の日から施行する。

4 津山市地域福祉計画策定懇話会委員名簿

団 体 名	役 職	氏 名
美作大学 社会福祉学科	特任教授	小坂田 稔
岡山県美作県民局 健康福祉部	部長	藤澤 正治
津山市社会福祉協議会 地域福祉課	課長補佐	神田 和幸
津山市連合町内会	副会長	上高 進
津山市愛育委員連合会	会長	松本 静江
津山市民生児童委員連合協議会	会長	高山 科子
津山市老人クラブ連合会	副会長	小野 恭三
津山市身体障害者福祉協会	会長	藤田 勉
津山市手をつなぐ育成会	会長	荒井 幸治
津山市保育協議会	会長	土居 義幸
津山市ボランティア交流会	会長	齋藤 英一
津山市PTA連合会	会長	小川 創
津山市消防団	団長	川端 茂
津山警察署 生活安全課	課長	安藤 一巳
津山市地域包括支援センター	所長	伊藤智江美
津山市社会福祉事務所	所長	飯田 早苗
		(敬称略、順不同)

5 津山市地域福祉計画策定・推進会議設置要領

(目的及び設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく津山市地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定し、及び地域福祉に関する施策を効果的に推進するため、津山市地域福祉計画策定・推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌する事務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、推進会議の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、環境福祉参与をもって充て、会務を総理する。

3 副会長は、生活福祉課長をもって充て、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 委員は、みらいビジョン戦略室長、危機管理室長、環境生活課長、障害福祉課長、高齢介護課長、こども課長、こども子育て相談室長、健康増進課長、経済政策課長、都市計画課長、協働推進室長、加茂支所市民生活課長、勝北支所市民生活課長、久米支所市民生活課長、阿波出張所地域振興課長、学校教育課長及び生涯学習課長をもって充てる。

(会議)

第4条 推進会議の会議は、会長が必要と認めたときに招集し、その議長となる。

2 推進会議の会議において必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 推進会議の庶務は、環境福祉部生活福祉課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要領は、平成30年7月1日から運用する。

6 用語解説

(一番初めに該当用語が出てきたページを記載しています。)

英数字

●DV(ドメスティックバイオレンス)【P69】

英語の Domestic Violence のことで、直訳すると「家庭内の暴力」。配偶者、恋人その他親密な関係にある者から受ける身体的、精神的、経済的、言語的な暴力及び虐待のこと。

●NPO【P46】

英語の Non Profit Organization の略で、直訳すると「利益を配分しない組織、非営利団体・法人」。地域のためになる活動を、会社のような組織として行う団体。

あ行

●アウトリーチ【P43】

支援が必要であるにも関わらず、自発的に申し出をしない人々に対して、積極的に働きかけて支援の実現を目指すこと。

か行

●コミュニティソーシャルワーク【P68】

個別の要援護者の支援を行うとともに、個別の支援を通して見えてくる問題・課題を地域住民みんなの問題・課題と捉え、地域住民みんなの助け合い意識づくりや地域の生活環境の改善などに取組み、みんなが共に生きていける地域(コミュニティ)づくりを推進していく活動および機能。コミュニティソーシャルワーカーは、コミュニティソーシャルワークを行う者。

●子育て世代包括支援センター【P69】

専任の母子保健コーディネーターが、妊娠から出産・子育てまで切れ目なく相談に応じるとともに、サービスの紹介や調整を行い、安心して出産や子育てができるようにサポートする拠点。

●子ども・若者支援地域協議会【P73】

子ども・若者(0～39歳)が、社会生活を円滑に営むことができるよう関係機関等による適切な支援を組み合わせることにより、効果的かつ円滑な支援を実施するための機関。

●基幹相談支援センター【P67】

地域の相談支援の拠点として、相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門職が、地域で暮らす障害のある人やその家族への総合相談や専門相談に応じるほか、権利擁護・虐待防止のための普及・啓発等の業務を行う専門機関。

●権利擁護センター【P36】

認知症や障害などにより、自分で十分な判断ができない人の権利や財産を守るため、権利擁護の相談や成年後見制度の利用支援などを行う機関。

●ゲートキーパー【P64】

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。

●こけないからだ講座 【P59】

町内会主体で高齢者が週1回のペースで地域の集会所等を集まり、基本的な動作を繰り返し、ゆっくり歌いながら体操し、足腰や方の筋肉をしっかり鍛え、転倒しないで行動できることを目指した運動プログラム。

さ行

●災害ボランティアセンター 【P41】

主に災害発生時のボランティア活動を効率よく、円滑に推進するための組織。

●サロン活動 【P39】

地域で高齢者や障害のある人、子育て中の方が、生きがい活動と元気に暮らすきっかけづくりを見つけ、地域の人同士のつながりを深める自由活動の場。

●障害者虐待防止センター 【P75】

障害者虐待防止法により定められた虐待の通報・届出の受理、相談・指導・助言・広報・啓発等を行う機関。

●障害者虐待防止法 【P75】

「家庭内」の親などの養護者、「施設内」の職員、「職場」の上司など使用者による障害のある人に対する虐待を発見した人に通報を義務づけ、自治体などに調査や保護を求める法律（平成 24 年施行）。

●障害者差別解消法 【P43】

障害者基本法の基本理念に沿って、障がいを経由とする差別を解消するための措置について定めた法律。障がい者に対する不当な差別的取扱いを禁止し、行政機関に対して合理的な配慮の提供を義務づけている（平成 28 年施行）。

●生活困窮者自立支援法 【P72】

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対して、自立の促進を図るための措置を講ずることを定めた法律（平成 27 年施行）。

●成年後見制度 【P43】

判断能力が十分でない人（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など）を法的に保護するための制度。後見とは、生活、療養介護、財産管理に関する事務を代行したり、援助したりすること。自分の意思で後見人を選任する任意後見と、家庭裁判所に後見人、保佐人、補助人の選任を申し立てる法定後見がある。

●生活支援コーディネーター 【P50】

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的として、地域で生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けた調整役。

●生活支援サポーター 【P50】

地域での高齢者の生活を支えるシステムとして、養成講座を修了した高齢者の個別の生活課題に応える住民参加サービスの担い手。

●自主防災組織【P25】

大規模な災害が発生したとき、地域の住民が的確に行動し、被害を最小限にするために、地域住民により自主的に結成された組織。日頃から地域内の安全点検や住民への防災知識の普及・啓発、防災訓練等を行ったり、また、実際に地震が発生したときには、初期消火活動、被災者の救出・救助、情報の収集や避難所の運営を行うなど、様々な役割を担っている。

●自立相談支援センター【P36】

平成27年4月の「生活困窮者自立支援法」の施行に伴い設置された、さまざまな事情で生活に困っている人の自立を支えるための相談窓口。

た行

●第2層の生活圏域【P50】

住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況等を総合的に勘案して定めた圏域。

●多極ネットワーク型コンパクトシティ【P53】

中心拠点や地域生活拠点などに医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、これらの拠点間が公共交通ネットワークにより結ばれたまち。

●地域運営組織【P78】

連合町内会支部を一つの区域として、地域のさまざまな団体が連携して地域課題の解決などに取り組む活動体。

●地域包括支援センター【P35】

介護保険法にもとづき、高齢者の地域ケアの中核拠点として設置され、社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーなどの専門職を配置し、高齢者や家族からの総合的な相談や、虐待防止などの権利擁護、関係機関との連携調整などを行う機関。

●地域福祉推進委員【P64】

社会福祉協議会が行う福祉活動に参加し、その活動をより効果的にするために住民を中心としたネットワークづくりを支援する人。また、住民が福祉活動に参加しやすい基盤づくりをする。

●津山市地域づくりサポートセンター【P66】

地域住民と協働の地域づくりの実現のため、地域課題の解決に主体的に取り組む町内会活動やNPO活動、ボランティア活動等を支援し、推進するためのセンター。

●津山版地域包括ケアシステム【P40】

「ニーズの早期発見機能」「ニーズの早期対応機能」「ネットワーク機能」「社会資源の活用・改善・開発機能」「コンサルテーション（専門家等からの診断や鑑定を受ける）機能」「福祉教育機能」「活動評価機能」「専門性向上機能」の8機能からなるコミュニティソーシャルワークのシステムであり、津山市としての支援システム。

な行

●日常生活自立支援事業【P74】

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な人が、地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理の手伝い、預金通帳等の大切なものの預かりを行う事業。

は行

●パブリックコメント【P7】

行政機関が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、案に対して広く市民が意見や情報を提出する機会を設け、提出された意見等を行政機関による最終的な意思決定に反映する制度。

●バリアフリー【P53】

障害者が社会生活をしていくうえで障壁(バリア)となる段差などの物質的障壁や社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去を行うこと。

●人にやさしいまちづくり条例【P54】

子どもから高齢者まで、すべての人が一人の人間として尊重され、社会を構成する一員として自立し、住み慣れた地域で共に支えあい、生きがいを持ちながら安心して生活することができる「バリアフリー社会の実現」を市民総参加で推進しようとする条例。(平成12年12月制定)

●避難行動要支援者【P36】

災害時に、必要な情報を的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所へと避難するなどの適切な行動をとることが困難な人を指す。

●ふらっとカフェ【P51】

地域住民が身近な場所で気軽に集まれる「交流の場」のことで、高齢者を中心として幅広い世代が自由に交流し、さまざまな活動をしていくもの。

●ボランティア活動センター【P65】

「ボランティア活動がしたい」「ボランティアに来てほしい」などの相談に応じているほか、講座や啓発イベントの開催など、さまざまな面からサポートするボランティア活動の拠点。

や行

●ユニバーサルデザイン【P53】

障害の有無、性別、年齢、言語の違い等にあわせて特別に考えられたものではなく、すべての人に使いやすいように考えられた製品、環境、情報等のデザインをいう。「できるだけ多くの人が利用可能であるようなデザインにすること」ことを基本的な考え方としている。

●要保護児童対策地域協議会【P49】

虐待を受けている子どもや、さまざまな問題を抱えている子どもの早期発見や適切な保護等を図るために、地域の関係機関が情報等を共有し、協力して適切な支援を行うための会議。

ら行

●立地適正化計画【P54】

都市再生特別措置法に基づき市町村が作成する計画で、一定の範囲において住宅や居住者の共同の福祉又は利便のため必要な都市機能増進施設(医療・福祉施設、商業施設等)の立地の適正化を図り、コンパクトな市街地の形成を目指すもの。

第2次津山市地域福祉計画

発行日：平成 年 月

発 行：津山市

編 集：環境福祉部 社会福祉事務所 生活福祉課

〒708-8501 岡山県津山市山北 520 番地

TEL：0868-32-2063(直通)

FAX：0868-32-2153

E-mail：seifuku@city.tsuyama.lg.jp